



いのち
生命あふれる循環の島
～人とトキが共によりよく生きる島づくり～

佐渡市第2次環境基本計画

平成29年3月 佐渡市



表紙写真の説明

表紙には、市の花、市の木、市の鳥、市の魚の写真に掲載しています。



はじめに

私たちが住む佐渡島は、美しい景観と独特の自然環境や豊かな文化的資産を持つ、日本を代表する離島です。かつては、日本の他の多くの地域と同様に、自然との調和を大切にしながら循環を実践してきた社会がありました。しかし、20世紀後半の経済成長の中で、社会全体が効率的な生産と便利で豊かな生活を求め、その結果として人びとの暮らしと自然とのかかわりが希薄となり、人間活動による環境への負荷も増大しました。

この流れを転換し、かけがえのない命の星・地球環境を未来の世代へと受け継いでいくための活動が世界各地で取り組まれています。

本市においては、「佐渡市環境基本条例」を平成17年3月に制定し、「人とトキが共に生きる島づくり」を目指す決意を明らかにしました。この条例に基づき、平成19年3月には佐渡市環境基本計画（以下「第1次環境基本計画」という。）を策定し、将来の世代と環境の恩恵を分かち合うため、市民、各種団体、事業者、行政など社会を構成する全ての主体が参加し、協力し合いながら環境の保全及び再生のための取組を推進してきました。

計画策定から10年が経過し、環境を取り巻く状況は大きく変化しました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う福島第1原子力発電所の事故は、放射性物質への不安や電力不足などの問題を国民全体に認識させ、環境やエネルギーに関する私たちの意識を大きく変える契機となりました。

現在、野生絶滅したトキを再び大空へと羽ばたかせる取組を中心として、生物多様性の保全や地球環境への負荷低減など、環境をめぐる様々な市民活動が展開されています。

このような状況を踏まえるとともに、第1次環境基本計画における取組の検証を行い、今後の環境行政の方向性及び課題解決の方針などを改めて確認することを目的に、新たな佐渡市環境基本計画（以下、「第2次環境基本計画」という。）を策定します。

この計画においては、市民、各種団体、事業者、市の役割をそれぞれが認識し、一体となって行動し、本市が目指す将来像「^{いのち}生命あふれる循環の島」の実現に向け、環境施策の具体的な取組を推進してまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定にご尽力いただきました佐渡市環境審議会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などにより貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成29年3月

佐渡市長

三浦基裕



目 次

第1章 目標とする姿	1
第1節 計画が目指す将来像	1
第2節 長期目標	1
I 豊かな自然を守り育む	2
II 地球環境を考え行動する	3
III くらしを支える環境の質を高める	4
IV 自然環境豊かな文化と社会をつくる	5
V 環境市民を形成し市民活動を展開する	6
第3節 計画の位置づけ	7
第4節 計画の期間	8
第2章 環境の現状と課題	9
第1節 環境問題の動向	9
第2節 環境の現状	11
1 自然環境	11
2 身のまわりの生活環境	17
3 廃棄物処理とリサイクル	28
4 地球環境問題	34
5 歴史的・文化的環境	38
6 環境教育・環境学習	40
7 社会的な状況	43
第3節 環境の課題	52
第3章 目標に向けた取組	58
第1節 環境基本計画の体系	58
第2節 環境施策の具体的展開	59
I 豊かな自然を守り育む	59
1. 豊かな自然環境の保全と活用	59
2. トキとの共生の実現	66
II 地球環境を考え行動する	69
1. 廃棄物の循環利用の促進	69
2. 地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及促進	73
III くらしを支える環境の質を高める	77
1. くらしを支える生活環境の確保	77
2. うるおいと安らぎのある生活環境の確保	83
IV 自然環境豊かな文化と社会をつくる	84
1. 歴史的・文化的環境の保全と活用	84
2. 佐渡にふさわしい景観の形成	86
V 環境市民を形成し市民活動を展開する	87
1. 佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成	87
2. 協働の取組の推進	90

佐渡市環境基本計画における環境指標	92
第4章 計画の推進にあたって	93
第1節 効果的な推進	93
1. 計画推進の基本的な考え方	93
2. 計画の推進体制	93
第2節 各主体の取り組み	95
1. 市の率先行動	95
2. 市民の率先行動、参加	96
3. 島外者に求める行動	97
4. 各種団体の率先行動、参加	98
5. 事業者の率先行動、参加	99
資料	
1 佐渡市環境審議会の協議経過	101
2 佐渡市環境審議会専門部会の協議経過	102
3 市民意見の把握等	103
4 佐渡市環境基本計画推進本部での検討経過	104
5 佐渡市環境基本条例	105
6 佐渡市環境審議会規則	113
7 佐渡市環境アドバイザー制度実施要綱	115

第1章 目標とする姿

第1節 計画が目指す将来像

第1次環境基本計画では、平成19年度から平成28年度を計画期間とし、トキの野生復帰実現に向けた各種施策を設定し取り組んできました。第2次環境基本計画では、平成29年度から平成38年度を計画期間と設定し、トキの野生定着をはじめとした本市の環境全般について、目指す将来像を「^{いのち}生命あふれる循環の島」として、豊かな環境を保護、保全、活用し、島内において資源が循環する仕組みづくりをすすめて、将来の世代に引き継ぐことを目標とします。

^{いのち}生命あふれる循環の島

～人とトキが共によりよく生きる島づくり～

第2節 長期目標

目指す将来像の実現のために、5つの長期的な目標により施策・取組を推進します。

目指す将来像の実現



Ⅰ 豊かな自然を守り育む

健全な生態系を維持、回復し、経済活動と環境の好循環を生み出す島を目指します。



II 地球環境を考え行動する

資源やエネルギーを効率的、循環的に利用する地球環境に配慮した島を目指します。



III くらしを支える環境の質を高める

環境汚染や自然災害の防止など生活対策を進め、安全で快適な島を目指します。



IV 自然環境豊かな文化と社会をつくる

豊かな自然環境を背景にした歴史・文化資源を大切にする島を目指します。



V 環境市民を形成し市民活動を展開する

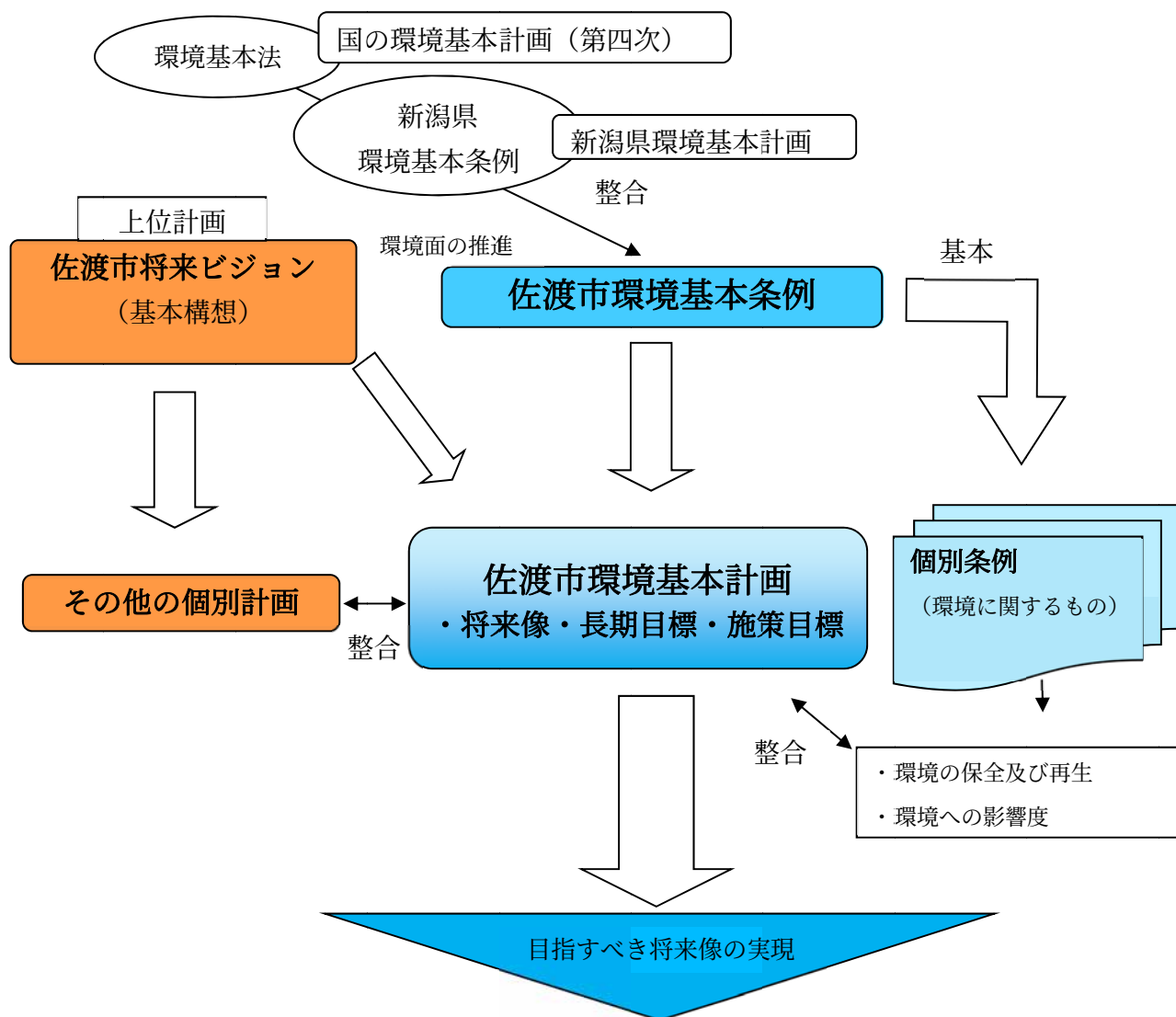
環境の大切さを学び、地域で実践する環境市民の形成を支援し、佐渡の環境の素晴らしさを世界に発信する人づくりを目指します。



第3節 計画の位置づけ

この計画は、佐渡市環境基本条例の基本理念のもと環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同条例第10条の規定に基づき定めたものであり、上位計画である「佐渡市将来ビジョン」を環境面から推進する個別計画として位置づけられるものです。

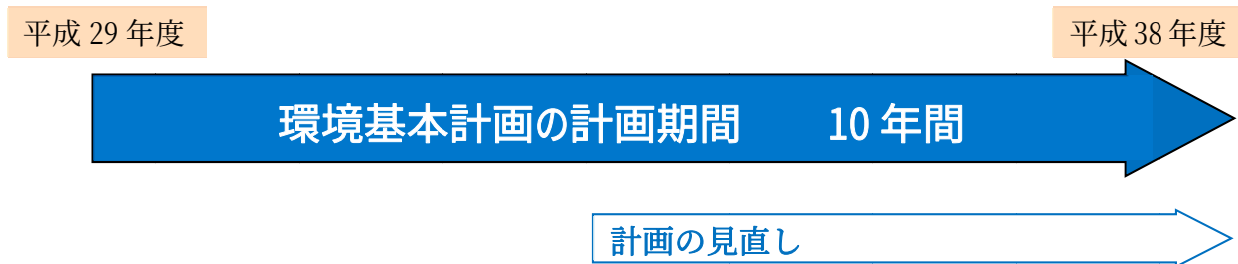
個別計画での環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、環境の保全及び再生に関する施策・事業及び環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画と整合性を図っていくこととなります。



第4節 計画の期間

計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とし、中間期となる5年目に見直しが必要かどうかの検討を行います。

ただし、本市を取り巻く環境や社会情勢に大幅な変化が認められた場合、期間内であっても必要に応じて見直しを行います。



第2章 環境の現状と課題

第1節 環境問題の動向

世界的には、人口増加、グローバル化により新興国をはじめとした多くの国で、経済や社会の発展を目指すための資源開発と環境破壊が繰り返されています。その一方で、地球温暖化による気候変動や生物多様性の減少に対処するため、先進各国を中心に温室効果ガス発生抑制に向けた協定締結や持続可能な開発に向けた国際環境協力の取組が広がっています。

日本においては、2030年までに2013年比マイナス26%の温室効果ガスの排出削減を目標とした「日本の約束草案」が2015（平成27）年7月に示されたところです。エネルギー資源に乏しく海外からの輸入に頼っていた化石燃料の代わりとなりうる重要な国産エネルギーとして推進してきた原子力発電は、2011年3月の東日本大震災と原子力発電所の事故を契機に安全性が問題となりました。化石燃料使用による温室効果ガスの発生抑制を主眼として、同年7月には、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、自然エネルギーの活用推進が図られています。

COP21におけるパリ協定の採択

- COP21(11月30日～12月13日、於:フランス・パリ)において、「パリ協定」(Paris Agreement)を採択。
 - ✓ 「京都議定書」に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。
 - ✓ 歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意。
- 安倍総理が首脳会合に出席。
 - ✓ 2020年に現状の1.3倍の約1.3兆円の資金支援を発表。
 - ✓ 2020年に1000億ドルという目標の達成に貢献し、合意に向けた交渉を後押し。



- パリ協定には、以下の要素が盛り込まれた。
 - ✓ 世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することに言及。
 - ✓ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
 - ✓ 我が国提案の二国間クレジット制度(JCM)も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。
 - ✓ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
 - ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
 - ✓ すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
 - ✓ 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み(グローバル・ストックテイク)。

2015年12月12日、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、『パリ協定』が正式に採択されました。

コラム「パリ協定」って何？

「低」から「脱」へ、脱炭素化社会の実現を目指す。

パリ協定とは2020年以降の地球温暖化対策の枠組みのことで、フランスの首都パリで開かれた国際会議（COP21）で採択されたことからこの名前と呼ばれています。

また、地球温暖化とは温室効果ガス（二酸化炭素など）によって地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のことで、生態系や人類の活動へ悪影響を及ぼすと考えられています。

つまり、寒い地域の氷が解けることで海の高さが上昇して海岸が浸食されて陸地がなくなったり、木や草が枯れて動物が住めなくなったり、人間も農作物が取れず食べものが無くなるのが心配されているのです。

この地球温暖化の問題を解決するため、世界中の国々が集まって話し合いを繰り返して出来上がったルールがパリ協定です。

実は、いままでも国際的な地球温暖化防止のルールは存在していました。

このルールは、1997年に日本の京都で採択されたことから、京都議定書と呼ばれています。京都議定書も数値目標を掲げ、画期的なルールと評価されていましたが、重要な国が参加していないなど課題があったことから、見直しが求められていました。

それでは、パリ協定がこれまでの取り組みとどこが違うのかという視点から解説します。

1. 対象となる国が先進国だけでなく、途上国も含まれたこと
2. 全体の目標を「産業革命前からの気温上昇を2度未満にし、1.5度以内に向けて努力すること」としたこと
3. 各国の目標を「作成、報告、国内対策の義務化。5年ごとに更新。達成は義務づけない」としたこと
4. 先進国による途上国の支援が追加されたこと

つまり、地球温暖化対策について厳しい目標を設定し、世界全体で継続して取り組んでいく、という意味が表れたといえます。

さて、従来、地球温暖化防止のための二酸化炭素の排出が少ない社会を「低炭素社会」と呼んでいました。

ところが、今回のパリ協定の取り組みは「脱炭素社会」と呼ばれており、これは、それだけ厳しい目標を各国が合意するということになります。

では、私たち市民のパリ協定に関する責任や役割はどういったことになるのでしょうか。

最も身近なのは生活に使う電化製品や車に使うエネルギーです。

二酸化炭素を排出しない、もしくは排出量の少ない電気の発電方法や製品、サービス選ぶことが求められます。

未来の地球人のために地球温暖化を防止するという気持で、いま私たちが国全体としての取り組みを支えることが必要ではないでしょうか。

本市においては、農林水産業が基幹産業であることや、商工業では比較的小規模の事業所が多いこと、さらには化学、石油・石炭などの重化学工業の事業所が少ないことなどにより、健康に影響を及ぼす危機的な公害問題の発生には至っていません。一方で、第1次環境基本計画策定以後、閉鎖性水域である加茂湖での赤潮発生による養殖カキの大量へい死、気候変動とも関連する沿岸域での暴風・高波・高潮被害の発生など世界的な環境問題の影響と考えられる事案が発生しています。また、国内の島嶼^{とうしょ}における共通問題である海岸漂着ごみについても大きな問題となっています。

トキの野生復帰については、新潟大学などの教育・研究機関をはじめ、多くの市民、各種団体などが、市内の多くの地域で、生息環境づくりのための調査研究や、餌場となる水田づくり、ビオトープづくりなど、様々な取組を行っています。

「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」として世界遺産登録を目指す佐渡金銀山、後世に残すべき生物多様性を保全している農業上の土地利用方式や景観として、2011年にFAO（国連食糧農業機関）の認定を受けたGIAHS、佐渡の地形と自然環境は、3億年の歴史を語る日本海に浮かぶ島であるとして、2013年に認定されたジオパークなど、身近な環境についての知識、理解を深めるとともに、活用を中心とした保全を推進していく必要があります。

さらに、超高齢社会、人口減少による産業活動の縮小など、これまで維持されてきた2次的自然環境である里地・里山・里海は、管理が行き届かず、「使うこと」から「使わないこと」へと変化し、環境問題として大きく取り上げられるようになりました。

佐渡島には3つの宝ものがある

金銀山（MINE）、トキ（GIAHS）、大地の遺産（GEOPARK）

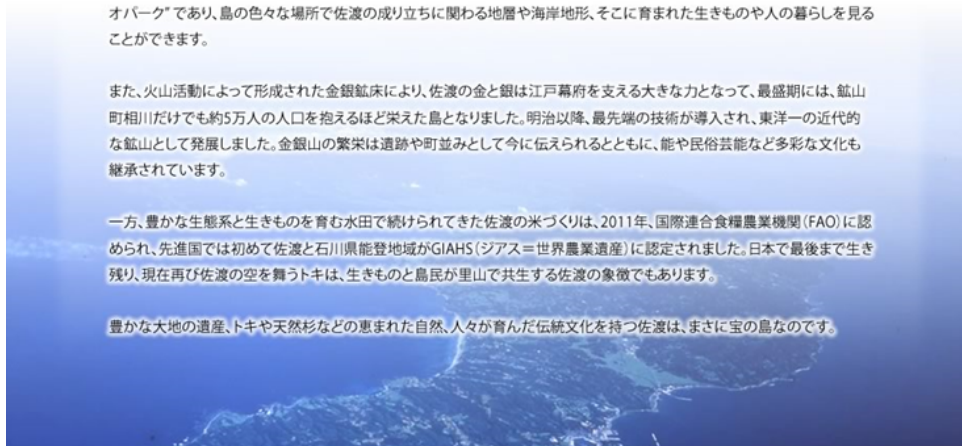
佐渡島は、面積855km²（東京23区の約1.5倍）、周囲約280kmの日本海側最大の島です。

約300万年前から続く地殻変動で生まれた佐渡島は、自然風景そのものがまるで展示物のような“大地のテーマパーク＝ジオパーク”であり、島の色々な場所で佐渡の成り立ちに関わる地層や海岸地形、そこに育まれた生きものや人の暮らしを見ることができます。

また、火山活動によって形成された金銀鉱床により、佐渡の金と銀は江戸幕府を支える大きな力となって、最盛期には、鉱山町相川だけでも約5万人の人口を抱えるほど栄えた島となりました。明治以降、最先端の技術が導入され、東洋一の近代的な鉱山として発展しました。金銀山の繁栄は遺跡や町並みとして今に伝えられるとともに、能や民俗芸能など多彩な文化も継承されています。

一方、豊かな生態系と生きものを育む水田で続けられてきた佐渡の米づくりは、2011年、国際連合食糧農業機関（FAO）に認められ、先進国では初めて佐渡と石川県能登地域がGIAHS（ジアス＝世界農業遺産）に認定されました。日本で最後まで生き残り、現在再び佐渡の空を舞うトキは、生きものと島民が里山で共生する佐渡の象徴でもあります。

豊かな大地の遺産、トキや天然杉などの恵まれた自然、人々が育んだ伝統文化を持つ佐渡は、まさに宝の島なのです。



第2節 環境の現状

1 自然環境

本市は、日本海に浮かぶ佐渡島全域を市域とし、面積は 855.61km²（出典：国土交通省国土地理院「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」、海岸線延長は 280.7km（出典：平成 27 年 3 月 31 日現在、国土交通省河川局「海岸統計」）で、沖縄本島に次ぐ面積を有しています。

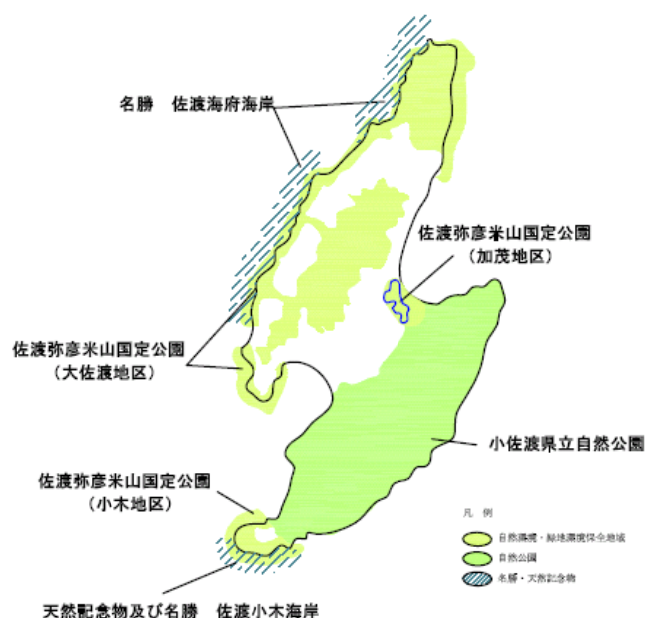
北には標高 1,172m の金北山を最高峰とする大佐渡山地、南は標高 645m の大地山を中心とした小佐渡丘陵を擁し、これに挟まれる形で国中平野が広がっており、山地、丘陵地はほとんどが森林に覆われています。

また、海岸部では、大佐渡山地の北西海岸や小佐渡丘陵の南端小木半島など、隆起海岸の変化に富んだ地形の景観を呈しています。

気候は、日本海を北上する対馬暖流の影響で、本州の同緯度程度の地域と比べると温暖で、降雪量も少なくなっています。また、日本海固有の冷水塊の影響と相まって、島内には北方系、南方系の植物が混在するとともに、離島という外部と隔離された地理的条件などから佐渡島固有の動植物も多くみられ、地域特有の生物相を有しています。

このようなことから、佐渡島の約 63%が国定公園や県立自然公園に指定されています。

自然公園の面積： km ²	
佐渡弥彦米山国定公園（佐渡地域）	小佐渡県立自然公園
199.5	337.5



(1) 植 生

自然植生である自然林が大佐渡山地にごくわずかに残り、大佐渡山地と小佐渡丘陵の大部分が代償植生である二次林に覆われています。また、平野部は水田が開け、農耕地として利用されています。

本市は、植生分布として、北方系と南方系の境界とされる北緯 38 度線上に位置しており、北方系と南方系の植物が同じ地域に自生していることが特徴となっています。

海域に囲まれた本市は、離島であるがゆえに、とりまく環境に影響を受けやすく、大佐渡山地は大陸からの季節風の影響を受け、山頂付近では高山帯的、亜高山帯的な植生が形成されています。

佐渡島の植物相は約 2,100 種（平成 27 年 2 月佐渡動植物生息実態調査最終報告）と多く、対馬暖流の影響や地形などによる温暖な気候条件により、暖温帯性常緑植物が広く分布し、植物群の多様性がみられます。



シラネアオイ



イワユリ



ハマナス



オオミスミソウ

(2) 生物相

国内最後のトキの生息地となった佐渡島は、地域特有の生物相を有しています。

大佐渡山地では、山頂付近にシャクナゲやブナの群落が分布し、北部稜線沿い標高約800mから約900mには、天然杉が群生する原生林が約300ha広がっています。また、大野亀周辺では、北方系の植物であるハマナスやトビシマカンゾウが生育しています。一方、小佐渡丘陵地の南部では、ビワやミカンなどの暖帯植物が生育し、暖地性の常緑シダであるクリハランが分布北限として隔離分布しています。

また、サドトガリネズミやサドモグラ、サドノウサギ、サドカケス、サドマイマイ、サドガエル、サドムシオイガイなど、佐渡の名前を冠する固有の動物も数多く見られます。



サドモグラ

(写真提供：新潟大学朱鷺・自然再生学研究センター様)



サドノウサギ



サドカケス

(写真提供：近藤健一郎氏)



サドガエル



サドコブヤハズカミキリ

(写真提供：新潟大学朱鷺・自然再生学研究センター様)



サドナデシコナマコ

(写真提供：新潟大学理学部附属臨海実験所様)

このように多様性に富んだ特徴的な生物相が形成された背景には、まず、佐渡島が日本列島の北と南の境界付近に位置する離島であるという地理的条件があげられます。山深く起伏に富んだ山岳地帯、里地、里山から続く平野部の田園地帯、数多くの河川や湖沼・湿地などの水辺、砂浜や岩礁などの海浜地帯も、温暖な気候とともに、豊かな生物相を支えています。

しかしながら、里地、里山、里海の荒廃、各種開発やこれに伴う河川、湖沼、湿地、海岸線などの改変、乱獲、盗掘や過剰な採取、テンやブラックバス、産地不明の栽培植物の移入、農薬を含めた様々な化学物質の乱用などが要因となって、豊かで多様な生物相に大きな影響を与えています。鳥類については、多様性の減少（ヒクイナ、ヨシゴイ、ヤマセミほか）も多くみられるようになりました。また、陸域での人間活動による環境負荷は、浅海域の生物多様性にも影響を及ぼします。温暖化による気候変動と海水温は密接に関連しており、海水温の上昇は、磯焼けの出現、藻場面積の減少にもつながり、海産魚介類の生息環境にも多大な影響を与えます。

平成 12 年度に新潟県が公表した「レッドデータブックにいがた（2001）」には、佐渡島に関連する保護上重要な野生生物についても約 270 種が選定されています。策定から十数年が経過し、内容の見直しが必要となったため、平成 26 年度は植物編、鳥類編、平成 27 年度は淡水魚類・大型水生甲殻類編、平成 28 年度は両生類・爬虫類編がレッドリストとして改定され、その他の分類群についても順次見直し作業が進められているところです。



メバルの群れ



ホンダワラの林



魚介類の生息、産卵場所となる藻場

(3) トキの野生復帰

里地、里山近辺を生息範囲とするトキは、私たちにとって身近な鳥であるとともに、山間の水田を主な餌場とするため、野生下でのトキの生息環境を確保するには、市民の理解と協力が不可欠となります。

また、人とトキが共に生きていくことは、市民に過度の負担を強いるものではなく、人もトキが生息する自然環境から多くの利益を享受できるものでなければなりません。

平成20年9月には、トキが佐渡の大空に27年ぶりに舞い、平成24年の繁殖期には、36年ぶりに自然界においてヒナが誕生しました。現代の環境下における野生復帰に向けた取組が、大きな成果を生んだといえます。今後も、生息環境の整備を進め、野生定着が確かなものとなるよう取組を進める必要があります。

ア 市民によるトキ保護活動のあゆみ

佐渡島においてトキの保護活動が本格的に始まったのは戦後のことです。

昭和28年12月、「佐渡朱鷺愛護会」が結成され、昭和34年に「佐渡とき保護会」に改称されて、その活動は現在も続いています。また、地域組織として「新穂トキ愛護会」と「両津市ときを愛護する会」が活動していました。新穂トキ愛護会では、トキの繁殖期に人が営巣地に近づいて悪影響を与えないよう「入山禁止」などの保護活動に取り組みました。



棚田のトキ 写真提供：佐藤 春雄 氏

両津市ときを愛護する会では、トキが飛来する水田では農薬や除草剤を使わないようにしたり、餌が少なくなる冬は、水とドジョウを入れた一斗缶を山間の田んぼまで背負って運び、放流をしたりしていました。このような佐渡島のトキを野生状態で増やそうとする人々の熱意にもかかわらず、トキは数を減らし続け、昭和56年1月、野生のトキ5羽全部が捕獲され、人工増殖に託されることとなりました。

イ これまでの取組

平成15年3月に環境省が策定した「環境再生ビジョン」（共生と循環の地域づくりモデル事業）に沿って、行政、市民一体の野生復帰の取組が進められてきました。この取組は、既存の水田を活用し、トキのエサ場として有効に機能させるための新たな制度「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の立ち上げをはじめとした生息環境づくり、トキを見守り共生していこうとする意志や努力を表した「トキとの共生ルール」の策

定・実践など野生復帰実現に向け、多くの社会変化をもたらしました。平成20年9月25日には秋篠宮両妃殿下にもご臨席いただき第1回放鳥が行われました。これ以後平成28年まで計15回にわたり累計252羽の放鳥を行い、平成24年以降は野生下での繁殖も実現し、平成26年6月時点において、目標としていた「60羽の定着」が達成されました。

ウ これからの取組

環境省は、「環境再生ビジョン」の目標であった「2015年までに佐渡島での60羽のトキの定着」の目標達成を受け、2020年までの野生復帰の方針を示すとともに、次期目標「2020年頃に佐渡島内での220羽のトキの定着」を達成するための工程表となる「トキ野生復帰ロードマップ2020」を策定しました。

国や県と連携・調整を図りながら、トキの野生定着に向けた取組を一体的に推進するため、市民理解の促進やトキの生息環境整備などの取組を進めていきます。

●指標と目標

	指標	年					備考
		2016	2017	2018	2019	2020	
野生個体群	生息個体数	188	221	256	291	327	個体群シミュレーションの結果による
	1年以上生息しているトキの個体数	112	140	166	193	220	
	成熟個体数	40	60	82	102	123	
	野生下生まれ個体数	73	97	124	152	183	
	ペア数	51	58	69	80	91	
	巣立ちヒナ数	40	45	54	62	71	
	成鳥生存率	0.83以上	0.83以上	0.83以上	0.83以上	0.83以上	現状維持以上とする
	幼鳥生存率	0.6以上	0.6以上	0.6以上	0.6以上	0.6以上	
	巣立ち率	0.3以上	0.3以上	0.3以上	0.3以上	0.3以上	
	放鳥数	36	36	36	36	36	6月(18羽)、9月(18羽)
生息環境	佐渡市ビオトープ整備事業面積(ha)	370	400	430	460	490	「トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略」(佐渡市策定)の数値目標による
社会環境	トキファンクラブ会員数	7,060	7,649	8,238	8,827	9,416	
飼育個体群	飼育個体群	200	200	200	200	200	飼育方針による
	繁殖による増加数	45	45	45	45	45	
モニタリング	住民からの目撃情報数	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	

出典：トキ野生復帰ロードマップ2020

2 身のまわりの生活環境

私たちが生活する身のまわりの環境には、多種多様な環境要素が複合的に存在しています。その中で、大気環境や水環境、騒音・振動、悪臭など、これまで公害問題として、人の健康や生活環境に被害や大きな影響をもたらしたことの環境要素に関しては、基本的な問題として現状を把握していく必要があります。

これらの生活環境に関しては、各種の環境関係法令に基づき、規制や環境監視が行われてきました。このうち、大気環境や水環境については、県により規制や監視が行われており、騒音・振動や悪臭の規制は、市が主体となっています。

また、毎年度「生活環境測定計画」を策定し、水環境や騒音・振動などの身近な生活環境の調査に取り組んでいます。

(1) 大気環境

私たちが日々の生活をしていくうえで、きれいな大気環境はなくてはならないものです。大気が汚染される原因としては工場や事業場からのばい煙や自動車の排ガスなどがありますが、これらは大気汚染防止法によって、「ばいじん」、「硫黄酸化物」、「窒素酸化物」などの汚染物質の排出が規制されています。

ア 大気環境の現状

両津地区では、昭和 52 年から市との公害防止協定に基づいて、立地している火力発電所により、駒坂と椿の 2 地点で二酸化硫黄に係る大気環境の測定が行われてきました。これまでの結果はすべて環境基準を達成しています。

○ 両津火力発電所周辺における二酸化硫黄測定結果 (単位：ppm)

測定地点	1 時間値の最高値		日間平均値の最高値	
	駒坂	椿	駒坂	椿
H17 年度	0.062	0.033	0.010	0.009
H27 年度	0.028	0.024	0.007	0.005
環境基準	0.1 以下	0.1 以下	0.04 以下	0.04 以下

イ アスベスト対策

平成17年6月、兵庫県尼崎市の工場周辺でアスベストによる死亡者が確認されて以来、過去のアスベスト関連工場の労働者や周辺住民の健康被害が問題になりました。

また、市内においても、平成18年6月に市立両津小学校のアスベスト除去工事において、飛散事故が発生しました。

アスベストについては「大気汚染防止法」や「新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」、「労働安全衛生法」などで規制されています。

県では、アスベスト含有建材を使用した建築物の解体作業時などに周辺の大気環境調査を実施しており、市は県とともに立入調査などを行っています。

なお、アスベスト使用の可能性がある建築物の解体などの作業が今後も継続することが見込まれています。

(2) 水環境

市内には国中平野を貫流する国府川やその支川のほか、大佐渡山地や小佐渡丘陵から日本海に注ぐ多くの河川（二級河川 85 水系 145 河川、準用河川 29 水系 41 河川）があります。また、四方を海に囲まれていることから、豊かな水環境の中に位置しているといえます。

水は、地球上の限りある資源であり、生物の命を育み、私たちの生活や産業に不可欠な基本要素であることから、いろいろな環境要素の中でも水環境については、市民の関心も高いものとなっています。

しかしながら、生活用水や工業用水、農業用水による利用、都市化などに伴う流域の地下浸透や涵養機能、浄化機能の低下などにより、河川などの平常時の流量が減少し、その水質や水生生物などの生育・生息環境が損なわれ、また、人と水とのふれあいの場としての活用も難しくなっています。

県では、公共用水域の水質調査とあわせて、概ね5年ごとに県内の※水質汚濁負荷量調査を行っており、最近の調査は平成23年度に実施されました。この結果から、市内では全ての水域において生活系の水質汚濁負荷量の割合が低下しているとはいえ、改善の余地があります。

※水質汚濁負荷量： 水質汚濁の代表的な指標のBODによって、1日当たりの汚濁の負荷量を表した数値。

○ 市内における水域別水質汚濁負荷量（単位：kg-BOD／日）

水域名	生活系	(し尿)	(糞尿)	事業場系	畜産系	自然系	全負荷量
国府川	383.04 (613.32)	33.50 (40.70)	349.53 (572.6)	30.98 (105.70)	19.31 (25.86)	55.61 (48.18)	488.94 (793.06)
真野湾	237.59 (320.87)	24.32 (36.55)	213.27 (284.32)	56.16 (116.53)	4.16 (5.83)	11.58 (11.61)	309.49 (454.84)

（平成 23 年度、()内は平成 13 年度）

出典：新潟県佐渡地域振興局環境センター

ア 生活排水対策

生活排水は、し尿と生活雑排水（台所排水、洗濯排水、入浴排水など）に区分されます。

生活排水の汚濁負荷を低減するためには、下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備により、適切に処理する必要があります。

本市では平成 27 年度末現在、これらの生活排水処理施設による処理人口比率は、市内人口の 51.52%となっており、台所排水などの生活雑排水は全人口の約 48%に相当するものが未処理で河川などの公共用水域に排出されています。

○ 市内における生活排水処理施設別処理人口など年度別比較

生活排水処理施設	行政人口(人)		生活雑排水 処理人口(人)		生活雑排水処理 人口比率(%)	
	H17	H27	H17	H27	H17	H27
下 水 道	68,058	57,976	13,852	22,161	20.4	38.2
農業集落排水施設			—	139	—	0.02
漁業集落排水施設			1,043	1,118	1.5	1.9
合併処理浄化槽			7,381	6,620	10.8	11.4
合 計	—	—	22,276	30,038	32.7	51.52

○ 下水道処理人口普及率比較表

		佐渡市		新潟県計	
		H17	H27	H17	H27
行政人口(人) A		68,058	57,976	2,438,482	2,307,301
下 水 道	処理区域人口(人) B	30,324	36,480	1,424,182	1,684,976
	接続人口(人) C	13,852	22,161	1,170,212	1,469,351
	接続率 C/B(%)	45.7	60.7	82.2	87.2
	処理人口普及率 B/A(%)	44.6	62.9	58.4	73.0

* 行政人口の県計欄は、未供用市町村も含む。

イ 工場排水などの規制

工場や事業場に対しては水質汚濁防止法などの法令に基づき、特定施設を有する工場及び事業場の排出水及び地下浸透水に規制が行われており、平成 27 年度末でその規制対象である特定事業場数は 319 となっています。主な業種として、旅館業が 142、食料品製造業 79、畜産農業 3 で、平成 17 年度末では、全体で 608、それぞれ 368、90、34 でした。

ウ 公共用水域における水質の現状

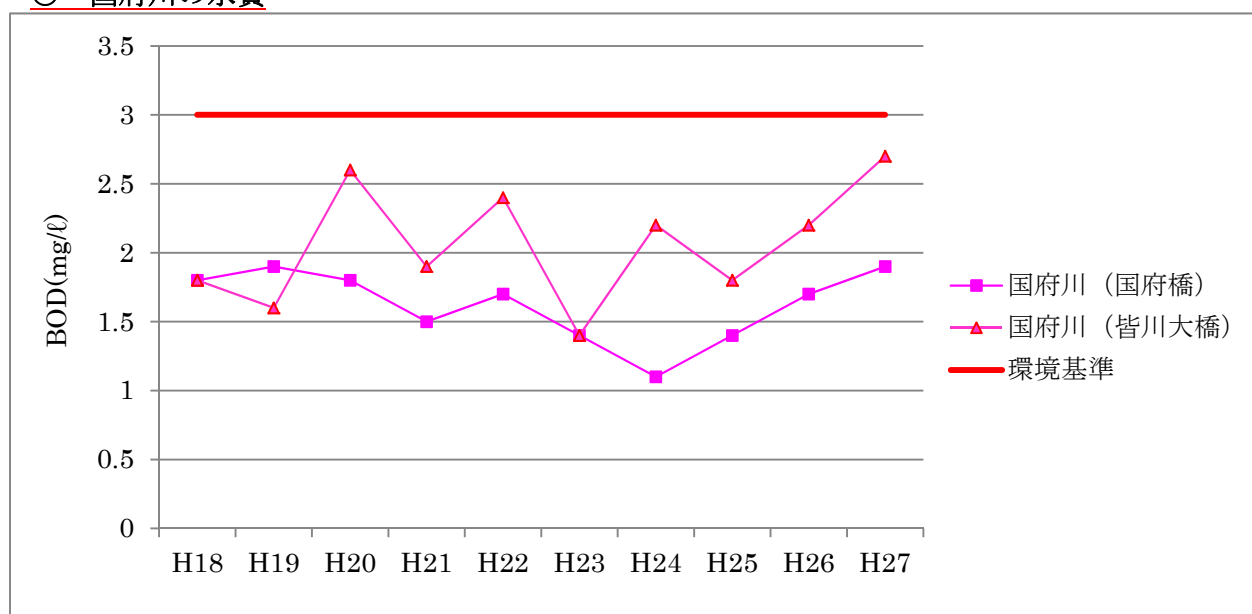
良好な水環境を保全するため、事業場などの排出水の規制や生活排水対策などの取組とあわせて、公共用水域の水質監視が継続的に行われてきました。

このうち河川では国府川、海域は両津湾（加茂湖を含む）、真野湾、小木港の各水域について、県は水質の「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定を行い、継続的に水質監視を行っています。

水質汚濁の指標である BOD（生物化学的酸素要求量）については、最近ではすべて環境基準を達成しています。海域の COD（化学的酸素要求量）は、一部において、環境基準に近い値となっており、水質の変化に注目していく必要があります。

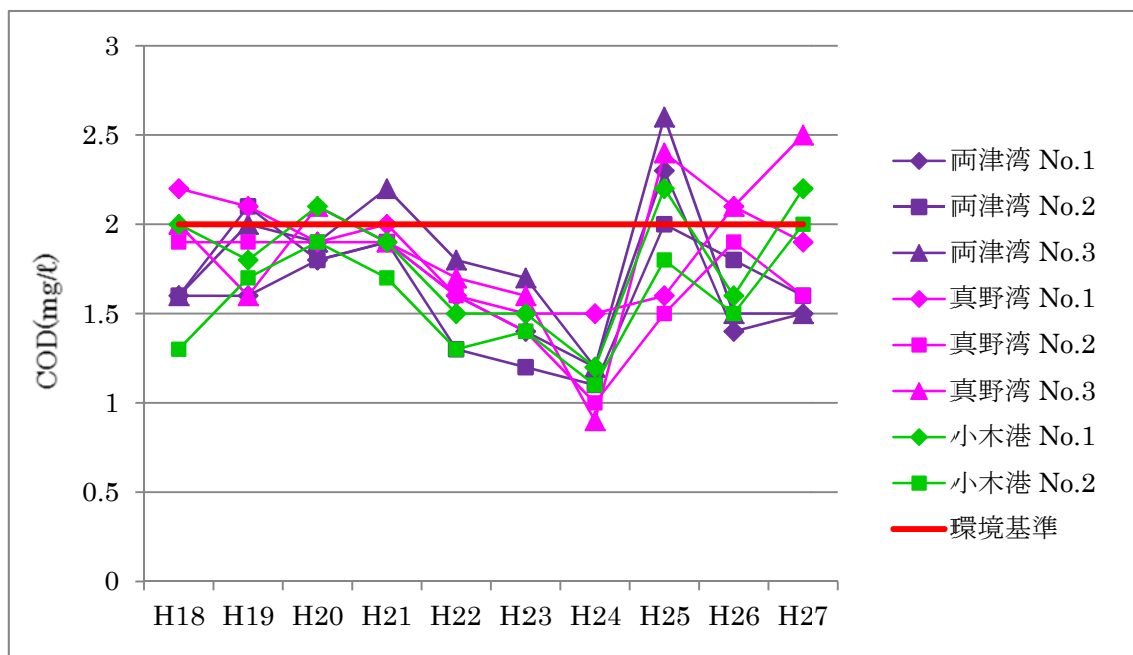
全窒素・全^{りん}は水域の富栄養化の要因となる物質です。この項目については、両津港、加茂湖、真野湾の各水域が県によって環境基準の類型指定となっており、加茂湖については季節的には基準値を超過する場合があります、注意深く監視していく必要があります。

○ 国府川の水質



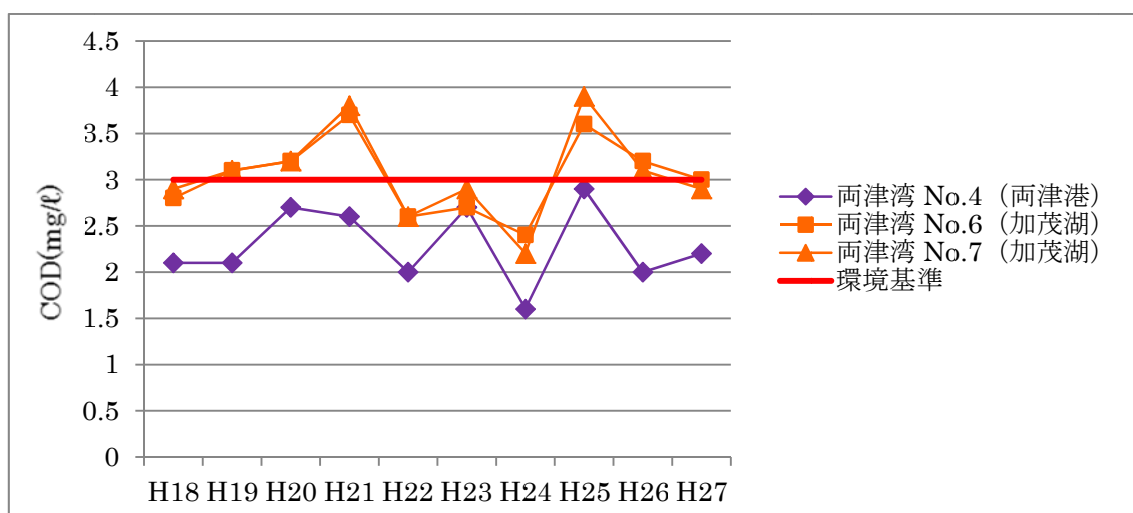
出典：新潟県佐渡地域振興局環境センター

○ 海域（両津湾・真野湾・小木港）の水質



出典：新潟県佐渡地域振興局環境センター

○ 海域（両津港・加茂湖）の水質



出典：新潟県佐渡地域振興局環境センター

○ 全窒素及び全リンの水質測定結果（両津港・加茂湖・真野湾）

（単位：mg/l）

	項 目	基準値	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
両津港	全窒素	0.3	0.17	0.10	0.12	0.12	0.12
	全 磷	0.03	0.022	0.019	0.018	0.018	0.019
加茂湖	全窒素	0.3	0.21	0.17	0.21	0.19	0.18
	全 磷	0.03	0.028	0.030	0.029	0.029	0.026
真野湾	全窒素	0.2	0.10	0.16	0.19	0.12	0.13
	全 磷	0.02	0.015	0.023	0.022	0.013	0.015

出典：新潟県佐渡地域振興局環境センター

また、市内の水質環境基準が類型指定されていない河川についても、継続的に水質調査を実施しています。平成 27 年度においては、市内 30 河川、31 地点で水質測定（年 1 回）を実施しましたが、BOD でみると 26 地点で環境基準 A 類型（1.0mg/ℓ以下）、4 地点が A 類型（2.0mg/ℓ以下）に相当する値となっており自然の清浄な状態を維持しています。

市街地を流れる河川での生活排水の状況など、引き続き監視を行っていく必要があります。

○ 市による河川水質の調査結果

（単位：BOD（mg/ℓ））

地 区	河川名	H17	H27	地 区	河川名	H17	H27
金井	1 藤津川	<0.5	0.5	畑野	21 小倉川	<0.5	<0.5
	2 中津川	<0.5	—		22 長谷川	<0.5	—
	3 地持院川	<0.5	0.6		23 何代川	<0.5	0.6
	4 新保川	<0.5	<0.5	真野	24 西三川川	<0.5	<0.5
両津	5 梅津川(上流)	<0.5	<0.5		25 小川内川	<0.5	—
	6 梅津川(下流)	<0.5	<0.5		26 真野川	<0.5	0.6
	7 外城川	<0.5	0.8		27 高立川	8.0	1.0
	8 貝喰川	<0.5	<0.5		28 大道川	0.7	0.7
	9 長江川	<0.5	<0.5		29 国府川	0.7	—
相川	10 海士町川	1.3	1.1	小木	30 小比叡川	<0.5	1.2
	11 間切川	<0.5	0.9		31 泉財川	1.2	0.8
	12 濁川	<0.5	1.7		32 称光寺川	1.0	<0.5
佐和田	13 質場川	<0.5	—		33 井坪川	0.7	<0.5
	14 玄道川	<0.5	0.5	羽茂	34 羽茂川	1.0	—
	15 常江川	<0.5	1.5	赤泊	35 羽茂川	<0.5	<0.5
	16 荒町川	4.3	0.7		36 腰細川	<0.5	<0.5
	17 石田川	<0.5	0.9		37 真浦川	<0.5	<0.5
新穂	18 天王川(本流)	<0.5	0.6		38 高川川	0.9	<0.5
	19 国府川	0.7	0.6				
	20 大野川	<0.5	—				

エ 海水浴場の現状

市内には多くの海水浴場があり、市民や観光客に親しまれています。

平成 28 年度は、6 ヲ所の海水浴場において水質調査が行われており、6 ヲ所すべてが海水浴に適した「水質 AA」でした。

このうち外海府の二ツ亀海水浴場は良好な水質と地域の環境活動が高く評価され、「日本の水浴場 88 選（平成 13 年度）」「快水浴場百選（平成 18 年度）」に選定されています。



二ツ亀海水浴場

○ 市内の主な海水浴場の水質測定結果

(シーズン前(5月中旬～6月中旬))

海 水 浴 場	平成 17 年度					平成 28 年度				
	COD (mg/ℓ)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	透 明 度	油 膜	*判 定	COD (mg/ℓ)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	透 明 度	油 膜	*判 定
住吉	0.9	3	>1m	無	A	—	—	—	—	—
弁天崎	0.8	<2	>1m	無	AA	—	—	—	—	—
素浜	<0.5	<2	>1m	無	AA	0.7	<2	>1m	無	AA
城が浜	1.2	<2	>1m	無	AA	0.7	<2	>1m	無	AA
赤亀・風島 なぎさ公園	—	—	—	—	—	0.6	<2	>1m	無	AA
二ツ亀	1.2	<2	>1m	無	AA	1.0	<2	>1m	無	AA
達者	0.6	<2	>1m	無	AA	1.0	<2	>1m	無	AA
佐和田	0.7	3	>1m	無	A	0.9	<2	>1m	無	AA

* 判定は、環境省が定める「水浴場水質判定基準」による。

(3) 地盤環境（地下水・土壌汚染）

地下水は年間を通して水温の変化が少なく水質が一般的に清浄なため、飲用水などの生活用水や農業用水などに幅広く利用されています。

地下水は一度汚染されると浄化することは容易ではなく、物質によっては汚染が拡散することもあります。このため地下水を保全するためには汚染の未然防止が何よりも重要であることから、平成元年に水質汚濁防止法が改正され、事業場からの有害物質の地下浸透が禁止され、都道府県による地下水の水質監視が義務づけられました。

また、平成9年には地下水の環境基準が設定されたことにより、県は水質測定計画に基づいて地下水の水質監視に取り組んでいます。

新潟県は平成26年度において市内2地点で環境監視測定を行い、全ての項目で環境基準を達成しましたが、事業場などの2地点で監視測定を行い、1地点で硝酸性及び亜硝酸性窒素が基準値を超過しました。

また、過去に汚染が確認された地点の定期モニタリング調査（5地点）では、4地点で（河原田本町・河原田諏訪町・真野新町でヒ素、小木町でトリクロロエチレン）環境基準を超えています。

なお、平成27年度に河原田本町の土壌汚染調査でヒ素が環境基準を超えた地点がありましたが周辺の地下水からはヒ素は検出されませんでした。

(4) 異常水質事故の発生状況

市内で発生する公共用水域における主な異常水質事故は、「油などの流出事故」や「魚類へい死事故」になっています。

平成26年度には、6件の油流出事故が発生しています。また、平成27年度には7件の事故が発生し、そのうち5件が油の流出事故となっています。

ホームタンクなどの灯油をはじめとする油類の取扱い中に発生することも多く、一般家庭においても常に十分注意することが必要です。

(5) 騒音・振動

快適な生活をしていくうえで、工場・事業場や建設工事、交通量の多い道路沿道における騒音や振動についても低減を図っていく必要があります。また、近年では、日常生活に起因する近隣騒音も公害苦情の原因となっています。

ア 騒音・振動の規制

工場・事業場や建設工事に伴って発生する騒音や振動は、「騒音規制法」や「振動規制法」、「新潟県生活環境の保全などに関する条例」に基づいて規制されています。

市内においては、両津、相川、佐和田、真野及び金井地区が、騒音規制法や振動規

制法により地域指定されており、これらの地区で規制対象の施設を設置する特定工場や建設作業は、法や県条例に基づいて市への届け出が義務づけられています。

イ 環境騒音・振動の現状

騒音に関しては「一般地域」と「道路に面する地域」における環境基準が定められており、市内では両津、佐和田及び金井地区が類型指定されています。

市では平成27年度においては、一般地域で10地点、道路に面する地域で18地点、計28地点で環境騒音の測定を行いました。

この結果、「一般地域」と「道路に面する地域」の両地域とも、昼間、夜間の環境基準を満たしていました。

なお、道路交通振動については平成27年度に3地点で測定しましたが、昼間、夜間ともに道路交通振動に係る要請限度を満たしていました。

(6) 悪 臭

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害であり、一般的には発生源周辺の局所的なものといえますが、公害に関する苦情ではあまり目立たない結果となっています。

悪臭の防止に関しては、「悪臭防止法」に基づいて規制地域と規制基準が県知事によって定められており、その規制は市が行うこととされています。

なお、平成27年度現在、市内では両津、佐和田及び金井地区の一部が地域指定されています。

(7) ダイオキシン類などの化学物質対策

ア ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による環境汚染の防止や国民の健康の保護を図ることを目的として、「ダイオキシン類対策特別措置法」により大気、水質及び土壌の環境基準が設定されており、また、同法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物焼却炉などからのダイオキシン類の排出が規制されています。このうち、廃棄物焼却施設は、市で設置しているクリーンセンター（ごみ焼却施設）や民間の施設など、平成27年度には12事業場で設置されています。

これらの施設については、毎年定期的に排ガス中のダイオキシン類の自主検査を行い、県に報告することが義務づけられていますが、平成27年度の測定結果では、1事業場のみ排出基準を満たしませんでした。

○ 市が設置する廃棄物処理施設のダイオキシン類調査結果

施設名	区分	測定結果		基準値
		平成17年度	平成27年度	
佐渡クリーンセンター	排ガス	1号炉 2.3	1号炉 0.15	5
		2号炉 0.14	2号炉 0.21	
灰溶融固化施設 (メルティングセンター佐渡)	〃	0.062	0.042	5
一般廃棄物最終処分場 (真野クリーンパーク)	放流水	0	0～0.0000024	10
	地下水	0.075～4.4	0.000064～0.23	1
南佐渡一般廃棄物最終処分場	放流水	0.095	0.072	10
	地下水	0.061～0.065	0.00026～0.073	1

*単位 排ガス：ng-TEQ/m³N、 放流水・地下水：pg-TEQ/ℓ

○ 市内におけるダイオキシン類の環境調査結果

	区 分	調査地点	測定結果	基準値
H17 年度	水質(河川)	国府橋	0.14pg-TEQ/ℓ	1
	土 壌	八幡	0.77pg-TEQ/g	1,000
H18 年度	水質(海域)	真野湾	0.075 pg-TEQ/ℓ	1
	地下水	真野新町	0.12 pg-TEQ/ℓ	1
H23 年度	水質(河川)	国府橋	0.26 pg-TEQ/ℓ	1
	底質	国府橋	0.73 pg-TEQ/ℓ	150
	土壌	上新穂	0.61 pg-TEQ/ℓ	1,000
H24 年度	地下水	畑野	0.077 pg-TEQ/ℓ	1

出典：新潟県佐渡地域振興局環境センター

イ P R T R法による化学物質対策

「特定化学物質の環境への排出量の把握など及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」に基づき、ダイオキシン類や、その他の有害性があり環境中に広く存在する化学物質（462 物質）について、排出量、移動量を把握・集計し、公表する仕組みとして、P R T R制度が導入されています。市内の集計結果は下記のとおりです。

○ 市内におけるP R T R法に基づく排出量

（単位：kg/年）

物質名	排出量	
	平成 15 年度	平成 26 年度
トルエン	16,836	804
ベンゼン	247	179
キシレン	224	103
マンガン及びその化合物	65	113
エチルベンゼン	54	—
亜鉛の水溶性化合物	29	35
1,3,5-トリメチルベンゼン	2	—
ダイオキシン類	0.19	193
ノルマルーヘキサン	—	2,049
メチルナフタレン	—	1,578

出典：経済産業省

（８） 公害苦情の状況

公害苦情は、市民の快適な生活環境を望む声として市などへ寄せられています。市で対応した苦情件数は、平成 27 年度においては 102 件となっています。最近の苦情は工場・事業場などに起因するもののほか、不法投棄や野焼きなど、日常生活に起因するものも多くなっています。

○ 市の公害苦情受付件数

（単位：件）

項目	平成 17 年度	平成 27 年度	項目	平成 17 年度	平成 27 年度
大気汚染	2	0	地盤沈下	不明	0
水質汚濁	6	12	不法投棄	21	38
土壌汚染	不明	1	野焼き	6	49
騒音	5	0	その他	1	0
振動	不明	1			
悪臭	12	1	合計	53	102

3 廃棄物処理とリサイクル

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動や利便性・快適性を追求するライフスタイルによって、貴重な天然資源やエネルギーが大量に消費され、大量のごみも生み出されてきました。

本市では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から脱却し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の実現に向けて、「循環型社会形成推進基本法」に規定する資源の循環的利用と廃棄物処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）に基づく廃棄物行政を推進しています。

（１） 一般廃棄物の排出状況と処理の現状

ごみやし尿などの一般廃棄物は、家庭から発生する生活系のごみや、事務所、飲食店などからの事業系のごみで、その処理責任は市が統括的に負っています。

ア ごみ処理施設の状況

処理に伴い発生する環境負荷の低減や財政状況、施設の余剰処理能力などを勘案して、より効率的な施設運営を図るため、各施設の統廃合を進めてきました。平成 28 年度現在、佐渡クリーンセンター、灰溶融固形化施設と 2 ヶ所の最終処分場で処理を行っています。両津クリーンセンター、南佐渡クリーンセンターは、市民・事業者の直接搬入ごみの受入施設として使用しています。

また、平成 27 年度から佐渡クリーンセンター、両津クリーンセンター、南佐渡クリーンセンターにおいて、施設の運転、物品などの調達、点検、補修などを 10 年間にわたり民間事業者へ委託する長期包括運営管理委託事業を実施しています。

○ 市のごみ処理・処分施設

区 分	施設名	処理能力など
ごみ処理施設	佐渡クリーンセンター	120t/24 時間
粗大ごみ処理施設		25t/5 時間
灰溶融施設	灰溶融固形化施設 (メルティングセンター佐渡)	14.5t/24 時間
最終処分場	一般廃棄物最終処分場 (真野クリーンパーク)	46,752 m ³
	南佐渡一般廃棄物最終処分場	47,880 m ³

イ ごみの分別と処理の流れ

平成 27 年度現在、ごみの分別収集は 17 分別を行っており、新潟県平均（14.2 分別）と比較しても細かく分別されているといえます。

分別されたごみは、できる限りリサイクルすることを基本として、焼却や埋め立ては最小限に抑える努力をしています。

また、焼却灰を溶融処理することによって埋め立て量は大幅に削減されており、最終処分場の延命にも寄与しています。

○ 市のごみの分別状況 （平成 27 年度）

① 可燃ごみ	② 不燃ごみ	③ 粗大ごみ	
④ ビン	⑤ 缶	⑥ ペットボトル	…資源ごみ
⑦ 白色トレイ	⑧ 廃プラスチック		
⑨ 廃蛍光管	⑩ 水銀体温計	⑪ 乾電池	…有害ごみ
⑫ 新聞紙	⑬ チラシ	⑭ 雑誌	…古 紙
⑮ 段ボール	⑯ 牛乳パック		
⑰ 使用済小型家電			

①

可燃ごみは、佐渡クリーンセンターで焼却されたのち、焼却灰は灰溶融固形化施設で溶融処理を行い、そこで生成されたスラグは最終処分場の覆土材などに利用しています。

②③

不燃ごみ、粗大ごみは、佐渡クリーンセンターに搬入後、解体・分別を行い、金属などは回収しリサイクルされます。また、可燃分は焼却し、不燃物残渣は最終処分されます。

④⑤⑥

資源ごみのうちビンは、佐渡クリーンセンターに搬入後、色ごとに分別し、リサイクル業者に引き渡します。缶は、アルミ・スチールの素材ごとに細分別しリサイクルされます。ペットボトルもリサイクル業者に引渡し、リサイクルされます。

⑦⑧

白色トレイ、廃プラスチックは佐渡クリーンセンターに搬入後、分別されリサイクル業者に引渡しリサイクルされます。

⑨⑩⑪

有害ごみも佐渡クリーンセンターなどに集められた後、島外の処分業者で中間処理されたのちリサイクルされています。

⑫⑬⑭⑮⑯

古紙（新聞、雑誌、段ボールなど）は、市民の協力を得て集団回収に取り組んでおり、資源としてリサイクルされています。

⑰

使用済小型家電は、市役所、支所、行政サービスセンター等市内 19 か所に回収拠点を設置し、回収された使用済小型家電は市内の障がい者施設で分解し、有用なレアメタルを取り出してリサイクルします。

※ 17 分別の他、廃食用油の回収やテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電リサイクルの周知も行っています。

○ 市の最終処分場の状況

	一般廃棄物処分場 (真野クリーンパーク)		南佐渡一般廃棄物最終処分場		全 体	
	H17 年度	H27 年度	H17 年度	H27 年度	H17 年度	H27 年度
埋立量 (m³)	1,725	577.4	820	921.5	2,545	1,498.9
残存容量(m³)	21,053	7522.9	33,245	29,110.1	54,298	36,633.0
残余年数(年)	12.2	3.3	40.5	26.9	21.3	17.8

* 数値は各年度末のものとなります。埋立量には覆土を含みます。

* H17 年度の「残余年数」は、「残存容量」を「埋立量」で割ったものです。

* H27 年度の「残余年数」は、「残存容量－最終覆土」を「埋立量」で割ったものです。

真野クリーンパークの最終覆土は 5,600.0 m³、南佐渡一般廃棄物最終処分場の最終覆土は、4,310.8 m³です。

○ 市内におけるごみの排出量

	平成 16 年度	平成 27 年度
可燃ごみ	21,762 t	17,952 t
不燃ごみ	786 t	738 t
粗大ごみ	352 t	616 t
資源ごみなど	2,588 t	2,848 t
合計	25,488 t	22,154 t

* 資源ごみなどは、缶、ビン、ペットボトル、廃プラ、有害ごみ、古紙、使用済小型家電

○ 市内における一般廃棄物の排出量とリサイクル率

	H17 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
ごみの総排出量(t)	24, 875	23, 399	23, 349	22, 526	22, 154
1 人 1 日当たりの排出量(g)	992	1, 045	1, 063	1, 045	1, 046
再生利用量(t) *	3, 505	4, 678	4, 780	4, 755	4, 653
リサイクル率(%)	14. 1	20. 0	20. 5	21. 1	21. 0

* 再生利用量には、ビン、缶、古紙などのリサイクルの他、メルティングセンター佐渡で生成された熔融スラグを含む。

ウ ごみの排出量とリサイクルの状況

市のごみの総排出量などの経年の変化をみると、平成 17 年度を基準とした場合、平成 27 年度までの 10 年間で総排出量は 2,721 トン（約 11%）減少し、市民 1 人 1 日当たりの排出量は、ここ数年間約 1,000 g で推移しています。

また、平成 27 年度の再生利用量は 4,653 トンでリサイクル率は 21.0%でした。そのほか、ごみの排出量とリサイクルの状況は次のとおりです。

(ア) 1 人 1 日当たりの排出量は、1,046 g で県に比較してやや高くなっています（平成 25 年度の県の 1 人 1 日当たりの排出量は 1,039g）。

(イ) リサイクル率は 21.0%で、県に比較してやや低くなっています。（平成 25 年度の県のリサイクル率は 23.2%）

(ウ) 排出されたごみを「ごみ質別」で見ると、可燃ごみ（生ごみ、紙類、布類、プラスチック類など）が約 90%を占めています。このうち、紙・布類は 57%、生ごみが 12%、プラスチック・ゴム・皮革類が 22%、木くずなどが 7%などとなっています。

(エ) リサイクルの促進や人口の減少によりごみの排出量が減少してきており、今後ともその傾向が続くと見込まれます。

(オ) ごみの排出量の約 9 割を占める可燃ごみの減量を図っていくことが重要です。市では平成 19 年 4 月から消費者団体やスーパーなどの協力によりレジ袋ゼロ運動を推進し、平成 27 年度の佐渡市のマイバッグ持参率は 84.3%となり、着実に市民への浸透が図られています。

○ 市内におけるマイバッグ持参率の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
マイバッグ 持参率	82. 5%	82. 4%	80. 8%	83. 5%	84. 3%

エ し尿処理

下水道などの整備に伴って、し尿や浄化槽汚泥の処理量は減少傾向にあります。

平成 27 年度末現在における市の下水道処理人口普及率は平成 17 年度末の 44.6% から 62.9% となっています。また、下水道接続率についても、45.7% から 60.7% となっています。平成 28 年度現在のし尿処理の体制は、平成 26 年 7 月に供用開始したし尿受入施設 1 施設で市内のし尿・浄化槽汚泥を受入れ、前処理後に隣接する国府川浄化センターへ移送し処理しています。

○ 市のし尿処理・処分施設

区 分	施設名	処理能力
し尿処理施設	し尿受入施設	58kℓ/日

(2) 産業廃棄物の排出状況と処理の現状

産業廃棄物は事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻や汚泥など 20 種類が指定されており、その処理の責任は排出事業者が負っています。

産業廃棄物はあらゆる業種の多くの事業者から排出され、その処理方法も自ら処理するものや、処分業者に委託するものもあり、多様な形で処理されているため、県では 5 年ごとに排出や処理に関する実態調査を行っています。

県が平成 26 年度に行った調査によると、平成 25 年度における市内の産業廃棄物の全排出量は 105 千トンで、主な産業廃棄物としてはがれき類が 38 千トン、汚泥が 28 千トン、動物のふん尿が 22 千トンなどとなっています。

このうちがれき類は 37 千トンが再生資材として、排出量に対してほとんどが資源化されており、動物のふん尿は全量が減量化された後、再利用されています。

この結果、資源化量は全体で 70 千トンとなっており、最終的に埋め立てされる最終処分量は 3 千トンとなっています。

○ 市内における産業廃棄物の排出量と資源化量

(単位：千トン)

	全排出量	主な産業廃棄物			資源化量	主な産業廃棄物			最終処分量
		がれき類	汚泥	家畜ふん尿		がれき類	汚泥	家畜ふん尿	
H20 年度	118	58	25	21	87	57	2	16	3
H25 年度	105	38	28	22	70	37	2	16	3

出典：新潟県佐渡地域振興局環境センター

また、市内の産業廃棄物処理施設の設置状況をみると、木くず・がれき類の破碎施設が大部分を占めており、その他の産業廃棄物の中間処理や最終処分は島外の処理業者などに委託されています。

(3) 不法投棄や野焼きの現状

アンケート調査の結果においては、「ごみの不法投棄」についての関心が最も高くなっています。不法投棄監視員によるパトロールの実施や回収作業などにより、市内における「ごみの不法投棄」は以前と比べ減少しました。

また、市内における「放置自動車」も以前と比べると減少したものの、平成 27 年度末現在 537 台が確認されています。

空き缶・吸殻などのポイ捨てについても依然多く見られ、環境や衛生上の問題があるばかりでなく、これらは景観の悪化の大きな原因にもなっています。

一方、海岸漂着ごみも大きな問題となっています。海岸漂着ごみには沿岸諸国の文字が入った漁網や漁具、医療廃棄物などありますが、島内外で不法投棄やポイ捨てされた廃棄物も多く漂着しているものと考えられます。

市内の公害苦情の特徴として「野焼き」を原因としたものが多いことが挙げられます。あぜ草や稲わらなどの野外焼却が主な原因となっています。

○ 市内における清掃ボランティアの活動状況

	H17 年度	H26 年度	H27 年度
参加団体数(団体)	134	397	418
参加者数(人)	6,690	11,230	12,619
回収量(kg)	30,465	52,639	49,715

○ 市内における海岸漂着ごみの回収状況

H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
52 t	222 t	192 t	223 t	124 t

4 地球環境問題

地球環境問題とは、その被害や影響が一国内にとどまらず、国境を越え、地球規模にまで及ぶ環境問題を総称したものであり、その影響が将来の世代に現れるため、地球規模の空間的な広がり、将来の世代にわたる時間的な広がりをお互い持つ問題とされています。

通常、地球環境問題とは、以下の9種類を指しますが、これらの問題は相互に複雑に絡み合っています。

- | | | |
|----------|--------------|------------|
| ① 地球温暖化 | ② オゾン層の破壊 | ③ 酸性雨 |
| ④ 海洋汚染 | ⑤ 有害廃棄物の越境移動 | ⑥ 野生生物の減少 |
| ⑦ 熱帯林の減少 | ⑧ 砂漠化 | ⑨ 新興国の公害問題 |

(1) 地球温暖化

地球温暖化は、私たちにとっては、なかなか実感が湧いてこない問題ですが、大気中の二酸化炭素、代替フロン、メタンなどの温室効果ガス濃度の増加により、気温上昇などに伴う海水面の上昇や、生態系、食糧生産などへの影響が懸念されています。

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガス排出の抑制のための措置に関する計画(実行計画)」により、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の把握と削減に向けた取組を推進しています。

また、「佐渡市地域新エネルギービジョン」をもとに平成24年6月に「佐渡市地域新エネルギー導入促進計画」を策定し、太陽光や風力、水力、木質バイオマス資源などの自然エネルギーの活用の促進に取り組んでいます。

さらには、地球温暖化防止対策について、その必要性を市民や事業者などに広く周知し、具体的な実践行動を促すため、市広報やホームページなどを通じた啓発活動を実施しています。

○ エネルギー利用における二酸化炭素排出量の比較

平成 16 年度と平成 25 年度の二酸化炭素排出量の比較

部 門		平成 16 年度		平成 25 年度	
		t-CO ₂ /年	構成比 (%)	t-CO ₂ /年	構成比 (%)
産 業	製造業	57,608	11.6	51,235	12.0
	その他	127,999	25.8	101,909	24.0
	小計	185,607	37.4	153,114	36.0
民 生	家庭用	83,649	16.8	70,529	16.6
	業務用	127,553	25.7	111,143	26.1
	(公共施設)	(32,471)	(6.6)	(24,079)	(5.7)
	小計	211,202	42.5	181,672	42.7
運輸 (公用車)		99,971 (682)	20.1 (0.1)	90,476 (654)	21.3 (0.2)
合 計		496,780	100.0	425,292	100.0

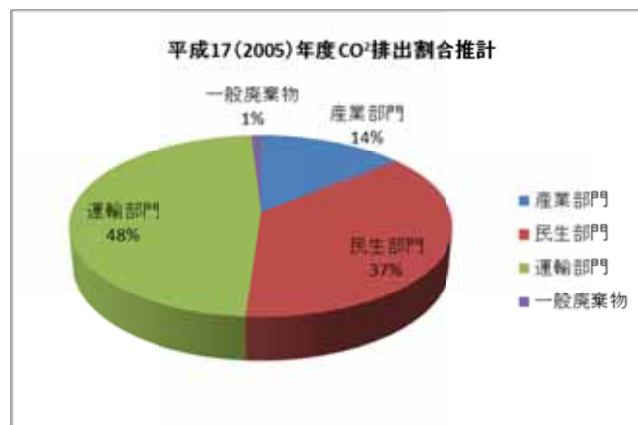
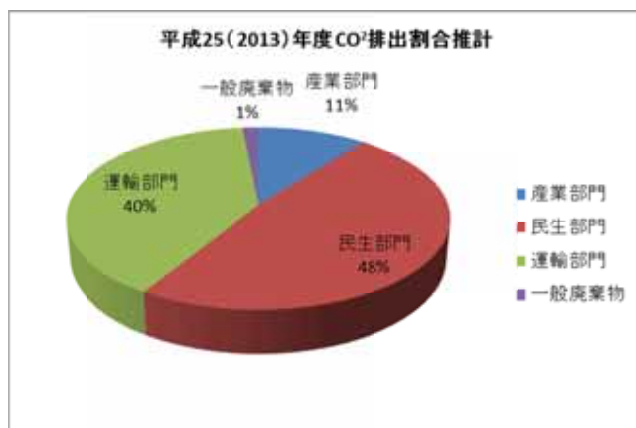


二酸化炭素排出量の推移

出典：平成 26 年度 佐渡市低炭素地域づくり事業化計画策定業務委託報告書

エネルギー利用を含む市内全体の二酸化炭素排出割合、排出量の比較は以下のとおりとなります。

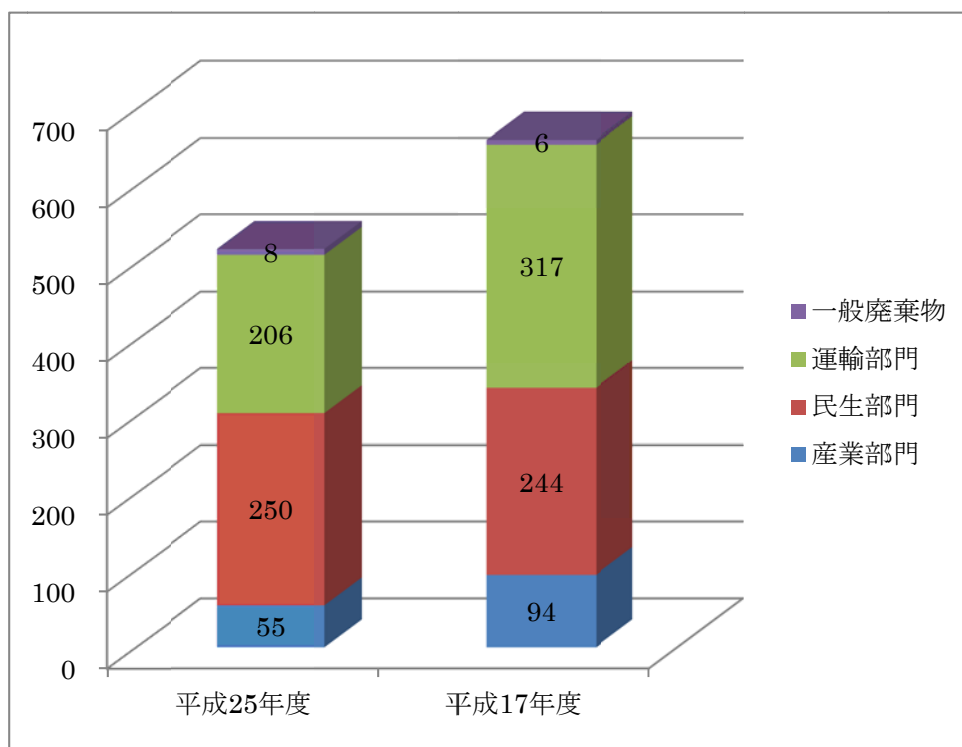
○ 二酸化炭素排出割合の部門別推計の比較



出典：環境省

○ 二酸化炭素排出量の部門別推計の比較

単位：1,000tCO₂



出典：環境省

平成17年度の本市における二酸化炭素排出量の推計値は、66万1千トンでした。平成25年度は、51万9千トンとなっており、平成17年度比で約21.4%減少しています。

(2) 酸性雨

酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応し、硫黄や硝酸などが雨に溶け込んだもので、通常、pH（水素イオン濃度）5.6 以下の酸性の強い雨を酸性雨と呼んでいます。

市内には、環境省の国設関岬酸性雨測定所が設置され、平成 26 年は年平均 pH4.72 を観測し、全国平均とほぼ同様の値となっています。（平成 26 年全国平均は、pH 4.71）

欧米では、酸性雨が原因と考えられる湖沼の酸性化や森林の衰退が報告され、国際的な問題となっています。

(3) PM_{2.5}（微小粒子状物質）

PM_{2.5}は、大気中に浮遊する粒子状物質うち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のことで、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SO_x）などのガス状大気汚染物質が主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがあります。

PM_{2.5}は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

新潟県内の PM_{2.5} 測定局は、佐渡測定局を含む新潟県設置の 5 局と新潟市設置の 9 局の合計 14 局が設置され、そのうち 1 局でも暫定的な指針値（1 日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すれば、県内一斉に注意喚起を行うこととなっており、平成 26 年 2 月 26 日に県内初の注意喚起が実施されました。

なお、佐渡測定局の平成 27 年度の年平均値は $10.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ で環境基準を満たしていました。

(4) 海洋汚染

油や廃棄物の海洋投棄などにより、海洋汚染が全世界に進行しています。近年では、海域全体に広がっているマイクロプラスチックが及ぼす影響について懸念が広がっています。

海岸漂着ごみは、冬季波浪後など大量に海岸に打ち上げられますが、一部の団体や企業、地域住民によるボランティア活動による回収活動の取組が広がっています。

5 歴史的・文化的環境

(1) 歴史的・文化的遺産

自然環境と一体になって形成される歴史的・文化的遺産、特に史跡や建造物、民俗文化財などは、地域の誇りとして大切に保存、継承してきた貴重な財産です。

本市は、豊かな自然とともに育まれてきた固有の歴史的・文化的遺産に恵まれており、これらの核になるものは、文化財保護制度などにより保護が図られています。

特に、佐渡金銀山遺跡は、平安時代から平成元年まで長期間にわたって金銀の採掘が行われた我が国を代表する鉱山で、その歴史を物語る鉱山遺跡や文化的景観、関連する文化財が島内各所に数多く残っていることから、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の世界遺産登録を目指す取組を進めています。



佐渡金銀山遺跡 道遊の割戸（わりど）



佐渡金銀山遺跡 北沢浮遊選鉱場

(2) 景 観

景観は、海や山、川などの自然要素と、道路や工作物などの人為的要素、さらには歴史的・文化的要素が相互に関わりあい形成される、私たち佐渡の原風景です。

本市には、名勝佐渡海府海岸や大佐渡山地・小佐渡丘陵などの自然風景をはじめ、里地、里山に点在する棚田や国中平野などの田園、海岸線に連なる船小屋などの里海、歴史や文化を感じさせる町並みなど、様々な景観を有しています。

各種開発による良好な景観や風致の喪失、生活様式の変化などによる歴史的建造物の建替え、過疎化・高齢化などによる里地、里山、里海の荒廃、放置されたままの自動車や廃棄物の不法投棄、海岸漂着ごみなど、一定の取組により、景観の維持が図られていますが、一層の取組が重要です。



山あいの田んぼ（夜景）



夕景の海と田んぼ



棚田の風景

6 環境教育・環境学習

(1) 小・中学校における環境教育の現状

新潟県教育委員会においては、持続可能な社会の構築を目指し、環境の保全やよりよい環境の創造に貢献できる実践的な態度と資質能力の育成を図るために、地域との関わりや体験活動を充実させていくことを学校教育における努力事項として掲げています。

市内の小・中学校においても、郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進を目指すため、佐渡の豊かな自然と固有の文化・歴史・伝統を学ぶ教育を実施することを教育基本目標として掲げ積極的に取り組んでいます。

本市の自然環境は、森、川、里、海の広範囲となる地形的特性を有し、生物多様性が豊かであるため、学習項目が多岐にわたると同時に、高い専門性が求められています。

そのため、環境学習の機会を創出するとともに指導者の育成も非常に重要な課題となっています。



生きもの調査



生きものの観察



海の体験学習

(2) こどもエコクラブ

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる、平成7年度から環境省（当時の環境庁）の提唱・支援で始まった小・中学校の自主的な環境活動グループです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

平成27年度における市内の登録数は7団体でした。

(3) 環境学習関連の講座

市民の生涯学習の環境づくりの場である市民大学講座の一部として、環境学習関連講座を行っています。平成27年度は、112名の方が受講しました。

また、各主体が開催する講演会やイベントなどとも連携し、市民が環境学習に参加する機会と環境学習に関する情報の提供を行っています。



市民大学講座の様子

(4) 環境保全に関わる市民団体の活動

市では、従来から環境保全に向けた市民団体の活動が活発に行われてきました。

市民団体は、地域において環境保全の意欲の増進や環境保全活動を実践する重要な役割を果たす主体となります。それぞれの分野で、これまで培ってきた専門的な知識やノウハウ、行動力を活かし、あらゆる主体を対象に、より専門的な環境教育の機会や活動の場を提供するとともに、地域での活動に加え、市全体の環境保全活動の中心的役割を担うことが期待されます。

これからも、市民団体とエコアイランド推進協議会などを通じて連携しながら、計画を推進していきます。



環境保全に関わる市民団体の様子

○ 市民団体へのヒアリング調査

計画策定にあたり環境の保全のための取組をお聴きするため、市内で実際に環境に関連した活動を行っている団体のうち5団体にヒアリング調査を行い、次のような回答をいただきました。

(1) 主な活動の内容

- 市民による生きもの調査や人と多様な生き物が共生できる仕組みづくり
- 佐渡の在来・固有の野生生物を守るための生息環境の保全や外来生物による被害の防止
- トキと人が共生できる社会づくりのためのトキのえさ場づくりや勉強会の開催
- ごみ・空き缶拾いといった「ごみゼロ運動」、マイバッグの普及とレジ袋ゼロに向けた「マイバッグ運動」、廃油石けん作り
- 修学旅行や体験学習での子供への案内や指導

(2) 今後の活動予定

- 生物多様性を広めていきたい
- 外来植物の調査や駆除、外来魚の駆除
- 本来食べられるのに廃棄されている食べ物、いわゆる「食品ロス問題」への取組
- ホタルの生息調査、河川の自然再生

(3) 取組への課題

- 活動の人手不足、特に若い世代の不足

7 社会的な状況

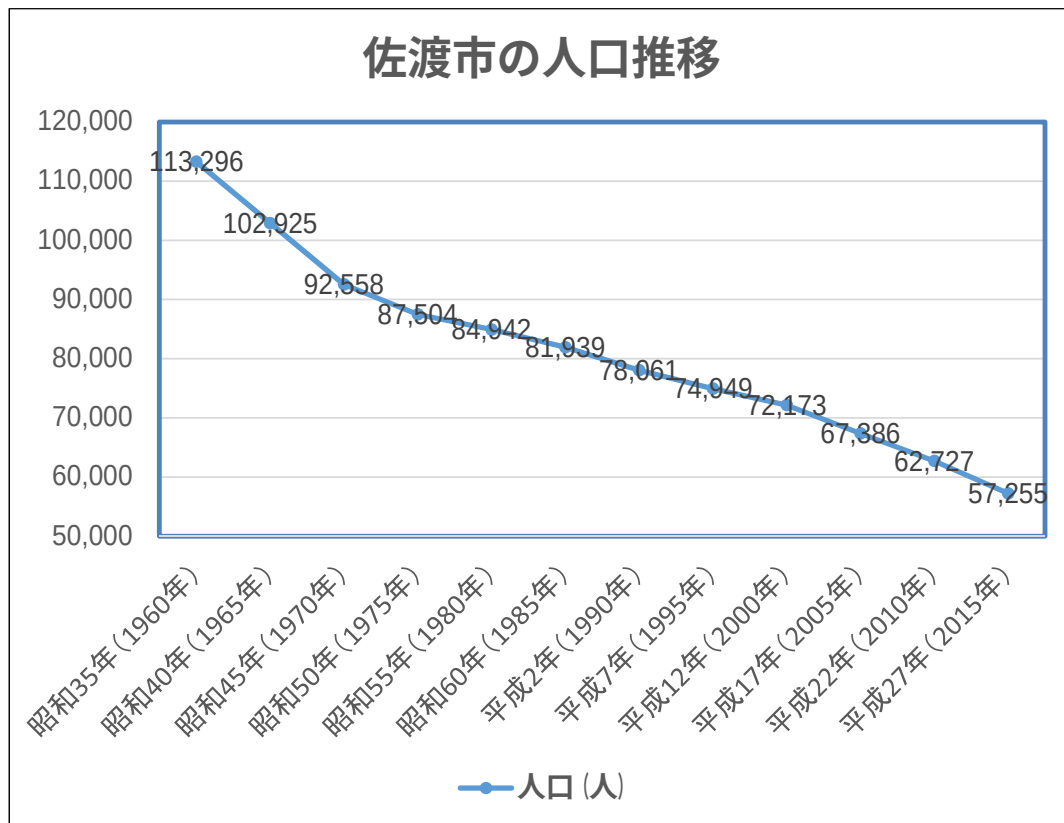
ここでは、環境問題と密接に関連する市内の社会的な状況を取りまとめました。

(1) 人 口

ア 人口・世帯の推移

市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在の国勢調査で、57,255 人と全県の 2.4%を占め、県内 30 市町村中 10 位となっています。

人口推移をみると、50 年前の国勢調査の 102,925 人から約 44%減少しており、社会動態の減少に加え、少子高齢化の進行による自然動態の減少が人口減少に拍車をかける状態となっています。



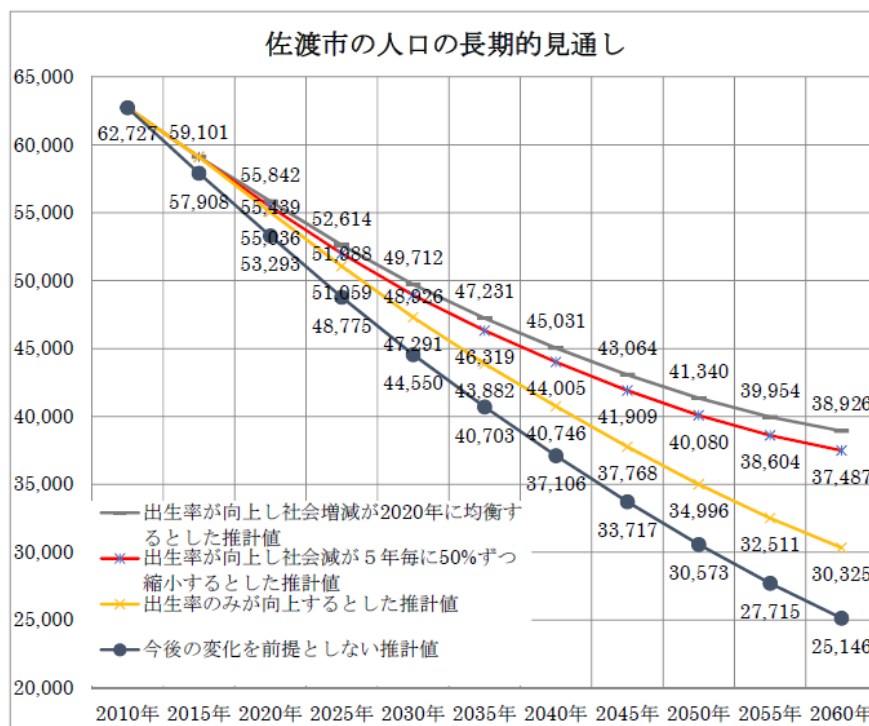
イ 老年人口割合

平成 27 年 7 月 1 日現在における市の 65 歳以上の老年人口割合は 40.4%と、国・県を大きく上回っており、県内で 4 番目に高い状態となっています。(国：26.7%、県：29.8%)

出典：総務省統計局「人口推計」、新潟県の老年人口（65 歳以上）

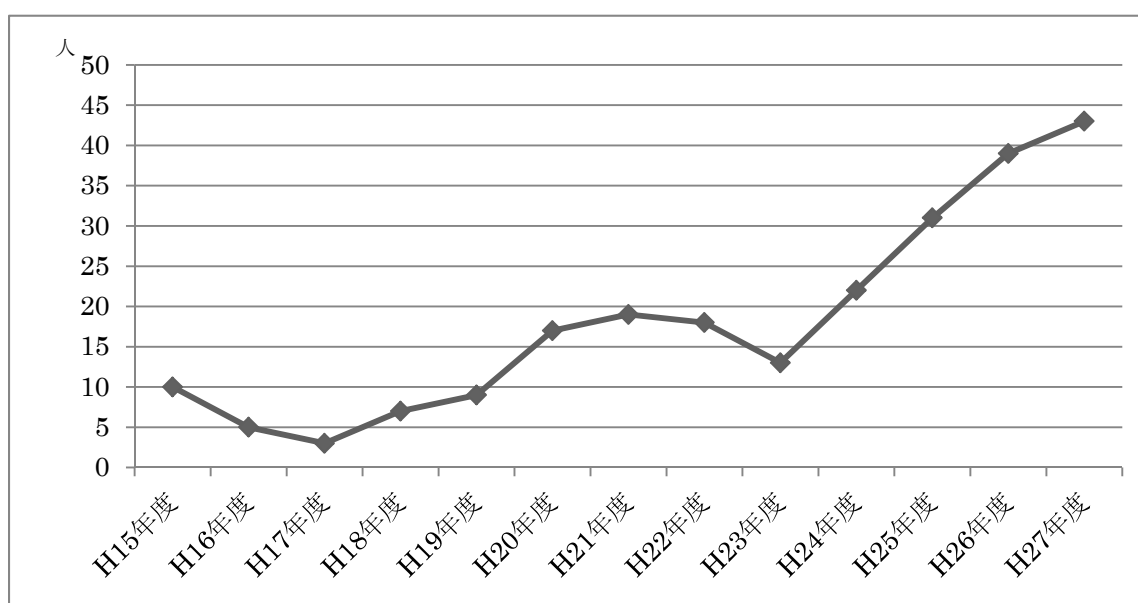
ウ 人口の長期的見通し

平成 27 年 7 月策定の佐渡市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、以下のグラフによる見通しを示し、人口減少を抑制しバランスのとれた社会の形成を目指すこととしています。



出典：佐渡市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

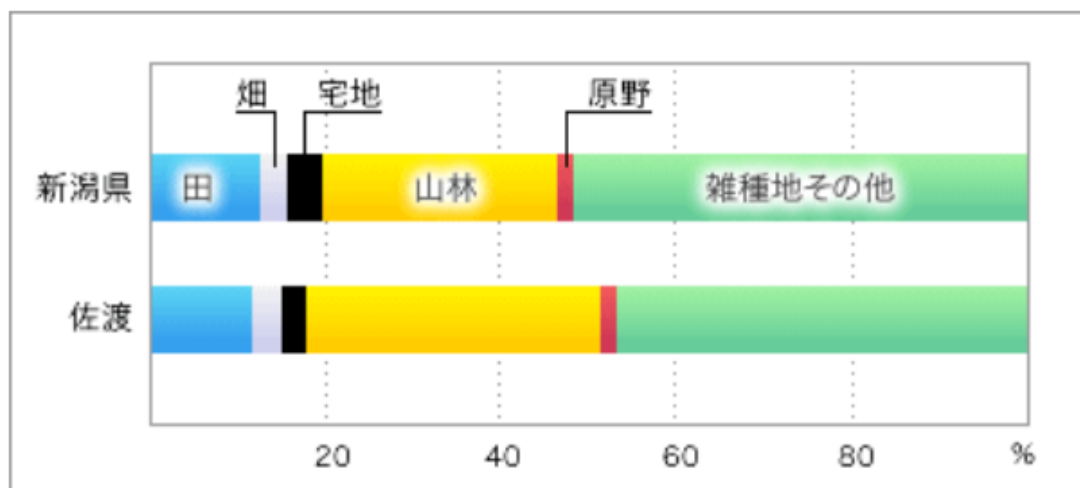
エ 移住者の推移



出典：佐渡市地域振興課調べ（移住支援施策等を活用した移住者の数）

(2) 土地利用

市の土地利用の状況をみると、平成 27 年 1 月 1 日現在、山林・原野が 35.4%、雑種地その他が 46.9%、田・畑が 11.8%、宅地が 2.4%、池・沼が 0.1%となっています。これを全県の状況と比較すると、宅地、雑種地その他の割合が低く、山林・原野の割合が高くなっています。



(単位:ヘクタール)

地域	佐渡市	新潟県
田	10132.5	159633.0
畑	2721.2	35379.4
宅地	2135.2	50105.9
池沼	107.1	2681.8
山林	28596.5	333849.0
原野	1719.0	23464.4
雑種地その他	40149.5	653293.4
総数	85561.0	1258407.0

資料：新潟県市町村課「固定資産の価格などの概要調書」（平成 27 年 1 月 1 日）

(3) 産 業

市内の総生産額は平成 25 年度では 190,165 百万円となっており、平成 22 年度を境に増加傾向となっていますが、平成 17 年度に比べ約 11%減少しています。

産業 3 部門別構成比でみると、平成 25 年度では第 1 次産業が 4.8%、第 2 次産業が 20.0%、第 3 次産業が 75.2%となっており、平成 17 年度に比べて第 1 次産業、第 2 次産業ともに減少し、第 3 次産業が増加しています。

第 1 次産業では農業分野の「環境にやさしい米づくり」や「朱鷺と暮らす郷認証米」などの取組が進められ、環境と生物多様性への理解が進んでいることも加わり、農業生産額が第 1 次産業の 70%以上を維持しています。しかし、農業における 60 歳以上の割合をみると、平成 26 年度では 72.9%となっており、県内全体の 69.8%と比べても高齢化が進んでいます。(出典：2015 農林業センサス)

第 2 次産業では、建設業分野の生産額がわずかに減少しましたが、第 2 次産業の 80%以上を占めています。第 3 次産業では、もっとも大きな割合を占めているサービス業分野がわずかに増加し、政府サービス生産者※、不動産業がこれに続き、この 3 つで第 3 次産業の 65%以上を占めています。

○ 市内総生産

(単位：百万円)

年 度		平成 17 年度		平成 25 年度	
市内総生産額		総生産額	比率 (%)	総生産額	比率 (%)
第 1 次産業	農業	8,343	5.3	6,535	4.8
	林業	232		185	
	水産業	2,770		2,328	
	小計	11,345		9,048	
第 2 次産業	鉱業	170	21.4	421	20.0
	製造業	13,882		6,531	
	建設業	31,575		31,075	
	小計	45,627		38,027	
第 3 次産業	サービス業	40,237	73.3	40,869	75.2
	政府サービス生産者	40,872		34,472	
	不動産業	22,777		23,365	
	卸売・小売業	18,226		16,539	
	その他	34,362		27,845	
	小計	156,474		143,090	
小計		213,446	100	190,165	100
輸入品に課される税・関税		2,034	—	2,545	—
(控除) 総資本形成に係る消費税		1,039	—	911	—

出典：平成 25 年度市町村民経済計算

※政府サービス生産者

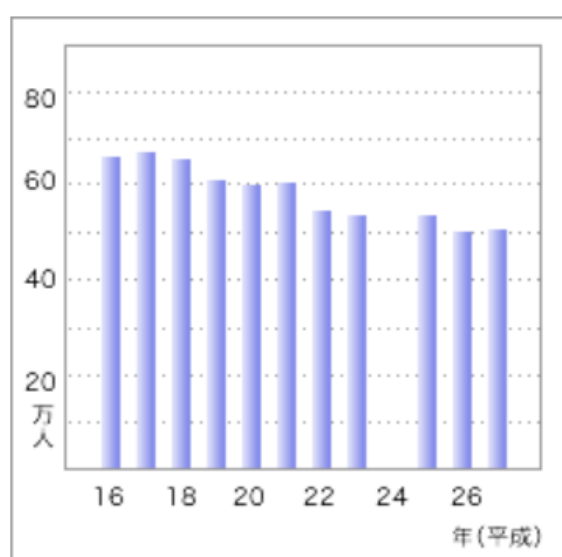
政府サービス生産者とは、国家の治安や秩序の維持、経済・社会福祉の増進などのためのサービスを提供するものです。政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような、社会の共通目的のために行われる性格のもので、電気・ガス・水道業、サービス業、公務からなります。

(4) 観 光

観光客の入込数は、平成3年の121万人をピークに減少を続けており、平成16年は66万人、平成27年は、50万4千人と推計されています。佐渡版DMOを中心としたターゲット別戦略、インバウンド強化などにより、滞在交流型観光の推進を図ります。また、交流人口の拡大に向け情報発信、誘客、フィルムコミッションなどさまざまな取組を行っています。

○ 佐渡観光客の推移

年 (平成)	観光客数(万人)
16	66.0
17	67.7
18	65.6
19	60.5
20	59.8
21	60.3
22	54.7
23	53.2
24	-
25	53.3
26	50.8
27	50.4



*平成23年までは新潟県調べ、平成24年は数値なし、平成25年、26年は年度による推計。

(5) 交通運輸

現在、新潟－佐渡間の定期航空路は運休していますが、海上航路 3 路線が運航しています。陸上交通は、道路交通に限られています。

ア 航空路

航空路は、昭和 34 年に開設され、開設当初は年間利用者数が 4,500 人でしたが、平成 19 年は 12,967 人の利用者となっていました。現在は、定期航空路は運休中ですが、市民の移動手段として不可欠なことから運航再開を目指しているところです。

また、地域の活性化と国内外の一層の交流を促進するため、首都圏との直行便が就航可能な滑走路の拡張整備の取組が進められています。

イ 海上航路

市民の移動手段として、両津・小木・赤泊の 3 航路が、それぞれ新潟・直江津・寺泊と結ばれています。「両津－新潟」間ではカーフェリー、ジェットfoil、「小木－直江津」間は、高速カーフェリー、「赤泊－寺泊」間は高速船が運航されており、平成 27 年の利用者は、1,557,189 人となっています。

ウ 陸上交通

本市の道路・交通網については、両津・佐和田・小木を結ぶ国道 350 号を基軸に、海岸線を一周する主要地方道佐渡一周線や内陸部の主要地方道及び一般県道により各地区が結ばれています。

公共交通機関は、路線バスが 17 路線運行していますが、そのうち 16 路線については利用者の減少から県・市の補助を受けて運行しており、平成 27 年度の利用者は 559,552 人となっています。

その結果、市民の交通手段は自家用車が中心とならざるをえず、近年の保有台数の推移をみると、平成 26 年度は増加傾向、平成 27 年度は 55,480 台で前年度と比較して減少していますが、人口千人あたりの自動車保有台数は、全国、県平均よりも大幅に高いものとなっています。市内の交通事情から、人口の減少割合よりも自動車保有台数の減少割合は低いと言えます。

○ 市内における自動車保有台数の推移

(単位：台)

H17 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
57,704	56,055	55,670	55,926	55,480

出典：北陸信越運輸局新潟運輸支局「新潟県運輸概況」

○ 自動車保有台数（人口千人当たり）

(単位：台)

	佐渡市	新潟県平均	全国平均
平成 16 年	827.0 台	717.1 台	606.4 台
平成 27 年	952.9 台	796.4 台	634.8 台

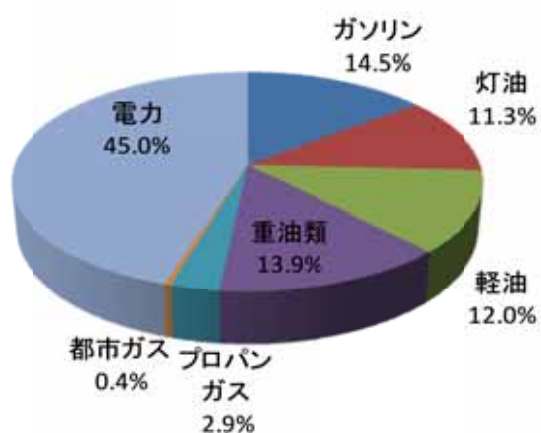
出典：平成 17 年度版・平成 28 年度版 新潟県 100 の指標（3 月 31 日時点）

(6) エネルギー

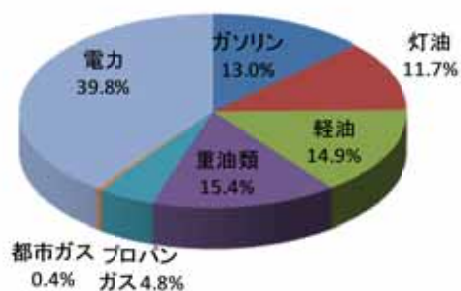
本市においては、重油、ガソリンなどの石油製品は、海上輸送により調達している現状です。

平成 25 年度のエネルギー源の種類別の構成割合は、電力が全体の 45.0%で最も高く、次いでガソリンの 14.5%、重油類の 13.9%、軽油の 12.0%、灯油の 11.3%で、直接的な石油製品の利用は全体の 5 割強となっています。

平成 25 年度エネルギー源の構成(原油換算)



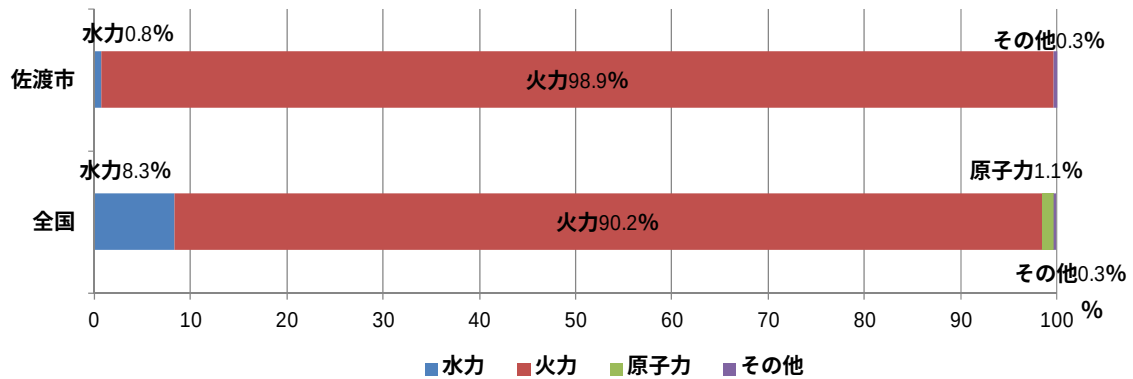
[参考;平成 16 年度の状況]



出典：平成 26 年度佐渡市低炭素地域づくり事業化計画策定調査

また、本市における電源別発電量は、98.9%が重油を燃料とした火力発電によるものとなっており、残りが水力発電によるものです。

佐渡市と全国の電源別発電量



出典：平成 26 年度佐渡市低炭素地域づくり事業化計画策定調査

（７） 空 家

平成 25 年住宅・土地統計調査では、全国で約 8 2 0 万戸、13.5%の空家が発生しており、本市においても平成 2 7 年度の市職員調査では空家が 3, 6 7 0 戸、そのうち危険空家が 2 8 3 件となっています。特に危険空家については倒壊や火災、衛生、景観など空屋周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがあり、市民の安全・安心の観点からその対策が課題となっています。

第3節 環境の課題

1 健全な生態系の維持、回復、経済活動と環境の好循環

生産性の効率化や省力化による近代的な生産基盤の整備、生産活動は、私たちの暮らしを豊かにするとともに、河川・海岸・道路・農地などとりまく環境のあらゆる場所において、生態系に影響を及ぼすこととなりました。かつて、暮らしとともに維持されてきた2次的自然とされる里地、里山、里海から多くの自然の恵みを享受していた環境は、現在、担い手不足、高齢化など管理困難な状況を主因として、森林の荒廃や農用地の耕作放棄が進んでいます。

自然とのかかわりが少なくなり、これまで管理、利用していた里地、里山、里海の荒廃が進むことは、手つかずの自然が回復すること以上に、自然環境へ及ぼす影響は図り知れず、自然の恵みを享受し続けることが困難となります。

恵み豊かな自然環境は、先人から受継いだ貴重な財産であり、このような豊かな自然環境を将来の世代に引継ぐためには、しっかりと自然に関わり、健全な生態系の維持・回復を後押しすることが必要です。生物多様性の保全に取り組むとともに、豊かなふれあいを自然環境の経済的価値として高めていくことが必要です。

豊かな自然環境の保全と活用のためには、次の課題に向き合うことが必要となります。

- ・ 生物多様性の意義や価値に対する理解を深めること
- ・ 野生生物の生息・生育状況を適切に把握すること
- ・ 地域の中で各主体が一体的な取組を行うこと

トキの野生復帰を確かなものとし、共生の実現を図るための課題としては、以下の課題があります。

- ・ トキの保護増殖や野生復帰の取組を理解すること
- ・ トキが生息できる環境を整備すること

「人とトキが共に生きる島づくり」を目指し、野生復帰実現が大きく前進した第1次環境基本計画を基礎とし、「人とトキが共によりよく生きる島づくり」を進めていく必要があります。

野生復帰を進める中で、トキが生息環境として選ぶ里地、里山の環境についての理解が進んできました。この環境を維持するためにも、人口減少や高齢化への対処など、行政をはじめ、他の地域の人々や民間団体などとの連携・協働の取組をさらに進めていく必要があります。

2 効率的な資源やエネルギーの活用と循環的な利用による地球環境への配慮

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するものとなります。廃棄物の多様化に伴う処理の困難化とそれに伴う不法投棄の行為は、不適切な処理による環境負荷の増大を助長させることになります。

また、大量の廃棄物は、最終処分場の残余容量のひっ迫などといった深刻な問題につながります。さらに、廃棄物の処理自体が大量のエネルギーを必要としていることから、それに伴う温室効果ガスの発生など、地球温暖化問題などとも密接に関連しています。

本市においては、電力供給をはじめとして、化石燃料への依存割合が高く、海上時化による航路の遮断、災害などの発生による市外からの燃料供給不安に対処する必要があります。省エネルギー化の推進や電気自動車の普及など資源を有効に活用するための社会づくりも必要です。さらに、エネルギーの自立を目指した太陽光発電、小水力発電など再生可能エネルギーの活用を進めていく必要があります。

廃棄物の循環利用の促進は、次の課題に対処していく必要があります。

- ・ 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）活動と循環的な利用の促進を行うこと
- ・ 環境に配慮した製品・サービスの提供や消費行動における選択を進めること
- ・ 国民運動「COOL CHOICE」への参加を促進すること



環境フェアでの3R啓発パネル展示



環境フェアの様子

地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及促進は、以下の課題があります。

- ・ 温室効果ガスの排出が引き起こす地球温暖化への理解を促進すること
- ・ 家庭や職場での省エネルギー対策への関心を高めること
- ・ 再生可能エネルギーの積極的な活用を支援すること
- ・ 行政、事業所などにおける計画的な地球温暖化対策を進めること
- ・ CO₂吸収源となる森林保全活動の機会創出や参加を促進すること
- ・ 木質バイオマス資源の効果的な利用を進めること
- ・ 再生可能エネルギー分野における最新技術などの収集と実証を行うこと

3 環境汚染や災害への備えなどの生活対策の推進と安全で快適な島の実現

市民の生活の周りに近い環境である大気や水質などは概ね良好に推移していますが、市民の健康を守り、良好な生活環境を確保するため、今後とも県など関係機関と連携しながらその状況を継続的に監視するとともに、事業者など公害の発生源に対する指導や規制の見直しなど幅広い対策に取り組んでいく必要があります。さらに市民との間に良好な関係を築くため、公害防止協定の締結や環境情報の公開などを推進する必要があります。

また、市民の生活において排出される廃棄物は、リサイクルの推進や人口の減少により 10 年間で約 11%減少していますが、廃棄物の処理には大量のエネルギーが必要なことから、地球温暖化対策も踏まえ廃棄物の適正な処理を行う必要があります。

一方、廃棄物の不法投棄や野焼きは市民環境アンケート調査においても、市民の関心が高いことが伺えます。廃棄物の不法投棄は自然環境や景観にも大きな影響があり、野焼きは、悪臭や煙、ダイオキシン類の発生などにつながることから、これまでも県など関係機関、市民、事業者と連携・協力を図りながら未然防止に取り組んできました。今後はさらに地域を美しく保つ気運の醸成を図るとともに、これまでの取組を強化し、市民総ぐるみによる防止対策を推進することが重要です。

さらに、うるおいと安らぎのある生活環境を確保するためには、生垣や花壇の設置、環境美化活動など、市民の主体的な緑化などの活動を促進するとともに、生態系に配慮し美しい自然景観を保全創出する多自然の川づくりなどを推進するとともに、自然の有する防災や水質浄化などの機能を利用し開発等を進める手法（グリーンインフラストラクチャ）を進める必要があります。

暮らしを支える生活環境の確保のためには、以下の課題があります。

- ・ 環境汚染や公害の防止のために生活環境要素の計画的な監視、測定を実施すること
- ・ 関係機関と連携した公害や野焼きなどの防止に向けた取組を行うこと。
- ・ 廃棄物の適正処理と不法投棄対策などの推進の取組を行うこと。
- ・ 災害時の廃棄物の適正な処理や環境汚染の未然防止、空家対策などの取組を行うこと。

うるおいと安らぎのある生活環境の確保のためには、以下の課題があります。

- ・ 水とふれあい、親しめる場づくりの取組を行うこと。
- ・ 生活に身近な緑の保全と創造の取組を行うこと。
- ・ 環境美化に向けた、人と環境に配慮した施設の整備と維持管理を行うこと。

4 豊かな自然環境を背景にした歴史・文化的資源の保全に関する取組

市内には、国・県・市が指定・選択・選定・登録の文化財が、423 件あります（指定文化財件数（H28 年 4 月 1 日現在）：国指定 121 件、県指定 79 件、市指定 223 件）。また、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）も県内の約 1 割を占めています。

佐渡の歴史は古く、「古事記」、「日本書紀」などにその記述があり、大化の改新後、佐渡國として国府が置かれました。

奈良時代前期には、遠流の島とされ、養老 6 年（722 年）、万葉歌人の穂積朝臣老の配流以来、鎌倉時代に順徳上皇、日蓮上人、室町時代には世阿弥などが配流されています。

また、佐渡は古くから金銀が産出される島として知られ、西三川砂金山・相川金銀山に代表されるように多くの金銀山開発が行われました。さらには、漁民集団を招いて海運技術を高めながら、金銀の積出港や北前海運の寄港地としても栄えたところです。増大する人口の食糧供給を支えるべく、農地は奥深く開かれました。

このようなことを背景に形成されてきた歴史・文化、風俗習慣や伝統芸能は、豊かな自然とともに、佐渡らしさを色濃く表現します。

小木地区の宿根木は、国指定伝統的建造物群保存地区に選定されており、廻船業によって栄え

形づくられた歴史と文化が色濃く残されています。また、相川地区には、鉱山関連施設が現存し、その町並みは、鉱山都市としての景観を呈しています。

一方、国中地区には、数々の能舞台が残り、人形芝居や鬼太鼓などの農耕儀礼や収穫感謝とも関わる民俗芸能が伝承されています。

地域の歴史や伝統を支えるこれらの歴史的・文化的資源は、世界農業遺産の指定にみられるように自然環境と一体的に地域のすぐれた景観形成の核として、また、佐渡に暮らす私たちの生活と一体となって、人々の安らぎや連帯感、郷土意識の高揚に欠かせない要素になります。

豊かな自然環境を背景とした歴史・文化的資源を保全する取組への課題は、市民の積極的な参加・協力による保全活動と並行し、積極的に活用することであり、このことが佐渡らしい景観づくりに役立つこととなります。

5 地域での実践活動の支援をはじめとした環境保全への取組と情報の提供

企業における社会貢献活動、小・中学校における各教科や総合的な学習、各地域における公民館活動や市民団体などの活動において、それぞれ、環境教育・環境学習の取組が進んできました。

これらの取組により、環境保全に対する意識は高まってきており、さまざまな環境保全活動が行われています。しかしながら、主体別の取組で完結しており、面的な広がり結びついていない状況が見受けられます。

このため、市内全体での環境保全活動に結びつくように、各主体の活動を広く知る機会を環境教育・環境学習のなかにも取り入れ、連携を促進するとともに、地域固有の身近な環境について効果的に学ぶ環境教育・環境学習のあり方を検討する必要があります。

環境について学ぶ機会の創出と確保については以下の課題があります。

- ・環境アドバイザー派遣制度の認知度が低く、学習テーマも画一的となっている。
- ・市民参加型の学習機会である市民大学講座は、環境分野の講座数が少ない。
- ・環境関連分野は広範囲であると同時に専門的であり、小・中学校では、指導者が少ない。
- ・事業所などにおいては、環境に特化した学習機会は少ない。
- ・家庭においては、親子で環境について学習する機会が少ない。

各主体との連携と情報共有については以下の課題があります。

- ・ 佐渡市環境大全、佐渡市環境学習・環境教育副読本の十分な活用ができていない。
- ・ 「佐渡市の環境」など、環境の現状と施策実施状況の情報提供を目にする機会が少ない。
- ・ 環境保全活動に繋がる各種イベントの開催情報の提供及びPRが少ない。
- ・ 環境保全に関する活動の実態、環境保全に対する意識の把握が十分できていない。
- ・ 市民団体との活動の情報共有、連携、協働、施策立案の仕組が不十分である。
- ・ 異なる主体間の意見交換の場が少ない。
- ・ 各主体間を結ぶコーディネーター的な人材が少ない。

これらの課題の多くは、適切な行政施策の推進も大きく関連しますが、市民一人ひとりが暮らしの中で主体的に取り組むことによって解決できるものと考えます。本市の現在のすぐれた環境は、先人が築きあげてきたものであり、私たちの世代で十分に活用することが保全につながり、次世代へ引き継ぐことができるということを意識する必要があります。

第3章 目標に向けた取組

第1節 環境基本計画の体系

将来像

いのち 生命あふれる循環の島

～人とトキが共によりよく生きる島づくり～

長期目標

施策方針

取組む施策

I

豊かな自然を
守り育む

1. 豊かな自然環境の保全と活用

ア すぐれた自然環境の保護・保全
イ 野生生物などの保護・管理
ウ 里地、里山、里海などの保全と活用
エ 自然とのふれあいの推進

2. トキとの共生の実現

ア 人とトキが共生できる環境の創出と各主体の連携・協力の推進
イ トキの生息環境整備と参加型地域づくり
ウ トキとの共生に向けた理解の促進

II

地球環境を
考え行動する

1. 廃棄物の循環利用の促進

ア 循環型社会の推進に向けた取組
イ 廃棄物の発生抑制と循環的利用の促進
ウ 循環型社会に向けた基盤整備

2. 地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及促進

ア 省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの普及促進
イ 最新技術の実証と活用

III

くらしを支える
環境の質を高める

1. くらしを支える生活環境の確保

ア 生活環境に関わる要素の監視・測定
イ くらしを支える生活環境の保全
ウ 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策などの推進
エ 災害に強い体制づくりの推進
オ 環境美化の推進

2. うるおいと安らぎのある生活環境の確保

ア 親水性のある場づくりの形成
イ 身近な緑の保全と創出
ウ 人と環境に配慮した社会資本の整備と維持

IV

豊かな自然環境
と文化と
社会をつくる

1. 歴史的・文化的環境の保全と活用

ア 佐渡金銀山遺跡および文化財等の保全・活用
イ 歴史的・文化的資源の保全と活用

2. 佐渡にふさわしい景観の形成

ア 景観計画、景観条例に基づく景観像
イ 良好な景観の確保

V

環境市民を形成し
市民活動を展開する

1. 佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成

ア 環境教育・環境学習における様々な取組み
イ 次世代を担う人材への重点的な取組の推進
ウ 指導者の育成と活用の推進
エ 家庭、地域、職場など、多様な場における環境教育・環境学習の推進

2. 協働の取組の推進

ア 市の率先行動と中心的役割としての取組
イ 協働のための仕組みづくり
ウ 環境情報の収集・提供の充実
エ 各主体の自主的・積極的な取組に関する支援

第2節 環境施策の具体的展開

I 豊かな自然を守り育む

健全な生態系が保たれ、森里川海の関わりを大切にし、人と自然の共生の実現に向けた取組を進めます。

1. 豊かな自然環境の保全と活用

(1) 施策目標

健全な生態系を維持、回復し、経済活動と環境の好循環を生み出す島を目指します。

指標	①環境にやさしい米づくりなどの面積の割合	88%
	②学校給食における地場産農作物使用割合	30%(H31 目標)

(2) 施策方針の内容

ア すぐれた自然環境の保護・保全

- ① トキをシンボルとした共生の取組に関連する施策を中心に、自然環境の維持に努めるとともに、保護上重要な野生生物の生息・生育地の保全を進めます。
- ② 希少性、学術性、景観美にすぐれた天然林などの原生的自然を関係機関と連携・協力して保護・保全に努めます。
- ③ 自然公園や自然（緑地）環境保全地域、鳥獣保護区内の規制内容の周知や、その区域のすぐれた自然の概要について啓発し、適正な保護を図ります。
- ④ 佐渡の優れた自然の価値を市民団体などと連携して利活用法を検討します。利用にあたっては地域に適合した独自の自然保護ルールなどを決めるなど自然保護意識の統一を図ります。



原生的自然環境

イ 野生生物などの保護・管理

- ① 国内希少種を含む佐渡の動植物について、既存の生息状況確認資料を活用し、分布情報の把握に努めます。希少動植物の生息・生育を脅かしている原因などを広く周知することにより、市民理解の促進と保護意識の高揚を図ります。
- ② 開発行為の自然環境配慮などを広く周知し、各種開発事業などの実施にあたっては、計画の段階から事業の実施が野生生物に及ぼす影響について検討を行い、希少種をはじめとする地域の野生生物の保全のための適切な措置が講じられるよう努めます。
- ③ 国外から導入された外来生物や、国内の他地域から導入された外来生物（国内由来外来生物）に関する情報の収集を進め、生態系などに被害を及ぼすおそれがある場合は、関係機関と連携して防除事業などを実施するとともに、ペットなどの適切な扱いに関する啓発に取り組みます。



採餌中のトキ

ウ 里地、里山、里海などの保全と活用

- ① 農村環境の保全と農業の活性化
 - a 耕作放棄地の増加を食い止め、農業が育む生物多様性を保全するため、生きものを育む農法などを推進し、生きものが生息できる環境と農業生産活動の調和に努めるとともに、佐渡農業の持続可能性を高めていくためG I A H S（世界農業遺産）の価値を高めていきます。
 - b 関係機関と連携・協力して、農薬や化学肥料の使用低減などによる環境保全型農業を推進します。
 - c 環境保全型農業の推進について、減農薬の栽培基準に移行するよう努め、自然エネルギーを最適に取り入れることによる環境ブランドの促進・地産地消や佐渡ツーリズムの促進に向けて「生物多様性佐渡戦略」の下、推進を図ります。

- d 関係機関と連携し稲わらなどの農地への還元について、配慮します。また、稲わらなどの焼却については、有機資源の有効利用を促進する指導、防火上の指導、健康被害を防ぐうえでの指導について、各役割を整理し取り組みます。
- e 環境と調和のとれた農業生産活動規範の普及促進について、有機栽培の推進による農産物の高付加価値支援を行うなどの施策を行います。
- f 消費者と農業者との交流や地産地消・食育を推進し、環境に配慮した農業に対する市民の理解促進を図ります。



棚田保全活動を通じた交流

② 森林の保全と林業の活性化

- a マツ枯れやナラ枯れ対策として、薬剤の地上散布や被害木の伐倒駆除など、各種防除措置を引き続き総合的に推進します。
- b 国県事業を活用するなど、荒廃した竹林整備に取り組む地域（団体）を援助します。
- c 二次林においては、更新や保育、間伐などの適正な整備を推進するとともに、所有者による森林整備を支援します。
- d 身近な里山については、地域住民のボランティア活動による森林整備などを促進するとともに、自然とのふれあいや環境学習の場としての活用を図ります。
- e 佐渡産材の主伐・間伐材の利用をより一層高めることにより、林業の活性化を図ります。
特に、小・中学校や文化施設、高齢者施設などの公共施設に佐渡産材を積極的に活用するとともに、木製品の製造・販売を支援し、利用の拡大を図ります。
- f 竹林や広葉樹などの木質バイオマスエネルギー化を進め、農業利用など資源循環モデルを構築し、森林の適正管理に努めます。

③ 浅海域の保全・再生と漁業の活性化

- a 陸域での人間活動による環境負荷が、浅海域の生物多様性にも影響を及ぼすことを理解し、流域における環境負荷の低減、水源かん養や土砂災害防止など、多様な環境保全機能を有する森林や農地の保全など、広域的なスケールでの取組を推進します。
- b 漁業者の協力はもとより、県などの関係機関と連携・協力して、藻場の現状の把握に努めるとともに、藻場の保全・回復、海底・海岸清掃、産卵場、育成場の整備などにより、大切な地域資源である漁場の生産力の向上を図ります。
- c 水産資源を持続的かつ最適に利用するため、つくり・育て・管理する漁業を推進します。



コブダイ



海中の様子



水中クリスマス

(本項写真提供：エス.ワールド株式会社様)

エ 自然とのふれあいの推進

- ① 地域の自然保護団体による自然保護活動の取組の支援を行います。また、佐渡の自然の現状について連携して情報収集などを図ります。
- ② 里山林や河川、海岸など、身近な自然とのふれあいの場として、自然歩道など（石名県有林遊歩道、北陸自然遊歩道やトレッキングコース）の利用促進を図ります。
- ③ 自然観察会や探鳥会、森林体験学習など、自然環境にふれあえる体験型の学習をさらに充実させ、自然にふれあい、親しむ機会を提供します。
- ④ 環境学習・教育における指導者などの育成事業を、市の行う指導者研修会や市民大学講座、大学などが推進するリーダー養成講座などと連携を図り推進します。
- ⑤ 自然を適切に保全しながら持続的に利用を図るエコツーリズムの普及・定着を推進するため、インターネットなどによるエコツアー情報の提供やモデル的なツーリングメニューの開発、ガイドの育成の促進などの取組を進めます。また、環境学習型修学旅行の誘致を推進します。
- ⑥ 都市住民が自然とふれあう機会の提供と滞在型の余暇活動の推進を行い、森林整備や棚田の保全、トキの生息環境整備などへの参加や交流活動を通じて、地域コミュニティの活性化を図ります。

森・里・川・海の水・物質循環が生み出す恵み



出典：環境省HP

「森里川海の連環確保の環境が生み出す恵み」

生物多様性が私たち人間に提供してくれる自然の恵み

生物や自然環境のことをまとめて生態系と呼びます。

そう呼ぶのは、生物や自然環境がそれぞれ独立しているのではなく、「生態系」という集まりになって相互作用しながらバランスをとっているという考え方からです。

私たち人間の暮らしも生態系の一員として生物や自然環境から食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。

この生態系から受ける恵みのことを生態系サービスと言います。

国連が2001年（平成13年）から2005年（平成17年度）にかけて行った生態系が提供するサービスに着目した地球規模の生態系に関する総合的評価では、生態系サービスを次の表のように分類しています。

生態系サービスの分類			
 供給サービス	 調整サービス	 生息・生育地サービス	 文化的サービス
・食料 ・淡水資源 ・原材料 ・遺伝子資源 ・薬用資源 ・観賞資源	・大気質調整 ・気候調整 ・局所災害の緩和 ・水量調節 ・水質浄化 ・土壌浸食の抑制 ・地力の維持 ・花粉媒介 ・生物学的防除	・生息・生育環境の提供 ・遺伝的多様性の保全	・自然景観の保全 ・レクリエーションや観光の場と機会 ・文化、芸術、デザインへのインスピレーション ・神秘的体験 ・科学や教育に関する知識

資料：環境省

画像は環境省ホームページより

これまで、生態系サービスは無限で無料と考えられてきました。

ところが、人間による開発や、人口が増えてくるにつれて生態系サービスの供給が追い付かなくなってきていることがわかってきました。

ようやく、生態系は限りある資源で大事に守らなければならないということに私たちは気が付いたのです。

現在、地球上では平均して1日に約100種類の生物が絶滅していて、しかも過去と比較して生物の絶滅のスピードは加速しています。その原因は人間の活動の影響によって生物多様性の危機が引き起こされていると言われています。こうした、地球が非常に多くの植物、動物、生態系を失っていることを生物多様性の喪失といいます。

生態系サービスは生物多様性※の喪失によって基盤を失い、サービスの低下を招きます。

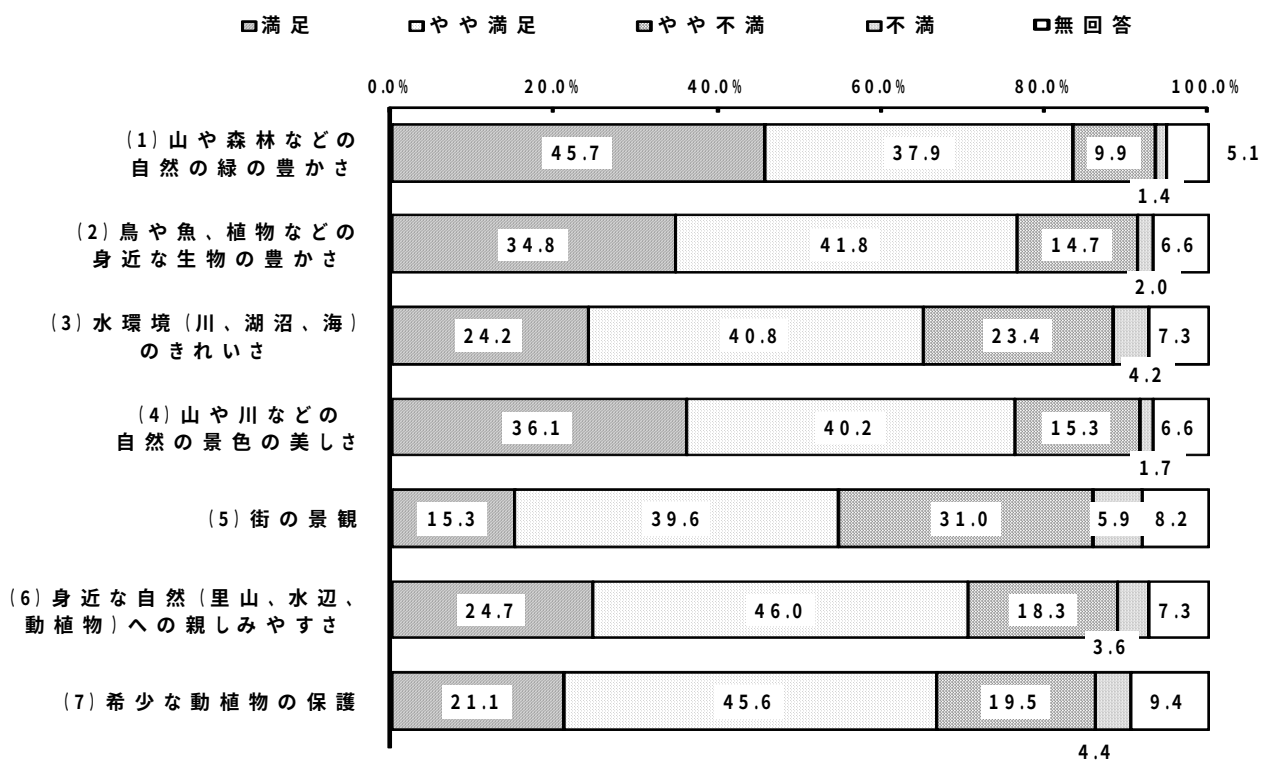
生物多様性が豊かであるほど生態系サービスが向上するという場合が多くみられるため、将来にわたってサービスを受け続けていくためには、その源となる生物多様性を保全していくことが重要なのです。

※遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

これを地球規模で保全するため、1992年に生物多様性条約が採択された。

(3) アンケートから見る市民意識

(身近な自然環境への満足)



身近な自然環境への満足度をみると、「満足（「満足」と「やや満足」の合計）」の割合が最も高いのは『(1) 山や森林などの自然の緑の豊かさ』(83.6%)です。以下、『(2) 鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさ』(76.6%)、『(4) 山や川などの自然の景色の美しさ』(76.3%)、『(6) 身近な自然（里山、水辺、動植物）への親しみやすさ』(70.7%)が続いています。

一方で、「不満（「不満」と「やや不満」の合計）」の割合が高いのは『(5) 街の景観』(36.9%)、『(3) 水環境（川、湖沼、海）のきれいさ』(27.6%)、『(7) 希少な動植物の保護』(23.9%)、『(6) 身近な自然（里山、水辺、動植物）への親しみやすさ』(21.9%)となっています。

2 トキとの共生の実現

(1) 施策目標

さまざまな人たちの理解と協力により、環境に配慮した栽培基準に基づく「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の取組が全島に普及し、トキの餌場である水田とその周辺環境が保たれてきたことから、引き続き、トキが佐渡の上空に羽ばたく姿をいつまでも保てるよう努めます。

指標	①トキの野生定着数	220羽以上
	②ビオトープ面積	45ha

(2) 施策方針の内容

ア 人とトキが共生できる社会環境の創出と各主体の連携・協力の推進

- ① 環境省が次期目標として定めた「2020年までに220羽のトキの定着」を実現するため、関係機関との連携・協力をさらに進めます。
- ② トキの生息環境整備と人とトキが共生できる社会環境を創出するため、教育・研究機関などとの連携・協力をさらに強化します。
- ③ 生息環境整備、社会環境整備、また、トキとの共生が地域活性化につながるような取組を、行政、大学、企業、市民、NPOなどと連携を図り、全国に発信します
- ④ 施策の中心となる施設として、トキの森公園、トキ交流会館の機能を拡充します。

イ トキの生息環境整備と参加型地域づくり

- ① 環境保全型農業の取組やビオトープづくり、棚田の保全、落差などを解消した多自然型の川づくり、森林整備などに取り組み、トキの餌場や営巣地を整備します。
- ② 餌場や営巣地などを一体的に整備するとともに、地域住民と様々な主体が連携・協働していくことのできる仕組みづくりを行います。
- ③ 様々な主体との連携・協働したトキの生息環境整備により、地域コミュニティが活性化し、より多くの環境保全活動に広がっていくことができる地域づくりを推進します。
- ④ トキの生息環境整備などの効果を把握し施策に反映するため、教育・研究機関などによる調査研究を奨励します。
- ⑤ 放鳥されたトキの様子や地域のトキに係る課題を把握するため、「トキ保護推進員」の活動を奨励します。

ウ トキとの共生に向けた理解の促進

- ① トキが市の鳥として、より市民から愛され誇りとなるよう、トキの保護・増殖活動や野生復帰の取組、生態などについて、一層の市民への理解と共生の取組の啓発を促進します。
- ② トキの野生復帰に関する情報を発信し、トキの保護について啓発するとともに、「トキファンクラブ」などを通じて、島内外協力者との連携・協働のための仕組みづくりを進めます。
- ③ トキとの共生の取組などについて解説する「トキガイド」の育成をより一層推進し、他地域への発信やエコツアーリズムなどで活用します。



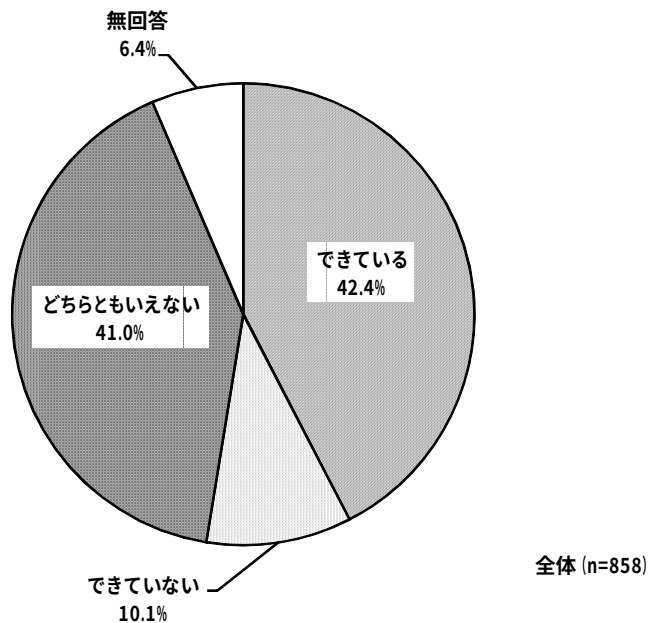
トキとの共生ルール看板（新穂行政SC前）

(3) アンケートから見る市民意識

(トキとの共生について)

トキとの共生成否への感じ方については、「できている」(42.4%)と「どちらともいえない」(41.0%)が4割強で拮抗しています。

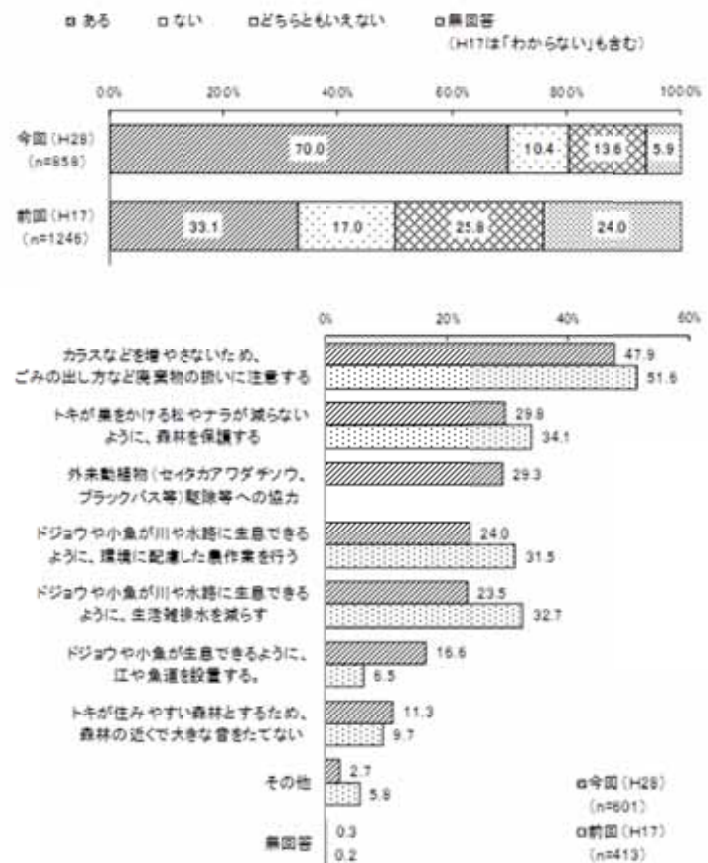
なお、「できていない」(10.1%)は1割程度にとどまります。



(共生による地域振興への影響に関する考え方)

共生のために心がけていること・心がけたいことの有無では、「ある」(70.0%)が7割を占めています。

『ある』と回答した601人に心がけていこう(心がけてほしい)と考えていることをたずねたところ、「カラスなどを増やさないため、ごみの出し方など廃棄物の扱いに注意する」(47.9%)が最も多く、以下、「トキが巣をかける松やナラが減らないように、森林を保護する」(29.8%)、「外来動植物(セイタカアワダチソウ、ブラックバスなど)駆除などへの協力」(29.3%)となっています。



Ⅱ 地球環境を考え行動する

資源やエネルギーを効率的、循環的に利用する地球環境に配慮した島を目指します。

1 廃棄物の循環利用の促進

(1) 施策目標

日本に昔からある「もったいない」の精神を活かし、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）という3R活動の推進と適正処理の確保により、ごみを減らし、資源として有効利用を図ることにより、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減化する「循環型社会」を実現します。

指標	①可燃ごみに占める生ごみの割合	8.0%
	②廃棄物排出量	17,800 t/年(H32年度18,500 t/年)
	③1人1日あたりごみ排出量	940 g (H32年度960 g)
	④リサイクル率	25.0% (H32年度25.0%)
	⑤埋立処分量	820 t/年

※()内は佐渡市一般廃棄物処理基本計画の数値目標

(2) 施策方針の内容

ア 循環型社会の推進に向けた取組

- ① 「佐渡市一般廃棄物処理基本計画」（平成25年3月改訂）の目標として掲げた、「廃棄物の減量化などの目標」（一般廃棄物の年間排出量、再生利用率、最終処分率）を達成するため、市民・事業者・行政が三者一体となる協働体制で、廃棄物の減量化や資源化など循環型社会の実現に向けた取組を進めます。
- ② 佐渡市一般廃棄物処理計画基本計画の見直しにあたっては、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定したうえで、一般廃棄物処理施設の整備・更新など、地域における循環型社会を形成するための総合的な計画となるよう見直しを行います。

イ 廃棄物の発生抑制と循環的利用の促進

- ① レジ袋の有料化やマイバッグ（買物袋）の普及展開、生ごみのコンポスト化の普及促進により、廃棄物の減量化や循環利用の意識を高めます。
- ② 廃棄物処理に関する情報を、市のホームページなどにより市民に積極的に提供するとともに、社会全体で3R活動の推進のための意識改革を図ります。

- ③ 給食センターから排出される生ごみのコンポスト化やごみ箱から古紙ゼロ運動など、市自ら率先的に３Ｒ活動に取り組み、その状況を積極的に周知します。
- ④ ３Ｒ活動の推進に向け、市が実施するイベントごみの減量化を推進するとともに、各主体の自主的なイベントごみの減量化に向けた取組を支援します。
- ⑤ 食品廃棄物を排出する食品製造・加工業者とリサイクルされた堆肥・肥料の引き受け手となる農業者などのマッチングを推進し、有機質資源の循環的利用を推進します。
- ⑥ 「新潟県環境保全型農業推進方針」に基づき、使用済みプラスチックの再生利用や、家畜ふんなどを堆肥化し土づくりに活用するなどの有効利用を進め、農業系産業廃棄物の再生利用を推進します。
- ⑦ 既に取り組んでいる廃プラスチックのリサイクルの分別の徹底を図ります。また、古紙の集団回収のさらなる拡充と拠点回収に取り組みます。また、生ごみや廃食用油などの分別収集とリサイクルを検討します。
- ⑧ 「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」などの啓発を行い、円滑な施行に努めます。

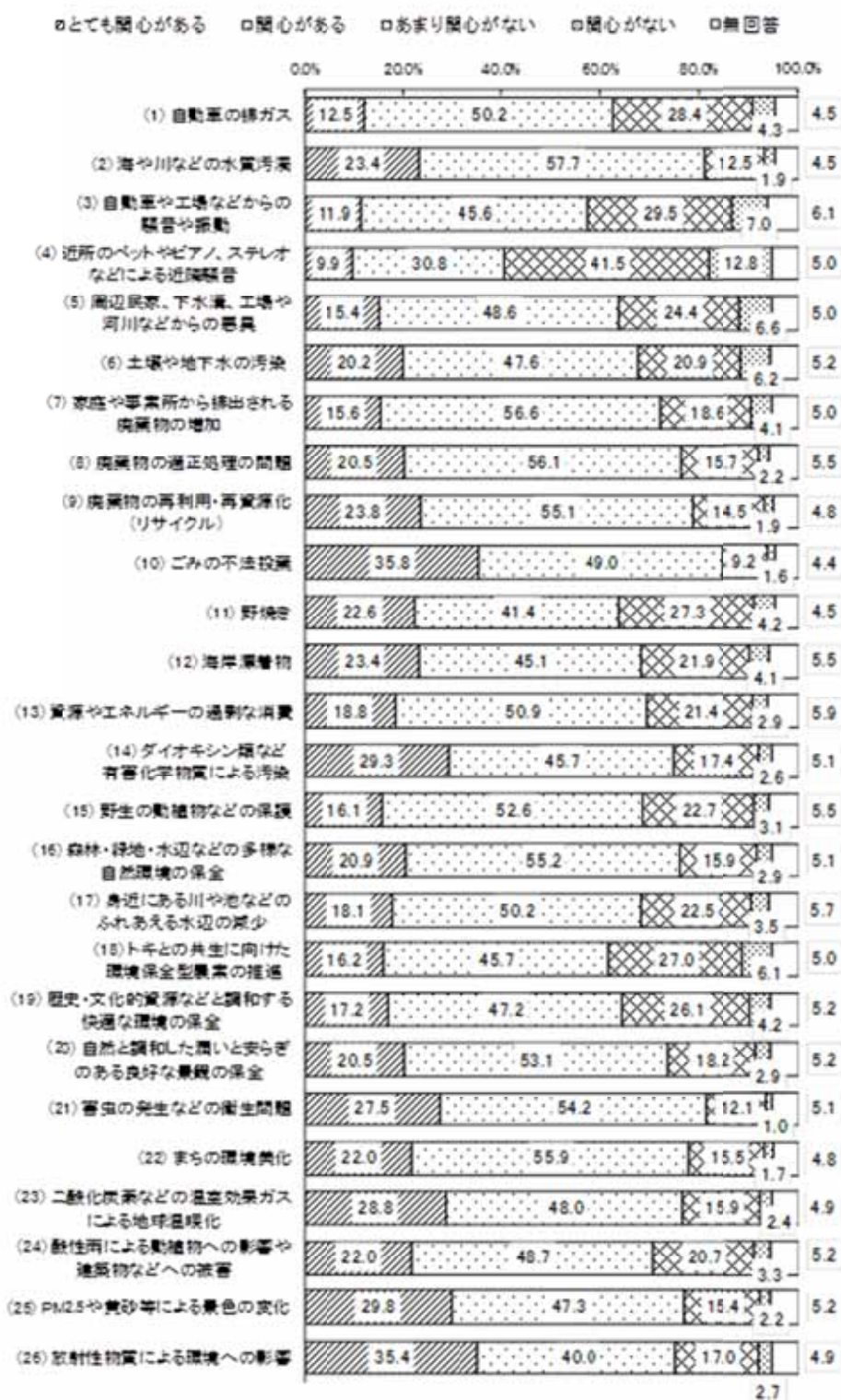
ウ 循環型社会に向けた基盤整備

- ① 循環型社会を構築する基盤として、廃棄物の適正な処理体制をさらに整えるため、地域住民の理解を得つつ環境への配慮を十分に行いながら、一般廃棄物の最終処分場やごみ処理施設などの整備を計画的に行います。
- ② 一般廃棄物処理コストの分析を行い、様々な角度から検討することにより、効率的な処理体制の構築に努めます。
- ③ 災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、関係機関と連携し、被災時における廃棄物処理体制の充実を図ります。

(3) アンケートから見る市民意識

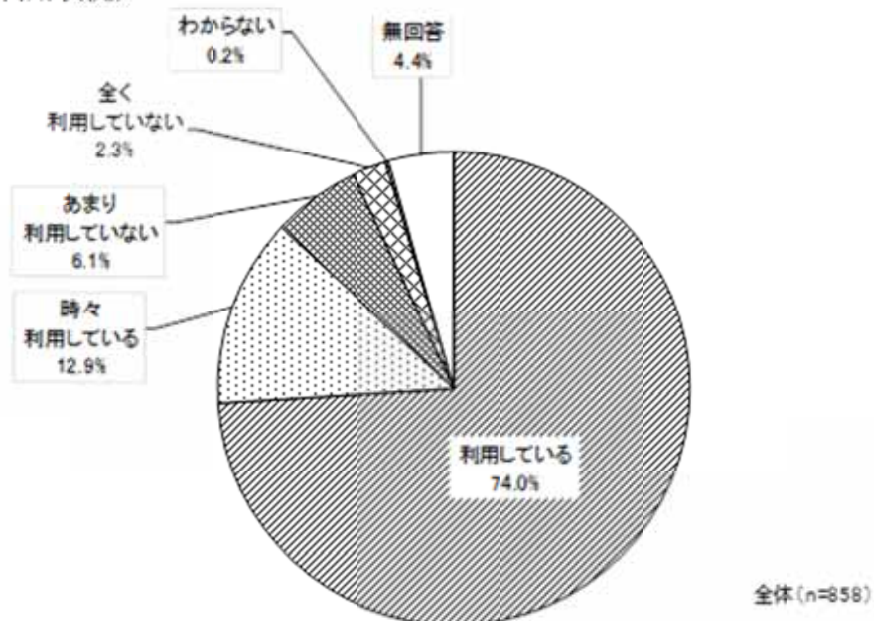
(環境問題への関心)

環境問題への関心としては、「関心がある（「とても関心がある」と「関心がある」の合計）」の割合が最も高いのは『(10) ごみの不法投棄』(84.8%)です。以下、『(21) 害虫の発生などの衛生問題』(81.7%)、『(2) 海や川などの水質汚濁』(81.1%)、『(9) 廃棄物の再利用・再資源化（リサイクル）』(78.9%)、『(22) まちの環境美化』(77.9%)、『(25) PM2.5や黄砂などによる景色の変化』(77.1%)が続いています。



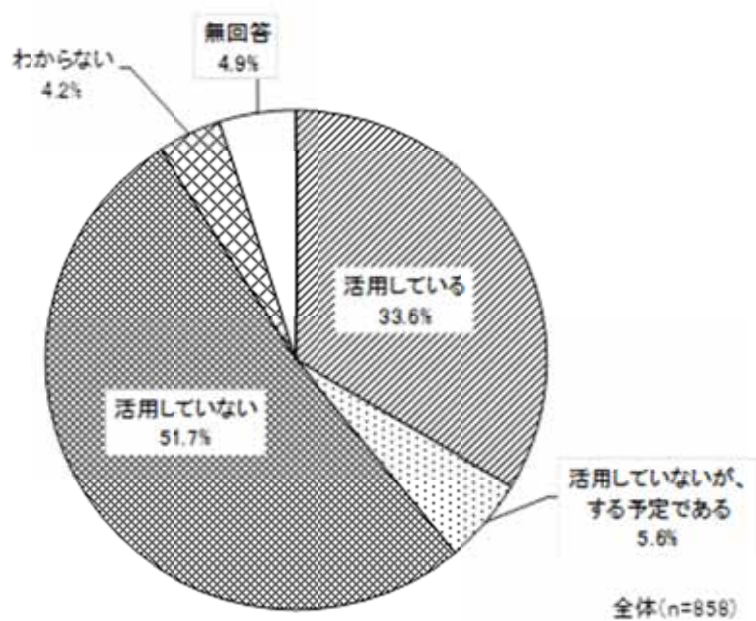
一方で、「関心がない（「関心がない」と「あまり関心がない」の合計）」の割合が高いのは『(3) 自動車や工場などからの騒音や振動』(36.5%)、『(18) トキとの共生に向けた環境保全型農業の推進』(33.1%)、『(1) 自動車の排ガス』(32.7%)、『(11) 野焼き』(31.5%)、『(5) 周辺民家、下水溝、工場や河川などからの悪臭』(31.0%)、『(19) 歴史・文化的資源などと調和する快適な環境の保全』(30.3%)で3割台となっています。

(マイバッグの利用状況)



マイバッグの利用状況については、「利用している」(74.0%)が最も多く、全体の約4分の3を占めています。

(生ごみの堆肥化や生ごみ処理機の活用状況)



生ごみの堆肥化や生ごみ処理機の活用状況については、「活用している」(33.6%)は3割強で、「活用していない」(51.7%)が過半数を占めています。

2 地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及促進

(1) 施策目標

地球環境を保全するため、省資源、省エネ、新エネルギーの導入などにより、温室効果ガスの排出量を削減します。また、オゾン層の保護や酸性雨対策などの取組を理解し、かけがえのない地球環境を守ります。

- 指標** ①公共施設における再生可能エネルギー導入数 20か所
②市の施設におけるCO₂排出量 20,061 t-CO₂/年

(2) 施策方針の内容

ア 省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの普及促進

① 佐渡市地球温暖化対策実行計画などに基づく推進

- a 「佐渡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市自らが地球温暖化対策に率先的に取り組むとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律における公共施設全体のエネルギー使用量を把握し、その結果を分析することで、省エネルギー、CO₂排出量の削減に繋がります。また、その状況を積極的に公表します。
- b 「新潟県地球温暖化防止活動推進センター」や「新潟県地球温暖化防止活動推進員」と連携・協力し、啓発活動を行うとともに地域における地球温暖化対策を総合的・計画的に推進します。
- c 計画的な森林整備を推進するとともに、市民参加による森林づくりを推進します。
- d 市民、事業者に対して、地球温暖化問題を啓発するとともに、日常生活や事業活動における省エネルギー対策の推進やCO₂排出量の削減の取組を推進します。
- e 再生可能エネルギーなどに関する新技術導入については、大学などと連携し調査研究を進めます。
- f 身近な吸収源対策として、公園の整備、公共・公益施設の緑化など、「佐渡市都市計画マスタープラン」などの計画に基づき、新たな緑化空間の創出を推進します。

② 省エネルギー対策の推進

- a 「うちエコ診断」など、市民に対して、日常生活での地球温暖化防止や省エネルギー対策に向けた効果的な取組を実施するなど、普及啓発に努めます。
- b 省エネルギー診断などを活用し、省エネルギー及び温室効果ガスの排出削減な

どに積極的に取り組む事業所を支援します。

- c 木くずや廃食用油、生ごみなどのバイオマス資源のエネルギー利用を促進します。
- d 3R活動の推進により、廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの排出量を削減します。
- e 市が率先的に低公害・低燃費車を導入するとともに、引き続き導入助成に取り組むことで、低公害・低燃費車の普及を促進します。
- f アイドリングストップなどのエコドライブを推進するとともに、「佐渡市地域公共交通網形成計画」などの計画に基づき、地域特性に応じた環境負荷の小さな交通が実現されるよう、関係機関との連携の上、促進を図ります。



間伐材等をはじめとしたバイオマスの利活用

③ 再生可能エネルギーの活用

- a 「佐渡市地域新エネルギー導入促進計画」の数値目標に基づき、太陽光や風力、水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーを活かした島づくりに取り組みます。
- b 「佐渡市地域新エネルギー導入促進計画」に基づき、小・中学校や庁舎などの公共施設、外灯や防犯灯などに太陽光・風力発電設備を率先的に導入するとともに、引き続き一般住宅における導入助成に取り組み、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- c 地元産木材利用の促進や林地残材などのバイオマス資源をエネルギーに有効利用する取組を推進します。

イ 最新技術の実証と活用

再生可能エネルギー・省エネルギーや環境に関するすぐれた最新の技術の情報収集に努めるとともに、関連機関と連携し実証、活用する取組を支援します。



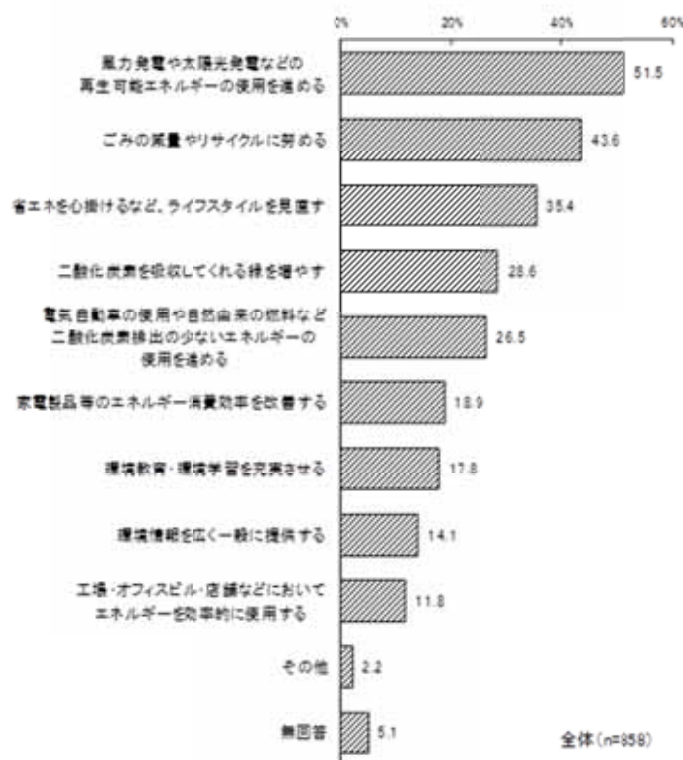
営農型ソーラーシェアリングの研究

(3) アンケートから見る市民意識

(地球温暖化防止に必要な取組について)

本市のエネルギー事情や地球環境的な問題から、再生可能エネルギーの使用を進めることの割合が高くなっています。

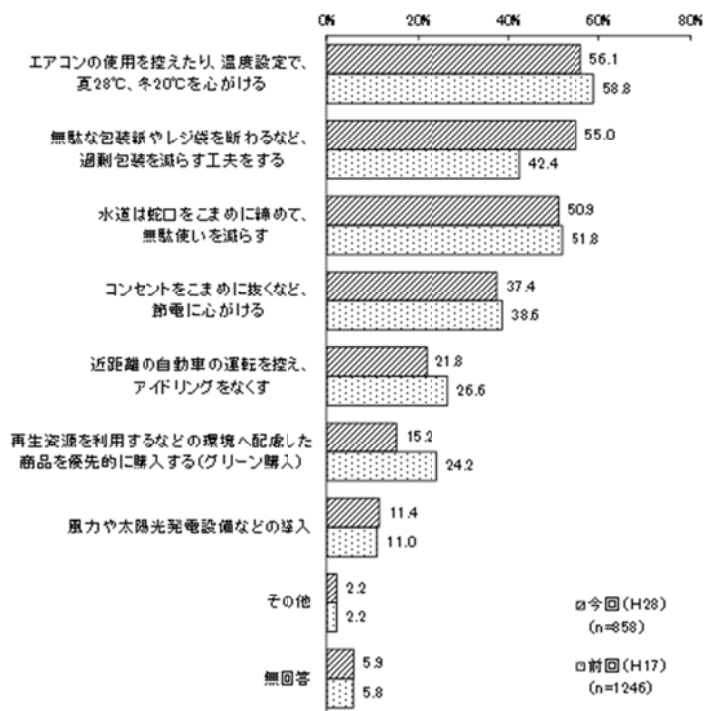
また、ごみの減量化、省エネなどの取組が必要と感じている割合が高くなっています。



(地球温暖化防止に関して心がけていること・実行できること)

地球温暖化防止に関して心がけていること・実行できることについては、「エアコンの使用を控えたり、温度設定で、夏 28℃、冬 20℃を心がける」(56.1%)の割合が最も高くなっています。以下、「無駄な包装紙やレジ袋を断わるなど、過剰包装を減らす工夫をする」(55.0%)、「水道は蛇口をこまめに締めて、無駄使いを減らす」(50.9%)が5割台で続いています。

「無駄な包装紙やレジ袋を断わるなど、過剰包装を減らす工夫をする」の割合が、前回調査よりも1割以上高くなっています。



Ⅲ くらしを支える環境の質を高める

環境汚染や自然災害の防止など生活環境の対策を進め、安全で快適な島を目指します。

1 くらしを支える生活環境の確保

(1) 施策目標

さわやかで澄んだ空気、清らかで豊かな水、騒音や振動のない安全で快適な生活環境を確保します。

指標	①野焼き 苦情件数	50件
	②生活雑排水処理人口比率（水洗化率）	67.2%
	③海水浴場の水質判定基準 AA の割合（開設前）	6/6

(2) 施策方針の内容

ア 生活環境に関わる要素の監視・測定

- ① 市民の健康と生活環境保全の基礎となる大気や水質などの監視・測定を、県や事業者と連携・協力しながら計画的に実施し、充実に努めます。
- ② 騒音規制法や振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域などについて、生活環境の変化や必要に応じて見直しを検討します。
- ③ 公害苦情については、県と協力して適切な処理を図るとともに、処理が困難な事案については、「公害紛争処理制度」を利用した解決を図ります。
- ④ 県制度融資などの周知により、工場・事業場が実施する公害防止施設の設置などの取組を促進します。
- ⑤ 公害防止協定の締結など、事業者と市民との良好な関係づくりを促進します。
- ⑥ 災害時における環境保全対策を県と連携・協力しながら推進します。

イ くらしを支える生活環境の保全

① 大気環境の保全

- a 工場・事業場からの大気汚染については、事業者や県と連携して、環境モニタリングを行うとともに、排出基準の遵守などの指導を行います。
- b アスベストについては、県と連携・協力して、建築物の解体現場などからの大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。

- c 野焼き防止などの対策会議を開催するなど、県、警察、消防と連携して野焼き禁止の普及啓発、パトロールの強化に努めます。また、県や農協と連携・協力して稲わらやあぜ草などの焼却防止の推進を図ります。
- d PM2.5などの大気汚染について実態などの把握と危険意識の向上に努めます。

② 水環境の保全

- a 県と連携しながら、工場・事業場における排水基準の遵守などの指導を行い、水質汚濁の未然防止に努めます。
- b 水環境の保全を図るため、下水道などの生活排水処理施設の整備の有効な施策として継続していきます。下水道使用料の免除制度や合併処理浄化槽設置補助金などの制度の周知により水洗化率の向上に取り組みます。
- c 加茂湖岸のヨシ原の保全・再生などにより、植生による水質浄化機能の確保を図るとともに、身近な水辺の整備や加茂湖流域が親水性の高い地域となるよう努めるなど、市民一人ひとりの意識啓発を進めます。
- d 河川、湖沼、港湾などの水域については、県と連携して、経年変化などの状況の情報共有を図ります。
- e 県や農協と連携・協力し、農薬や化学肥料の使用低減、家畜ふんなどの堆肥化と土壌還元などの環境保全型農業の普及に取り組みます。また、「トキと暮らす郷づくり認証制度」（生きものを育む農法）に伴う農薬化学肥料の減量化など地域の特性に応じた適切な低減対策に取り組みます。
- f 魚類のへい死、油の流出などの異常水質事故を未然に防止するため、市民や事業者への指導、啓発を引き続き実施するとともに、異常水質事故が発生した場合は、県や関係機関と連携・協力して、迅速な対応体制のもと、被害の拡大防止や原因究明、原状回復措置に取り組みます。
- g 水源や浄水場における適切な水質管理などにより、安全で良質な水の確保に努めます。
- h 水域の特性に応じた良好な水質と水量を確保するため、節水や雨水の有効利用、歩道や駐車場などへの透水性舗装の導入を推進します。
- i 地域の貴重な水源である湧水については、市民との協力により適切な利用と保全に努めます。

③ 土壌汚染対策

- a 土壌や地下水の有害物質による汚染を未然に防止するため、県と連携して有害物質使用事業場などに対する指導に取り組みます。
- b 土壌汚染や地下水汚染が認められた場合は、速やかに周知を図り、市民の安全を確保するとともに、原因の究明と対策に努めます。

④ 騒音・振動対策

工場・事業場及び建設事業者などに対する立入指導を実施し、騒音・振動の防止に努めます。

また、市への事前届出の義務化の徹底と事前審査の強化を図ります。

⑤ 悪臭対策

- a 工場・事業場などの悪臭発生源に対する立入検査の実施や規制基準の順守などの監視・指導に努めます。また、市への事前届出の義務化の徹底と事前審査の強化を図ります。
- b 野焼きに伴う悪臭苦情が多いことから、野焼き禁止の普及啓発（市報、チラシ、防災ラジオなど）、パトロールの強化など、県や関係機関と連携・協力して、野焼き禁止の徹底を図ります。
- c 畜産事業者に対して家畜ふん尿の適正な管理を指導し、悪臭防止対策の徹底を図ります。また、悪臭問題が生じた場合は、県と連携・協力して改善指導を行い、速やかな解決に努めます。

⑥ 化学物質対策

ダイオキシン類など、環境への影響が懸念される様々な化学物質について、引き続き、県と連携して排出や使用状況などの実態の把握を行うとともに、必要により化学物質の排出の少ない生産工程の導入や、使用方法の改善措置、事故などの減少化をはじめとした指導を行います。

⑦ 公害防止に向けた関係づくりの推進

- a 工場・事業場などにおける環境への負荷の低減など、事業者による自主的な取組を促進し、公害防止協定などの締結により、市民との間の良好な関係を築く取組の推進を図ります。
- b 市民、事業者が自主的に地域づくりへの参画を促進するため、環境情報の公開を行うことや活動の場の提供を推進します。

⑧ 日常生活における環境配慮

- a 一般家庭から発生するペットの鳴き声、ステレオやエアコン室外機の音などの騒音防止について、意識づけを図ります。
- b ペットの適正な飼養とふん尿被害などを防止するための周知を図ります。
- c 家庭ごみの自家焼却や投棄の禁止の徹底を図ります。
- d 下水道などへの接続の推進や、炊事、洗濯、入浴などに伴う家庭からの汚濁負荷を低減するための周知を図ります。
- e 廃自動車の放置を防止するため、周知を図ります。

ウ 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策などの推進

⑨ 廃棄物の適正な処理の推進

- a 一般廃棄物処理施設の信頼性の確保を図るため、処理施設を適正に管理し、周辺の環境モニタリングなどの徹底とともに、一般廃棄物処理施設の維持管理状況を公表します。
- b 廃棄物処理業者の適正処理を推進するため、関係機関と連携して廃棄物の処理に係る法令などの徹底や、監視・指導を行うとともに、事業者の自主的な環境情報の公開など透明性の確保を促進します。
- c 市が処理することが困難な一般廃棄物の適正処理の体制を確保するため、製造・販売業者による回収や産業廃棄物処理業者の活用による処理ルートを確保するとともに、「ごみカレンダー」や「ごみの分別ガイドブック」の配布などにより、市民などに適切な情報を提供します。

⑩ 廃棄物の不法投棄対策などの推進

- a 廃棄物の不法投棄や野焼きを未然に防止するため、不法投棄監視員を中心とした地域による防止体制を強化します。
- b 県、警察、消防などの関係機関や不法投棄監視員などと連携して合同パトロールを実施し、廃棄物の不法投棄や野焼きなどを未然に防止します。
- c 廃棄物を排出する事業者などの順法意識を高めるとともに、広く市民の間に、廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正な処理を許さない意識を醸成するため、関係機関と協働して啓発活動を積極的に行います。
- d 県などの関係機関や不法投棄監視員、市民や事業者などの各主体と連携・協働して、不法投棄情報の収集を行うとともに、不法投棄された廃棄物や放置自動

車、海岸漂着ごみの撤去を推進します。

- e 佐渡市一斉清掃、ごみゼロの日キャンペーン、一日美化デー、佐渡を美しくする会の取組により、地域を美しく保つ機運の醸成を図ります。

エ 災害に強い体制づくりの推進

- ① 里地、里山、里海の整備は、災害の予防効果も発揮するものであり、引き続きその充実に向けての啓発に取り組めます。
- ② 化学物質を使用している事業所など、災害時に環境汚染を未然に防止するため、環境安全体制の一層の整備の促進などを県などの関係機関と連携して行います。
- ③ 災害廃棄物の適正な処理を行うため、県や他自治体と連携・協力した島外処理、産業廃棄物処理業者などとの協力体制の整備を図ります。
- ④ 「空家など対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理が行われていないことで防災、衛生、景観などの生活環境に深刻な影響を及ぼす空家などについての対策を検討します。

オ 環境美化の推進

- ① 空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくし、世界遺産にふさわしい島を目指して、関係機関や各種団体と連携し、「ごみゼロの日キャンペーン」や「佐渡市一斉清掃」、沿道の草刈りなどのボランティア活動に積極的に取り組めます。
- ② 観光地周辺の道路の草刈りを行い、環境美化に取り組めます。
- ③ 空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨てを防止するため、環境美化指導員による巡視や回収を強化するとともに、市民への注意喚起に努め環境美化意識の高揚を図ります。

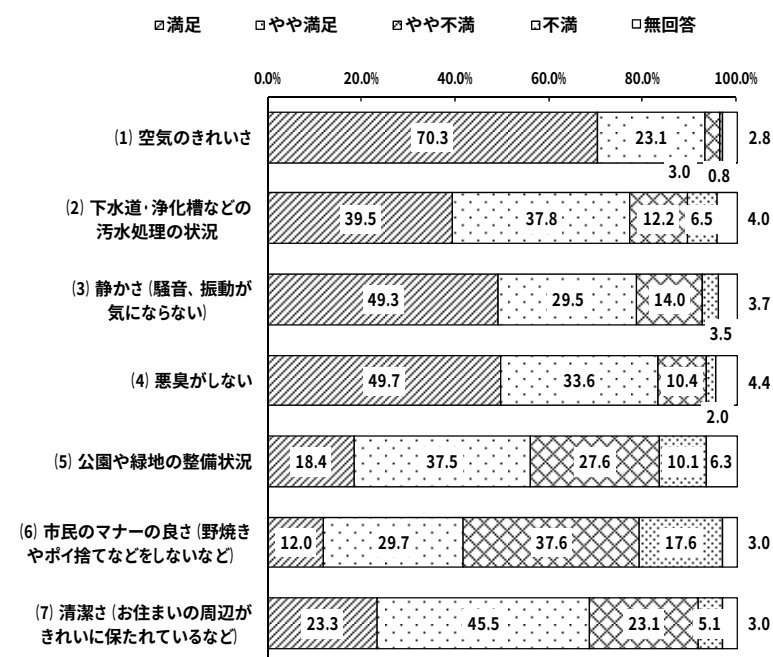


ごみゼロ運動の展開

(3) アンケートから見る市民意識

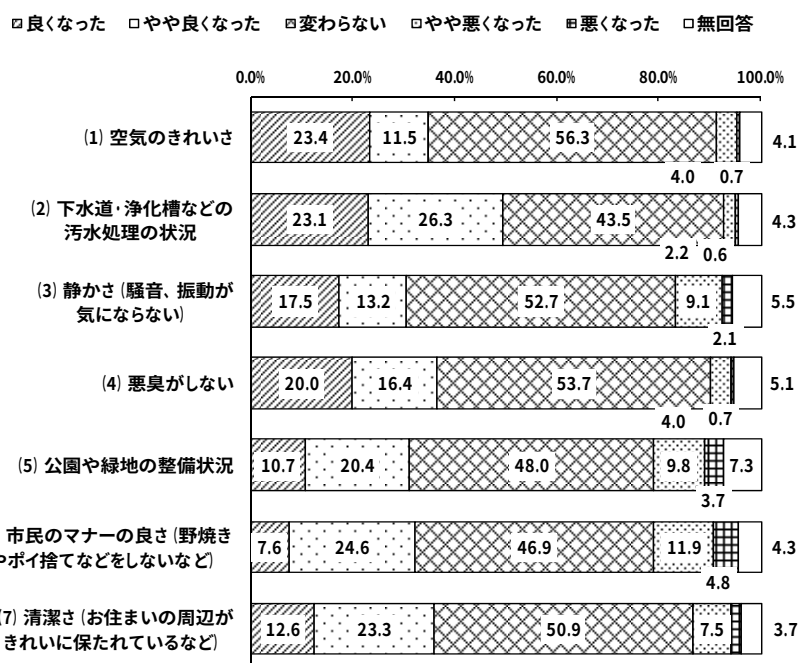
(身近な生活環境への満足)

身近な生活環境への評価としては、「良くなった(良くなった)」と「やや良くなった」の合計)の割合が最も高いのは『(2) 下水道・浄化槽などの汚水処理の状況』(49.4%)です。以下、『(4) 悪臭がしない』(36.4%)、『(7) 清潔さ(お住まいの周辺がきれいに保たれているなど)』(35.9%)、『(1) 空気のきれいさ』(34.9%)が続いています。



(身近な生活環境への評価)

一方で、「悪くなった(「悪くなった」と「やや悪くなった」の合計)」の割合が高いのは『(6) 市民のマナーの良さ(野焼きやポイ捨てなどをしないなど)』(16.7%)、『(5) 公園や緑地の整備状況』(13.5%)、『(3) 静かさ(騒音、振動が気にならない)』(11.2%)となっています。



また、「変わらない」の割合が過半数を占める項目は、『(1) 空気のきれいさ』(56.3%)、『(4) 悪臭がしない』(53.7%)、『(3) 静かさ(騒音、振動が気にならない)』(52.7%)、『(7) 清潔さ(お住まいの周辺がきれいに保たれているなど)』(50.9%)です。

2 うるおいと安らぎのある生活環境の確保

(1) 施策目標

親水性のある場づくりの形成や身近な緑の保全と創造、人と環境に配慮した社会資本の整備を推進し、うるおいと安らぎのある快適な生活環境を確保します。

(2) 施策方針の内容

ア 親水性のある場づくりの形成

- ① 水とふれあい、魚など水辺の生物と親しめる場の整備を進めます。
- ② 河川の改修にあたっては、それぞれの目的・機能を踏まえながら、瀬や淵の創出、現況植生の保存について生態系に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全創出する多自然型の川づくりを県などと連携して進めます。
- ③ 市民に親しまれている湧水については、保全と活用を図るための取組を検討します。

イ 身近な緑の保全と創造

- ① 市民や事業者による生垣や花壇の設置など、緑化の取組を促進します。
- ② 庁舎や公営住宅、公園、学校などの公共施設の緑化を充実し、市街地における緑化の保全と創造を進めます。

ウ 人と環境に配慮した社会資本の整備と維持

- ① 行政が管理する公園や公共施設園庭、道路、河川などの環境美化など、市民、市民団体、事業者などと連携・協働による取組を推進します。
- ② 公衆トイレの整備と適切な維持管理を推進するとともに、山や海などの観光・レクリエーション施設の排水処理対策、再生可能エネルギー・省エネルギー対策などを推進します。
- ③ 自然の有する防災や水質浄化などの機能を利用し開発等を進める手法（グリーンインフラストラクチャ）について、調査研究を進めます。

IV 自然環境豊かな文化と社会をつくる

豊かな自然環境を背景にした歴史的・文化的資源を大切にする島を目指します。

1 歴史的・文化的環境の保全と活用

(1) 施策目標

地域固有の歴史や文化が息づく環境を形成するため、歴史・文化資源を大切にするとともに、地域を活性化する柱として、積極的に活用します。

(2) 施策方針の内容

ア 佐渡金銀山遺跡および関連文化財の保全・活用

- ① 佐渡金銀山遺跡を中心とした佐渡の世界遺産化と登録後に向けた取組を市民と連携しながら積極的に推進します。
- ② 史跡・重要文化的景観など世界遺産関連文化財の保全を進めるとともに、地域の歴史・文化的資源として積極的にその活用を図ります。
- ③ 関係機関や地域住民の協力のもと、市民の世界遺産保護意識の醸成を図ります。

イ 歴史・文化資源の保存と活用

- ① 歴史・文化資源の保全と継承のための拠点として「佐渡学センター」を中心とした取組を進めます。
- ② 指定文化財や伝統的建造物などの保存、修理や維持管理を進めます。
- ③ 埋蔵文化財については、包蔵地の発掘調査と普及啓発による保存対策を進めます。
- ④ 新たな文化財の指定や登録に取り組みます。
- ⑤ 町並み、民家などの歴史的建造物の調査を行い、その保存に努めます。
- ⑥ 地域で親しまれている歴史・文化資源を把握するとともに、地域住民との連携により保全と普及啓発を進めます。
- ⑦ 博物館や資料館など、資料収集や展示の充実に努め、市民の歴史・文化に関する学習を推進します。
- ⑧ 地域の伝統行事や伝統芸能の保存と継承に努めるとともに、市民が文化芸術に親しむ機会の充実と、市民の自発的な文化活動を支援します。

(3) アンケートから見る市民意識

(環境問題への関心)

□とても関心がある □関心がある □あまり関心がない □関心がない □無回答



(様々な環境課題に関して主体的に対処すべき主体)

□市役所等 □事業者 □市民 □無回答

(8) 良好な景観を保持するとともに、歴史的または文化的資源などと調和した快適な環境を創造する



歴史・文化的資源の保全に関しては、関心が高いものの、これらの環境保全に対処する主体としては、市役所などとなっています。



村祭りでの鬼太鼓門付



春日神社能



鬼太鼓神社奉納

2 佐渡にふさわしい景観の形成

(1) 施策目標

自然がつくり出した美しい景色、人々の長い営みの中で育まれてきた棚田や里山、古い街並みや歴史的建造物などがもたらす風景を保全し、佐渡らしい景観を形成します。

(2) 施策方針の内容

ア 景観計画、景観条例に基づく景観像

佐渡らしい景観像を市民との合意のもとに築きます。

イ 良好な景観の確保

- ① 佐渡市景観条例、景観計画に基づき、地域の特性に応じた、きめ細やかな規制や誘導方策に取り組みます。
- ② 森林の適切な維持管理や小倉千枚田などの棚田の復元を進め、里地、里山などの景観を保全します。また、耕作放棄地の生産基盤の復元に取り組むことで、良好な農村景観の形成を促進します。世界農業遺産の価値の維持を今後も図りつつ、棚田の維持、里山、里海などの景観の保全に努めます。
- ③ 「佐渡市屋外広告物条例」に基づく規制や指導を通じて、屋外広告物についての景観上の適正な配慮を促進します。
- ④ 講演会やシンポジウムなどの市民参加のイベントの開催や顕彰制度などを実施することにより、景観形成に関する市民意識の高揚と市民や事業者の自発的な景観づくりを促進します。
- ⑤ 各主体と連携・協力して、清掃・美化活動を推進します。
- ⑥ 個人の所有地などに放置している廃自動車の撤去を進めます。
- ⑦ トレッキング協会など関係機関と連携し、トビシマカンゾウや貴重な山野草の盗掘防止などの保護・保全活動を推進します。
- ⑧ 関係機関・団体などと連携し、外来動植物の駆除を推進し、佐渡の動植物の在来種の保護・保全を促進し、佐渡らしい景観を育みます。

V 環境市民を形成し市民活動を展開する

環境学習の開催、地域での実践活動を支援し、佐渡の環境を世界に発信する環境市民づくりと育成を目指します。

1 佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成

(1) 施策目標

地域で行われている様々な取組に参画し、実践することで、環境の大切さを学び、知り、佐渡の環境の良さを認識し、自信を持って他に発信することのできる「環境市民」を育成します。

指標	①環境アドバイザー登録数	60人
	②環境イベント参加者数	2,800人

(2) 施策方針の内容

ア 環境教育・環境学習における様々な取組

- ① 小・中学校や給食センターなどに、太陽光・風力発電設備などの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を推進するとともに、電力使用量、発電量の見える化に努めます。
- ② 佐渡学講座、市民大学講座など他の機関が行う講座などと連携し、環境教育・学習の機会を提供します。

イ 次世代を担う人材への重点的な取組の推進

- ① 「こどもエコクラブ」などへの積極的な支援を進め、子どもたちの自主的な環境学習活動を促進します。
- ② 環境学習活動への意欲を高め、環境保全活動への取組を促進するため、「佐渡市環境教育副読本（小学生用・中学生用）」の幅広い活用を推進します。
- ③ 小・中学校における環境教育を総合的に推進するため、指導者用の「佐渡島環境大全」の活用を促進します。
- ④ 環境教育の推進を図るため、支援制度の充実を図ります。

ウ 指導者の育成と活用の促進

- ① 小・中学校教職員や地域における環境保全活動実践者などを対象とした「環境教育・環境学習指導者研修会」を開催し、環境教育・環境学習の指導者として育成します。
- ② 佐渡の環境を指導するにふさわしい人材を中心として市独自の「環境アドバイザー」に登録し、指導者情報を教育現場などに提供します。

エ 家庭、地域、職場など、多様な場における環境教育・環境学習の推進

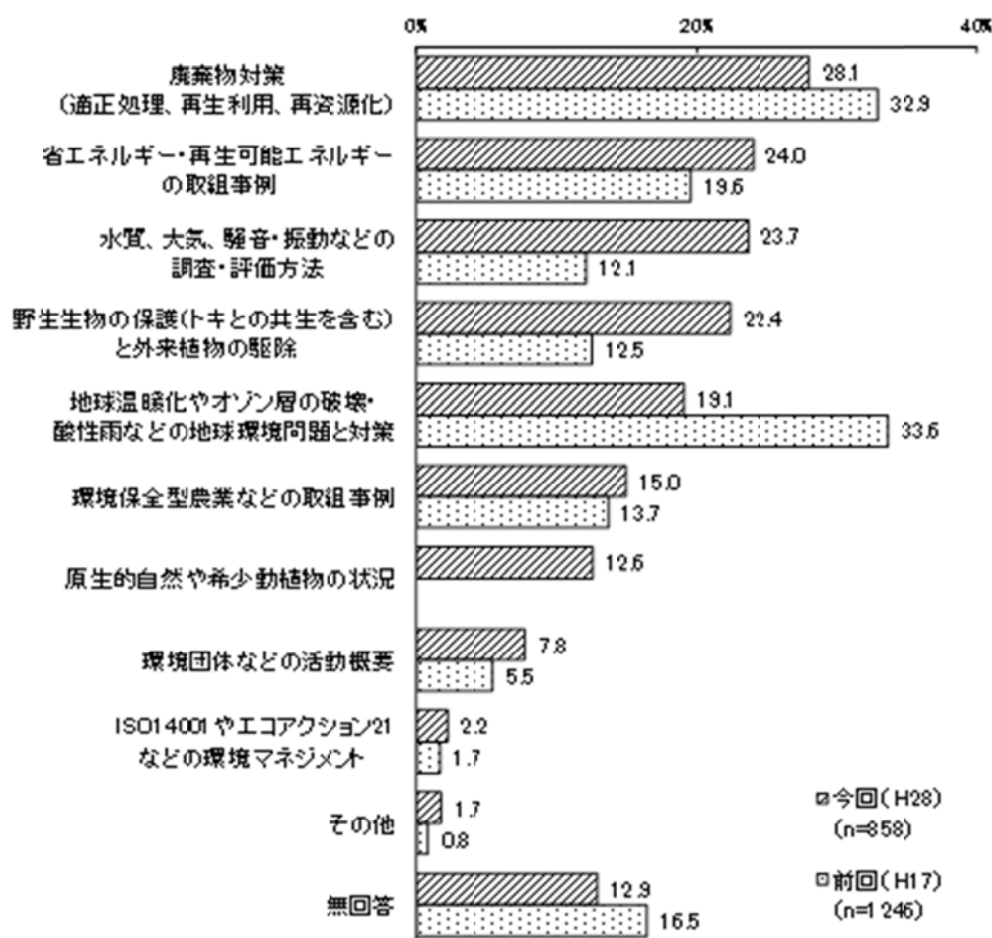
- ① 多様な場における環境教育・環境学習の推進のため、教材やプログラムの提供、環境アドバイザーなどの人材の派遣などの支援を行います。
- ① 環境教育・環境学習の中で、トキの森公園やトキ交流会館、クリーンセンターなどの廃棄物処理施設などの施設の積極的な活用を推進します。



環境講演会の様子

(3) アンケートから見る市民意識

(佐渡の環境について学びたいこと、知りたいこと)



佐渡の環境について学びたいこと、知りたいことは、「廃棄物対策（適正処理、再生利用、再資源化）」（28.1％）の割合が最も高くなっています。以下、「省エネルギー・再生可能エネルギーの取組事例」（24.0％）、「水質、大気、騒音・振動などの調査・評価方法」（23.7％）、「野生生物の保護（トキとの共生を含む）と外来植物の駆除」（22.4％）が2割台で続いています。

「水質、大気、騒音・振動などの調査・評価方法」や「野生生物の保護（トキとの共生を含む）と外来植物の駆除」の割合は前回調査よりも1割程度高くなっています。

一方で、「地球温暖化やオゾン層の破壊・酸性雨などの地球環境問題と対策」の割合は前回調査よりも1割以上低くなっています。

2 協働の取組の推進

(1) 施策目標

市民、市民団体など、事業者、行政などそれぞれが主体的に、また、それぞれが相互に連携・協働しながら様々な環境保全活動に取り組む、「地域環境コミュニティ」を形成します。

指標	①清掃ボランティア延べ参加人数	200,000人
	②美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会	
	会員数	50団体
	③佐渡環境賞応募件数	20件

(2) 施策方針の内容

ア 市の率先行動と中心的役割としての取組

- ① 市は、日常業務を含め、事務・事業のすべてに環境への配慮を適切に織り込んでいくことにより、自らの活動を律し、環境への負荷の低減などの環境保全活動を率先垂範します。
- ② 各主体との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。「美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会」を中心に展開していきます。
- ③ 市民、市民団体、事業者などが行う環境保全活動を支援し、地域の環境保全活動を推進します。また、地域の身近な環境価値を市民が再認識し、市民が中心となって環境価値を高める取組を促進します。
- ④ 地域の環境データバンクとして、環境保全活動の推進はもちろんのこと、環境施策の企画立案に活用するため、環境情報の収集、整理を行い、適切に発信していきます。

イ 協働のための仕組みづくり

- ① 市民団体などからの環境施策提言をモデル事業化するなど、施策提言機能の強化を図り、パートナーシップによる施策立案を促進します。
- ② 地域の様々な主体が連携し、地域ぐるみの垣根を超えた環境保全活動を促進します。
- ③ 「環境フェア」や「佐渡市一斉清掃」などの取組をさらに効果的に進めるため、各主体との連携・協働に努めます。

ウ 環境情報の収集・提供の充実

- ① 環境情報の提供を的確に実施するため、市の環境の状況や環境施策の実施状況などを、毎年度「佐渡市の環境」として公表します。

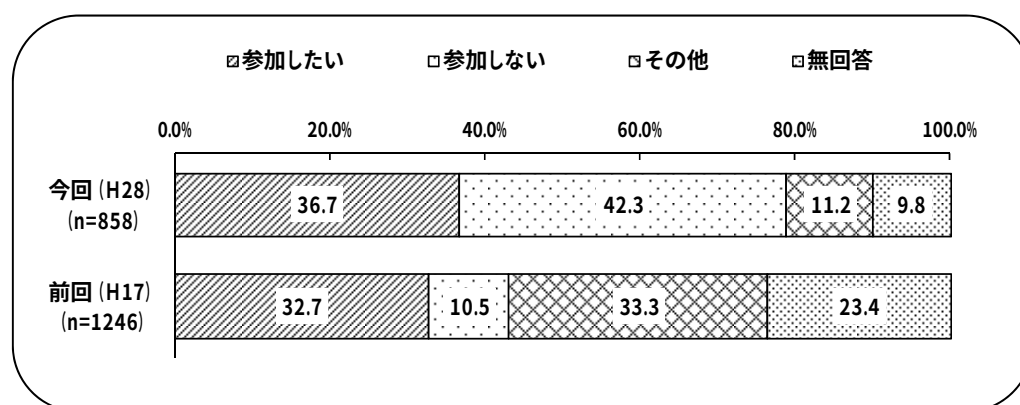
- ② 環境保全活動団体などの活動情報を収集、把握し、各主体に提供するとともに、環境情報のネットワーク化を推進します。
- ③ 市民環境アンケート調査を計画的に実施し、市民や事業者などの環境保全活動の取組状況や、環境に関する意識の把握に努めます。

エ 各主体の自主的・積極的な取組に対する支援

- ① すぐれた環境保全活動を行う事業者、団体などを顕彰する制度として市独自の「佐渡環境賞」による表彰を行い、活動を広く周知します。
- ② 環境に配慮した事業活動や環境保全活動に取り組む事業者の情報を広く提供します。
- ③ 国・県などの補助制度の活用、制度融資の周知、物品や資材、活動ノウハウの提供などにより、地域に根ざした環境保全活動を支援します。

(3) アンケートから見る市民意識

(環境を良くする活動への参加意向)



環境を良くする活動への参加意向としては、「参加しない」(42.3%)が4割強で最も多くなっていますが、一方で、3人に1人以上は「参加したい」(36.7%)としています。

この設問につきましては、前回調査での「今後機会があれば、環境教育や環境学習に参加したいと思いますか」と、今回の調査によりお聞きした「機会があれば、佐渡の環境を良くする活動に参加したいと思いますか」という問いでは、市民意識の傾向を比較することが難しくなっています。

超高齢社会、過疎であることを背景とした、参加したくても参加できないという事情を考慮して、比較する必要があります。

佐渡市環境基本計画における環境指標

本計画では、5つの長期目標を達成するため、「環境指標」を定め数値目標を設定します。

NO	環境指標	現在 (H27)	目標 (H38)	備考
1	豊かな自然環境の保全と活用			
	環境にやさしい米づくりなどの面積の割合 (%) (作付面積全体に占める5割減減以上栽培面積の割合)	83.3	88.0	
	学校給食における地場産農作物使用割合 (%)	25.2	30.0	目標値は平成31年度
2	トキとの共生の実現			
	トキの野生下定着数 (羽)	104	220羽以上	目標値は平成32年度 トキ野生復帰ロードマップ 2020から
	トキの餌場面積 (ha: ビオトープ面積、基準日: 年度末)	26.7	45	
3	廃棄物の循環利用の促進			
	可燃ごみに占める生ごみの割合 (%)	15.2	8.0	
	廃棄物排出量 (t/年)	22,154	17,800	
	1人1日あたりごみ排出量 (g/人・日)	1,046	940	
	リサイクル率 (%)	21.0	25.0	
	埋立処分量 (t/年)	1,024	820	
4	地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及促進			
	公共施設における再生可能エネルギー導入数 (箇所)	16	20	
	市の施設におけるCO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)	22,291	20,061	年間1%×10年
5	くらしを支える生活環境の確保			
	野焼き苦情件数 (件)	※70	50	※H23～27年度の 年平均
	生活雑排水処理人口比率 (水洗化率) (%)	※51.4	67.2	※H26年度
	海水浴場の水質判定基準AAの割合 (開設前)	6/6	6/6	
6	佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成			
	環境アドバイザー登録者数 (人)	35	60	
	環境イベント参加者数 (人)	1,400	2,800	
7	協働の取組の推進			
	清掃ボランティア延べ参加人数 (人)	89,524	200,000	
	美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会会員数 (団体)	29	50	
	佐渡環境賞応募件数 (件)	10	20	

※現在(H27)については、基本的に平成27年度末現在の数値。

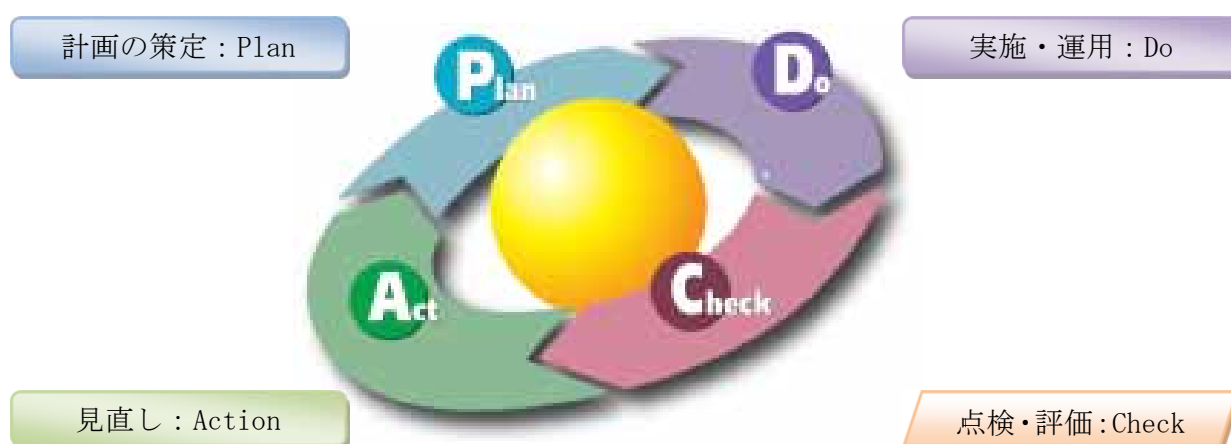
第4章 計画の推進にあたって

第1節 効果的な推進

1 計画推進の基本的な考え方

計画のめざす将来像の実現を図るための施策及び事業の成果について定期的に把握し、及び評価し、適切な見直しを継続的行います。

計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の策定（Plan）、施策・事業の実施（Do）、施策・事業の実施状況などの点検・評価（Check）、施策・事業の見直し（Action）による進行管理を行います。



点検・評価にあたっては、達成状況を的確に示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価できるようにします。

2 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市の推進体制を整えるとともに、市民、事業者、市が相互連携して、環境の保全に向けた取組を実施していきます。

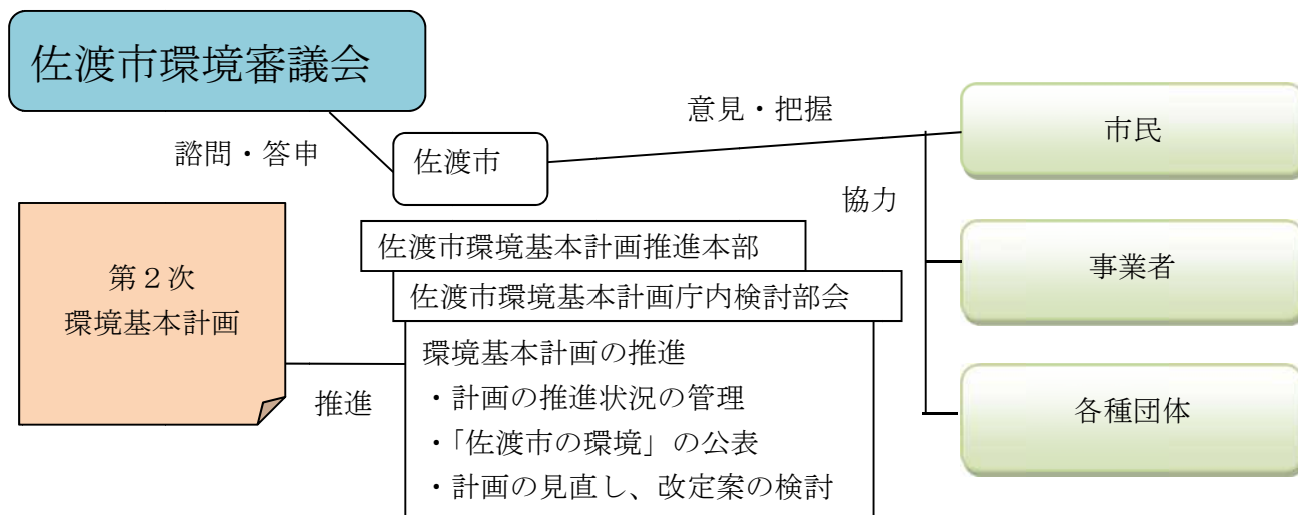
計画のめざす将来像の実現を図るための施策及び事業の成果について、定期的に把握、評価を行い、社会情勢の状況などを勘案して、適切な見直しを行います。

(1) 庁内の推進体制

計画に定める施策目標を着実に達成していくためには、庁内各部局との連携を強め、取組を進めていくことが必要です。

市は、庁内に「環境基本計画推進本部」を設置し、計画の進捗状況の把握や施策の見直しなどの進捗管理を行います。さらに「環境基本計画推進本部」の下に、進捗管理に必要な施策の点検・評価を具体的に行う「庁内検討部会」を設け、組織の連携強化を図ります。

(計画推進体制イメージ)



(2) 佐渡市環境審議会※

環境審議会は、各施策目標が目指す将来像を達成するうえで計画が着実に推進されているかを審議し、計画の策定、変更の必要のある場合、市は審議会の意見や提言を受けてその反映に努めることとします。

※佐渡市環境審議会：環境審議会は、環境基本計画をはじめとして、佐渡市の環境の保全及び再生に関する基本的事項及び重要事項について、調査・審議するため、環境基本法第44条及び佐渡市環境基本条例第27条に基づき設置した市の附属機関です。

(3) 市民、事業者、市の相互連携

それぞれ個別に行動をしている主体を、美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会などの組織強化とともに結びつけ、より多くの市民が参加、連携し、効果的な取組を進めます。

(4) 市の率先行動

この計画に掲げる環境の保全及び再生に関する施策を総合的・計画的に展開し、各主体の自主的な環境保全活動に関して中心的な役割を担います。将来像に掲げる「^{いのち}生命あふれる循環の島」を実現するため、市の業務全般にわたり環境への配慮を行い、環境の保全、循環型社会への転換、豊かな自然環境を背景にしたさまざまな資源を大切にするための取組を率先的に行います。

(5) 計画の進捗状況、施策目標の達成状況の公表

計画に定める施策に関する事業の実施状況、市の環境の状況を把握し、毎年度「佐渡市の環境」としてまとめ、公表します。

(6) 計画の見直し

上記の評価や意見を反映したうえで、必要に応じ、本計画の見直し、改定にあたっては、佐渡市環境審議会において、各主体の意見・提言を広く把握し、これらを計画内容に反映します。

第2節 各主体の取組

1 市の率先行動

事務事業すべてにおいて、環境配慮に取り組み、自らの活動を律し、この計画に定める施策目標に掲げる環境保全活動全般について率先して推進します。また、このような取組を積極的に支援・周知することにより、各主体の取組を促進します。

(1) 地球温暖化対策

「佐渡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの削減に取り組みます。また、国や新潟県の動向を注視し、取組みを推進していきます。

ア 市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の把握

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を把握するため、年間を通じて以下の調査活動に取り組みます。

- (ア) 車両台数、車両走行距離及び燃料消費量
- (イ) ガソリン、重油、灯油、電気、水道、ガスなど資源・エネルギーの使用量
- (ウ) ごみやし尿など、廃棄物の排出量や資源回収量など

イ 温室効果ガス排出量の削減と身近な吸収源対策

- (ア) 太陽光や風力、水力発電施設などの導入
- (イ) 節水や、雨水貯留施設の整備による用水などへの雨水利用
- (ウ) アイドリング・ストップなど、エコドライブの実施
- (エ) 公用車の低公害・低燃費車化の推進
- (オ) 近距離通勤の自動車使用の自粛や公共交通機関の利用促進
- (カ) クールビズやウォームビズ※の励行と室内温度管理の徹底（冷房 28℃、暖房 20℃）
- (キ) 朝の一斉点灯、昼休み、退庁時などの不要箇所の消灯による室内照明管理の徹底
- (ク) 待機時消費電力の削減
- (ケ) 電化製品などの買い替えによる省エネルギー化の促進
- (コ) 空調機などでの定期的な清掃による熱効率の向上促進
- (サ) 両面コピーの徹底などによるごみの排出量の削減
- (シ) 使用済み封筒などの再使用の徹底
- (ス) 古紙や生ごみのリサイクルの実施
- (セ) ごみ分別の徹底
- (ソ) 公共施設における生垣や花壇の整備 など

ウ 職員研修の実施と環境マネジメントシステムの構築

- (ア) 推進管理者、推進責任者、推進員の設置
- (イ) 職員研修の計画的な開催
- (ウ) I S O 14001 認証取得が可能な体制の構築 など

※ 冷房時の室温 28℃、暖房時の室温 20℃でも快適に過ごすことができるライフスタイルとして環境省が、平成 17 年度から推進している取組み

(2) グリーン購入の推進

「佐渡市環境物品などの調達の推進に関する基本方針」に基づいたグリーン購入に取り組みます。

- ア 再生紙や再生品、その他環境に負荷の少ない「環境にやさしい製品・サービス」の調達
- イ 印刷物などにおける環境ラベル表示の徹底
- ウ 再生資源である溶融スラグや森林の育成過程で生産される間伐材など、公共工事における使用の推進 など

(3) 環境美化・清掃活動

空き缶やタバコの吸殻などのポイ捨てごみの回収を常に行うとともに、海岸清掃や不法投棄された廃棄物の回収などの清掃活動に積極的に参加します。

(4) 公共工事における環境配慮

公共工事における省資源・リサイクルの取組や、自然環境や生態系に配慮した工法を進めます。

- ア 駐車場や歩道などへの透水性舗装の導入
- イ 自然や生態系に配慮した多自然型の川づくり など

2 市民の率先行動、参加

市民には、環境問題と日常生活との関わりを正しく理解し、省エネ、省資源、リサイクルなど環境に配慮した行動を実践し、環境負荷の低減に努めるなど環境にやさしいライフスタイルを確立していくことが望まれます。また、地域コミュニティの一員として、地域の環境保全活動に積極的に参加し、地域全体で環境保全に取り組むことも必要です。

(1) 環境問題への関心と理解を深めます

日常生活と環境の関わり、自然や生態系の仕組みなど、環境問題への関心と理解を深めます。

(2) 環境保全活動に参加・協力します

リサイクル活動や緑化活動、環境美化活動など、地域の環境保全活動に参加・協力します。

(3) 環境にやさしい商品を使用します

エコマーク商品、詰替え可能商品、省エネルギー型商品などの環境にやさしい商品や、環境問題に積極的に取り組んでいる企業の商品を使用します。

(4) 省エネルギーに努めます

電気製品のスイッチをこまめに消す、冷暖房を適切な温度に設定するなど、家庭内での省エネルギーに努めます。

(5) 資源を大切にし、ごみを減らします

資源を大切にし、ごみを減らすとともに、分別回収への協力などによる資源の再利用に努めます。

(6) エコドライブを実践します

不要不急の自動車の使用を控えるとともに、エコドライブを実践します。

(7) 台所からの生活排水に気をつけます

台所からの排水対策や下水道への接続などによる水質汚濁防止に努めるとともに、節水に努めます。

(8) 家庭からの騒音や悪臭に気をつけます

テレビなどの音量や、ペットの鳴き声、排せつ物の臭いなど、近所への騒音や悪臭に気をつけます。

(9) 自然に親しみ、自然を大切にします

自然観察会などに参加し、自然とのふれあいを進めるとともに、自然への理解を深め、自然を大切にします。

(10) 緑あふれる美しい景観を守ります

地域の緑化や歴史的景観の保全・継承に努め、緑あふれる美しい景観を守ります。



生きもの調査の日の様子

3 島外者に求める行動

市内においてルール化された環境保全の取組は、訪れる方など、本市の自然環境にご理解をいただいている方にもご協力いただくことが必要です。環境保全に関連する取組は、市民、市民団体等の努力によって推進されていますが、本市に来訪される方についても以下に示す取組について、行動していただきたいと考えます。

(1) 環境問題への関心と理解

豊かな自然環境における生態系や生物多様性の仕組みについて関心と理解を深めます。

(2) 環境保全関連イベントへの参加

環境保全活動に関連する講演会、シンポジウム、スポーツイベントに参加します。

(3) ごみの減量化への取組理解

レジ袋ゼロ運動、マイバッグ持参に対する理解を深めるとともに、イベントなどにおけるごみ減量化について協力します。

(4) 野生生物保護への理解

トキの観察ルールを守り、共生社会づくりに協力します。

(5) 本市の自然環境の情報発信

里地、里山、里海など、本市固有の自然環境にふれ、その大切さを情報発信します。

4 各種団体の率先行動、参加

各種団体は、問題意識を持ち先進的に取組みを行っていることから、専門的な知識や技術を活かした環境保全の多様な取組を展開するとともに、地域における環境保全活動の中心的な役割を果たしていくことが期待されています。

また、市民、事業者、行政など各主体の取組に関し、支援、連携、協力するなど、協働して取り組むことが期待されます。

- (1) 環境に関する理解を深める講習会、自然観察会などを開催し、地域における環境教育・環境学習に努める役割。
- (2) 他の各種団体と交流を図り、地域コミュニティの中心的役割として、ネットワークを広げ、市における環境活動を活性化する役割。
- (3) 豊かな自然環境の保全や貴重な野生動植物などを守るため、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図る役割。
- (4) 歴史的、文化的建造物、街並みなど、地域固有の歴史的景観を保全・継承し大切にする活動に中心的に取り組む役割。
- (5) 水辺や水生生物の保全や生活排水対策など地域の環境保全活動に中心的に取り組む役割。
- (6) リサイクルやごみ減量に関する学習会、イベントなどを開催し、環境保全意識の高揚に努める役割。
- (7) 地球温暖化防止に向けた、家庭、事業所、学校などの地域への普及啓発活動に努める役割。



大野亀での海岸清掃

5 事業者の率先行動、参加

事業者は、事業活動に伴い生じる環境汚染の防止や自然環境の保全など、環境に十分配慮した経営が求められるとともに、環境に対する取組を率先して公表するよう努めることが必要です。製品などの製造、販売、廃棄など事業活動の各段階において、生産者としての責任を意識し、環境負荷の低減に努めることが必要です。

企業の社会的責任（CSR）の考え方にに基づき、主体的に環境保全活動に取り組むとともに、市民、行政などと連携・協働した活動にも積極的に参加することが求められています。

また、国、県、市などの行政機関も一事業者として、これらの行動に率先して取り組みます。

（1）豊かな自然を守り育む

ア 事業を行う際には、周辺地域の自然環境や生態系、周辺の景観などに配慮します。

イ 地域において、環境保全活動に関する様々な活動に積極的に協力、参加します。

ウ 工場や事業所などの敷地内の緑化に努めます。

（2）地球環境を考え、行動する

ア 各種リサイクル法に基づき、事業活動に伴い発生する廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に努めます。

イ リユースやリサイクルしやすい商品や、修理などにより長く使える商品の製造・販売に努めます。

ウ 自ら排出した産業廃棄物について、最終処分が終了するまで適切な管理を行います。

エ 古紙回収などのリサイクル活動やグリーン購入を積極的に進めます。

オ 簡易包装の推進やトレイの使用削減や回収に取り組みます。

カ 地球温暖化防止に向けた自主的な取組を進めるほか、従業員に対しても自主的な取組の推進の実践と地球温暖化防止活動に関する運動への参加を呼びかけます。

キ 自動車の使用に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを実践し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。

ク 設備や物品の購入にあたっては、省エネルギー型のものを選択するとともに、工場や事業所などにおいて節電や燃料の節約など、省エネルギー行動を推進します。

ケ 工場や事業所などの建築にあたっては、断熱構造や通気性、採光などに配慮するとともに、再生可能エネルギーの利用や未利用エネルギーの利用検討に取り組みます。

コ E S C O事業※の導入など、施設の効率的・効果的運用に努めます。

サ フロン利用製品を代替可能なものに転換します。

シ グリーン商品など環境の低減に繋がる製品・サービスの提供に努めます。

（3）暮らしを支える環境の質を高める

ア 環境関連法令を遵守し、大気汚染物質や水質汚濁物質などの排出、騒音、振動、悪臭などを可能な限り、抑制するよう努めます。

イ 事業活動で必要な油、化学物質などの排出防止対策を講じるとともに、漏出事故などがないよう、適正管理を徹底します。

ウ 節水の工夫や雨水利用の導入などを検討し、工場や事業所などの水資源の有効利用に努めます。

エ 農業者は環境保全型農業の実践や家畜排せつ物の適正処理などにより、農業による環境負荷の低減に努めます。

(4) 環境市民を形成し、市民活動を展開する

- ア 従業員に対する教育・研修を通じ、環境保全意識の向上に努めます。
- イ 従業員が環境保全活動に参加しやすい社内体制づくりを進めるとともに、地域の環境保全活動への企業単位での積極的な参加・協力を努めます。
- ウ 技術やノウハウを活かして環境保全活動に貢献するとともに、環境保全に寄与する技術や製品、サービスの開発に努めます。
- エ 事業活動における環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、ISO14001 の認証取得など環境マネジメントシステムの導入に努め、自主的な管理体制を強化します。
- オ 環境会計の導入や環境報告書の作成、環境配慮製品の使用、その他環境配慮行動など、自らの環境に関する取組の公表に努めます。

※ ESCO 事業(エスコじぎょう)=Energy Service Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

コラム「COOL CHOICE (クールチョイス)」って何？

ひとつひとつの選択で地球温暖化は防止できる。

いま世界では地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減を目指した国際的なルール(パリ協定)の合意がすすめられています。

日本の政府も 2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減する目標を立てました。その目標達成のために政府が呼びかけているのが「COOL CHOICE (クールチョイス)」という運動です。この言葉には賢く=COOL、選ぶ=CHOICE、すなわち「賢く選ぶ」という意味が込められています。

資源の乏しい我が国には省エネや低炭素に関する技術やアイデアを活かした商品やサービスがあります。

そうした商品やサービスを利用することが地球温暖化防止につながるのです。

つまり国民に省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化防止対策のための「賢い選択」を促す運動が「COOL CHOICE (クールチョイス)」なのです。

では、何を選べば良いのでしょうか、一部の例をお示しします。

- ・ 車を買うときは「エコカー」を、家を建てるときは「エコ住宅」を、家電製品を買うときは「エコ家電」を選ぶこと。
- ・ 家庭やオフィスの灯りは「高効率な照明」を選ぶ、通勤通学や旅行には「公共交通機関」を選ぶこと。
- ・ クールビズやウォームビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するという生活習慣を選ぶこと。

このように私たちの生活にとっても身近ものや行動ばかりです。もしかするともう始めていることもあるかもしれません。本当にそんなことで地球温暖化を防止できるのかも感じるかもしれませんが、しかし、ひとつひとつの選択は小さくても、それが積み重なって大きな力となり地球温暖化防止に繋がります。

いまの選択が未来を変えるのです。

さあ、これからみんなで「COOL CHOICE (賢く選ぶ)」暮らしを進めましょう！

1. 佐渡市環境審議会の協議経過

①委員名簿等

(敬称略、順不同)

	氏 名	所属・役職
会長	長嶋俊介	前鹿児島大学教授
副会長	金子正史	佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センター長
委 員	永田尚志	新潟大学朱鷺・自然再生研究センター教授
	山本健次	一般社団法人新潟県環境衛生研究所佐渡検査センター長
	本山俊介	一般社団法人新潟県産業廃棄物協会専務理事
	渡邊剛忠	前佐渡ジオパーク推進協議会副会長
	広野行男	環境省佐渡自然保護官事務所首席自然保護官
	桃井卓子	佐渡市連合婦人会長
	山本初子	佐渡市消費者協会長
	近藤健一郎	公益財団法人日本野鳥の会佐渡支部事務局長
	井上由香	元新潟大学特任教員
	仲川純子	一般社団法人佐渡生きものの語り研究所理事長
	渡部雅子	特定非営利法人エコひびき佐渡
	板垣徹	潟上水辺の会(JAファーム代表取締役)
	安藤卓也	美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会副会長
	佐々木ひとみ	佐渡商工会女性部協議会長
	越渡佳弘	佐渡農業協同組合代表理事専務
事務局	鍵谷繁樹	佐渡市環境対策課
	原田健一	〃
	本田寿之	〃
調査機関	関谷一義	株式会社キタック
	岸 克也	〃

②協議経過

回 数	開催年月日	協議内容
第 1 回	平成 28 年 6 月 7 日	○佐渡市環境基本計画策定の基本方針（案）及び素案（概要） ○今後のスケジュール ○アンケート調査の項目
第 2 回	平成 28 年 11 月 14 日	○市民環境アンケート調査の結果 ○環境基本計画（案） ○答申書（案） ○今後のスケジュール
第 3 回	平成 29 年 2 月 17 日	○パブリックコメント実施状況報告 ○環境基本計画（案）に対する意見 ○「佐渡市の環境」について

2. 佐渡市環境審議会専門部会の協議経過

①専門部会名簿

（敬称略、順不同）

	氏 名	所属・役職
会長	長嶋俊介	前鹿児島大学教授
副会長	金子正史	佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センター長
部会員	近藤健一郎	公益財団法人日本野鳥の会佐渡支部事務局長
	井上由香	元新潟大学特任教員
	仲川純子	一般社団法人佐渡生きもの語り研究所理事長
	板垣徹	潟上水辺の会（JA ファーム代表取締役）

②協議経過

回 数	開催年月日	協議内容
第 1 回	平成 28 年 6 月 2 日	○佐渡市環境基本計画改訂の基本方針 ○改訂に向けたアンケート調査項目
第 2 回	平成 28 年 7 月 12 日	○佐渡市環境基本計画策定の基本方針等
第 3 回	平成 28 年 10 月 13 日	○第 2 次佐渡市環境基本計画（素案） ○今後のスケジュール
第 4 回	平成 28 年 11 月 28 日	○第 2 次佐渡市環境基本計画（案）の確認

3. 市民意見の把握等

①市民意識調査

「第2次環境基本計画」の策定にあたり、環境の現況や今後の環境づくりの進め方に対する市民の意見や要望などを把握し、計画づくりに反映させていくことを目的に実施した。

	内 容
調査内容	1. 身近な環境について 2. トキとの共生について 3. 地球温暖化対策について 4. 環境に関する取組について 5. 佐渡の環境について学びたいこと、知りたいことについて 6. 佐渡市の環境全般に関する意見や要望などについて
調査対象者	無作為に抽出した市内に住所を有する18歳以上の男女2,000名
調査期間	平成28年8月期
調査方法	郵送法（調査票の配布、回収とも）
配 布 数	2,000 票
有効回収数	858 票（有効回収率＝42.9％）

②市民団体へのヒアリング調査

計画策定にあたり環境の保全のための取組みをお聴きするため、市内で実際に環境に関連した活動を行っている団体（NPO法人、市民団体など）のうち5団体にヒアリング調査を行った。

	内 容
調査内容	1. 活動目的 2. 活動内容 3. 地域の環境課題 4. 佐渡市の環境保全に関しての意見
調査期間	平成28年9月期

③パブリックコメント

	内 容
実施期間	平成 29 年 1 月 10 日～平成 29 年 2 月 10 日
周知方法	市報さど、市ホームページ
募集方法	持参、郵送、ファクシミリ、メールまたは専用フォーム
意見提出者数	8 名
意 見 数	11 件

4. 佐渡市環境基本計画推進本部での検討経過

①構成

	所属・役職	氏 名
本部長	副市長	伊藤 光
副本部長	環境対策課長	鍵谷 繁樹
本部員	総務課長	渡邊 裕次
	総合政策課長	渡辺 竜五
	世界遺産推進課長	安藤 信義
	財務課長	池野 良夫
	地域振興課長	加藤 留美子
	市民生活課長	中川 宏
	農林水産課長	伊藤 浩二
	産業振興課長	市橋 秀紀
	上下水道課長	野尻 純一
	学校教育課長	吉田 泉

②協議経過

回 数	開催年月日	本部会議内容
第 1 回	平成 28 年 5 月 12 日	○第 1 次計画の内容確認基本方針 ○第 2 次計画策定の基本方針の確認
第 2 回	平成 28 年 11 月 25 日	○計画（案）の確認について ○今後のスケジュールについて
第 3 回	平成 29 年 2 月 20 日	○パブリックコメント実施状況について ○佐渡市第 2 次環境基本計画（案）の確認

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 環境の保全及び再生に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針(第9条)

第2節 環境基本計画(第10条)

第3節 環境の保全及び再生のための施策等(第11条―第23条)

第4節 環境の保全及び再生に関する協力(第24条・第25条)

第5節 推進体制の整備(第26条)

第3章 環境審議会(第27条―第31条)

附則

私たちのまち佐渡市は、青く澄んだ美しい海と緑豊かな山々を有し、四季折々自然の恵みの中でトキ(ニッポニア・ニッポン)を育んだ、世界に誇れる伝統と文化を有する歴史の島である。

近年、豊かな環境は、経済の高度化や生活様式の変化等により、地球規模でオゾン層の破壊や温暖化、酸性雨等による環境破壊が進み、人類の生存をも脅かすまでに至っている。

私たちは、環境問題を自らの課題として認識するとともに、環境の保全及び再生を目指し、市民が力を合わせて、人とトキが共に生きる島づくりを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人とトキが共に生きる島づくりを目指し、環境の保全及び再生について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び再生 健全で恵み豊かな環境を保護及び整備し、又は取り戻すことにより、将来にわたって良好な状態に維持することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全及び再生についての基本理念)

第3条 環境の保全及び再生は、市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び再生は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び再生は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全が、人類共通の課題であるとともに、環境の保全及び再生と密接

な関係があることから、すべての者は、これを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び再生についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び再生に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物を適正に処理するとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び再生に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び再生に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(滞在者及び民間団体等の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び再生に努めるものとする。

2 市民又は事業者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)は、第5

条に定める事業者の責務に準じて環境の保全及び再生に努めるものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び再生に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び再生に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 市は、環境の保全及び再生に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。
- (3) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- (4) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な景観を形成するとともに、歴史的又は文化的資源等と調和した快適な環境を創造すること。
- (5) 人と自然が豊かに触れ合い、共生することができる環境を確保すること。
- (6) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理並びに再生資源の利用、廃熱の有効利用等による資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (7) 地球環境保全を積極的に推進すること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全及び再生に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び再生に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び再生に関する長期的かつ総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び民間団体等(以

下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ佐渡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び再生のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者があらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずることができる。

2 市民等は、法令等に違反しない場合においても、環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置その他の行為をするときは、環境への負荷の少ない方法で行うよう努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為について必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(自然環境の保全等)

第14条 市は、トキをはじめとする野生生物の生息環境等に配慮し、樹林地、農地、河川等における絶滅危惧種等多様な生物の生存を確保するため、自然環境の保全及び再生に必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全等)

第15条 市は、公園、緑地及び水辺地の整備、良好な景観の確保、歴史的又は文化的資源の保全等を図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するた

め、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第16条 市は、市民等がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その者の経済的状況を勘案しつつ、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、適正かつ公平な経済的負担を求めることにより市民等が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

3 前項の措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて市民等の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(環境の保全及び再生に資する公共的施設の整備)

第17条 市は、下水道又は廃棄物の処理施設その他の環境の保全及び再生に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事務事業の実施に当たって、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの合理的かつ効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第19条 市は、環境の保全及び再生に関する教育の充実及び学習の促進により市民等が環境の保全及び再生についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び再生に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第20条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び再生に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第21条 市は、環境の状況を把握し環境の保全及び再生に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、調査及び研究の実施に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を把握し環境の保全及び再生に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、環境の保全及び再生に関する教育の充実及び学習の促進並びに市民等が自発的に行う環境の保全及び再生に関する活動の促進のため、環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球環境保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨対策その他の施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体等(以下「国等」という。)と連携し、地球環境保全に関する調査、情報の提供等に努めるものとする。

第4節 環境の保全及び再生に関する協力

(国等との協力)

第24条 市は、環境の保全及び再生を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国等と協力して、その推進に努めるものとする。

(国際協力)

第25条 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通じて、環境の保全及び再生に関する情報の提供、技術の活用等により、環境の保全及び再生に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制の整備

第26条 市は、環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等との協働により、環境の保全及び再生に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するように努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、佐渡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第28条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び再生の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び再生に関し必要と認められる事項

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び再生に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民
- (4) 事業者

(任期)

第30条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げない。

(委任)

第31条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○佐渡市環境審議会規則

平成17年 3 月 30 日

規則第 6 号

改正 平成18年 3 月 31日 規則第24号

平成20年 4 月 1 日 規則第44号

平成22年 3 月 30日 規則第13号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐渡市環境基本条例(平成17年佐渡市条例第26号)第31条の規定に基づき、佐渡市環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 審議会に必要に応じて専門部会を置く。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(部会長)

第 5 条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の会務を総理する。

(部会の会議)

第 6 条 第 3 条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第7条 審議会及び部会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

(平18規則24・平20規則44・平22規則13・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第44号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○佐渡市環境アドバイザー制度実施要綱

平成19年10月 1 日

訓令第40号

改正 平成20年 4 月 1 日訓令第17号

平成22年 3 月31日訓令第 9 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域における環境保全の意識の高揚を図るとともに、環境保全活動の促進に資することを目的として、住民団体等が実施する環境問題に関する講演会、環境講座、環境学習会及び観察会(以下「講演会等」という。)に、環境アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を派遣する制度について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、地域における講演会等を通じ、市民に対し環境保全活動に関する知識の普及啓発を図るものとする。

(委嘱)

第3条 市長は、環境問題に関し、知識経験を有する者又は環境保全活動実践者のうちから適当と認められる者を、アドバイザーとして委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から2年とし、再任されることを妨げない。

(派遣の対象)

第5条 派遣対象となる講演会等は、自治会、PTA、学校、婦人会、商工会、商工会議所、地域グループその他各種団体が自主的に開催するもので、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 市内において開催されるもの
- (2) 参加者が、おおむね20人以上のもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本制度の目的に沿ったもの

(講演会等の内容)

第6条 講演会等の主なテーマは、自然環境、環境保全、生活環境、環境教育等と

する。

(派遣手続)

第7条 アドバイザーの派遣を希望する講演会等の主催者は、実施の1月前までに、環境アドバイザー派遣申請書(様式第1号)により、市長へ申請する。

2 市長は、前項の申請書を審査し、アドバイザーに派遣依頼し、主催者にその採否を通知する。

(実施報告)

第8条 講演会等の主催者は、講演会等終了後、10日以内にその実施結果について、環境アドバイザー派遣実施報告書(様式第2号)により、市長に報告する。

(費用)

第9条 市は、アドバイザーに対して、予算の範囲内において派遣に伴う謝金及び旅費を支給する。

(庶務)

第10条 アドバイザーの派遣に関する事務は、環境対策課において行う。

(平20訓令17・平22訓令9・一部改正)

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第17号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

佐渡市第2次環境基本計画

2017年3月発行

企画・編集

佐渡市役所環境対策課

〒952-1292 佐渡市千種232番地 電話0259-63-3113 FAX0259-63-2750

ホームページ

<http://www.city.sado.niigata.jp>